

文化庁 令和4年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修  
地域のニーズを踏まえた日本語教育の体制づくりの検討  
～「地域における日本語教育の在り方について（報告）」の観点を踏まえて～

次 第

日時：令和4年12月26日(月)  
13:00～17:30  
開催方法：オンライン

1. 開会
2. 日本語教育に関する施策説明（文化庁・出入国在留管理庁・総務省・文部科学省）
3. 日本語教育小委員会における審議状況報告（文化庁）
4. 基調講演  
地域における日本語教育関連施策の現状と課題  
「日本語教育推進法制定・同基本方針策定の意義—立法に至る経緯を踏まえて—」  
株式会社三井物産戦略研究所 産業情報部 主席研究員 大木 義徳 氏
5. 実践報告
  - (1) 【i 岩手県】「日本語教育の参照枠を活用した日本語教育の展開—オンラインによる教育の実施」  
岩手県 ふるさと振興部国際室 主事 高橋 拓実 氏  
公益財団法人岩手県国際交流協会 交流推進課 主事 佐々木 葵 氏  
岩手地域日本語教育コーディネーター 藤波 大吾 氏
  - (2) 【ii 福岡県等】「企業と連携した日本語教育の体制整備の展開」  
福岡県 企画・地域振興部国際局国際政策課 課長補佐 鹿毛 久史 氏  
直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課 課長 梅原 達巳 氏
  - (3) 【iii 愛知県等】「都道府県と市町村の連携による日本語教育の展開—基本方針策定を踏まえて—」  
愛知県 県民文化局社会活動推進課多文化共生推進室 室長補佐 太田 美代子 氏  
豊田市 生涯活躍部国際まちづくり推進課 主査 丸山 宗祐 氏
6. 実践報告を踏まえた参加者同士の意見交換  
【i 岩手県】島根大学 学術研究院教育研究推進学系外国語教育センター 准教授 佐藤 智照 氏  
【ii 福岡県等】株式会社 link design lab 代表取締役 長尾 晴香 氏  
【iii 愛知県等】多文化 design コンパス 代表 高柳 香代 氏
7. 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」追加コンテンツ紹介（凸版印刷株式会社）
8. 閉会

【配布資料】

- 資料1 【文化庁】文化庁における日本語教育施策について  
資料2 【出入国在留管理庁】外国人との共生社会の実現に向けた取組  
資料3 【総務省】地域における多文化共生施策の推進について  
資料4 【総務省】多言語翻訳技術について  
資料5 【文部科学省】外国人児童生徒等教育の現状と課題  
資料6 【文化庁】文化審議会国語分科会における審議内容について  
資料7 【講演資料】地域における日本語教育関連施策の現状と課題  
資料8 【岩手県】「日本語教育の参照枠を活用した日本語教育の展開—オンラインによる教育の実施」  
資料9 【福岡県・直方市】「企業と連携した日本語教育の体制整備の展開」  
資料10 【愛知県・豊田市】「都道府県と市町村の連携による日本語教育の展開—基本方針策定を踏まえて—」

令和4年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

# 文化庁における日本語教育施策について



Japanese Language Education

令和4年12月

文化庁国語課

## 目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働，出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

## 国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上，財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）

（地方自治体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

この法  
日本語

れる

- ①外国人
- ②日本語
- ③外国人
- ④国内に
- ⑤海外における日本語教
- ⑥日本語を学習する
- ⑦幼児期及び学齢

日本語教育の推進

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（内閣府）より、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）」等を基に、**策定を求める計画・基本方針について見直しの指摘あり。**

国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務
- ・連携の強化

・地方公共団体の責務

・法制上、財政上の措置等

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

**基本的施策（第十二条—第二十六条関係）****国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

**日本語教育の水準の維持向上等**

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

**海外における日本語教育の機会の拡充**

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

**日本語教育に関する調査研究等**

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

**地方公共団体の施策**

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

**日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）**

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

**検討事項（附則第二条関係）**

国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育  
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育  
(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る事項

日本語学習・教授・評価に関する事項である「日本語教育の参照枠」の検討・作成、

### 5 日本語教師の資格の在り方について（報告）

- ・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細
- ・資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度

### 6 日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～

→文化庁において有識者会議を設置して検討を行い、令和3年8月に、「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」としてとりまとめ。  
令和4年5月から実施している「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」においても検討し、日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等について、法案の早期提出を視野に検討中。

## 第3章

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関における制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

- 外国人材の受入が全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

## 1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

## 2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



## 3. 基本的な考え方(提言)

### (1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
- オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

### (2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。



### (3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など多様な背景を持つ者に配慮すること。

### (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

### (5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として日本語で意思疎通を図り生活できることを目標とする。
- レベル: A1、A2からB1までを対象とすること。
- 学習時間: 目安として350-520時間程度とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

### (6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置、専門性を有する日本語教師を一定数配置すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

### (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

### (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

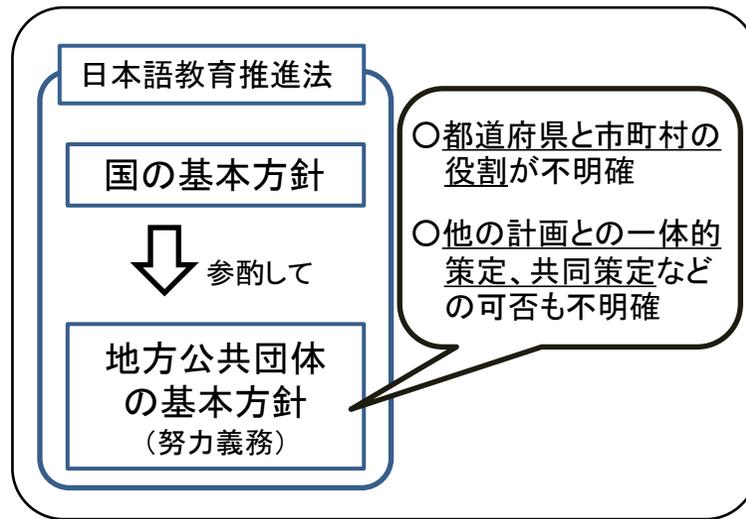
- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

## 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化

現  
行



支障

- 基本的な方針の策定に係る負担が大きい
- 既に地方公共団体では多文化共生・国際化についての計画が策定されている例があり、方針と重複する部分がある



「基本的な方針の柔軟な策定等が可能であること」を通知により明確化

見  
直  
し  
後

- 他の計画との一体的策定 可能
- 複数の地方公共団体との共同策定 可能
- 都道府県が圏域内の実情を踏まえた基本的な方針を策定すれば、市町村が基本的な方針を策定する必要はないこと

柔軟な対応ができることを明確化

効果

- 柔軟な方針の策定・柔軟な施策の推進が可能となり、業務の合理化・円滑化
- 多文化共生に係る施策等との連携も容易に
- 都道府県と市町村など関係機関が協力して施策の方向性を決定することも容易に

日本語教育を推進するための施策の推進に寄与



# 日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格制度（イメージ）

在留外国人が増加している中、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、教育課程や教員の配置等について、一定の基準を満たす機関に対し、教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国（文部科学大臣）が認定する制度を創設するとともに、認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

## 1. 日本語教育機関の認定制度（イメージ）

### (1) 日本語教育機関の認定

- ① 日本語教育課程を置く教育機関は、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ② 文部科学大臣は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等で公表する。

### (2) 認定の効果

- 認定された日本語教育機関は、学生募集の広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

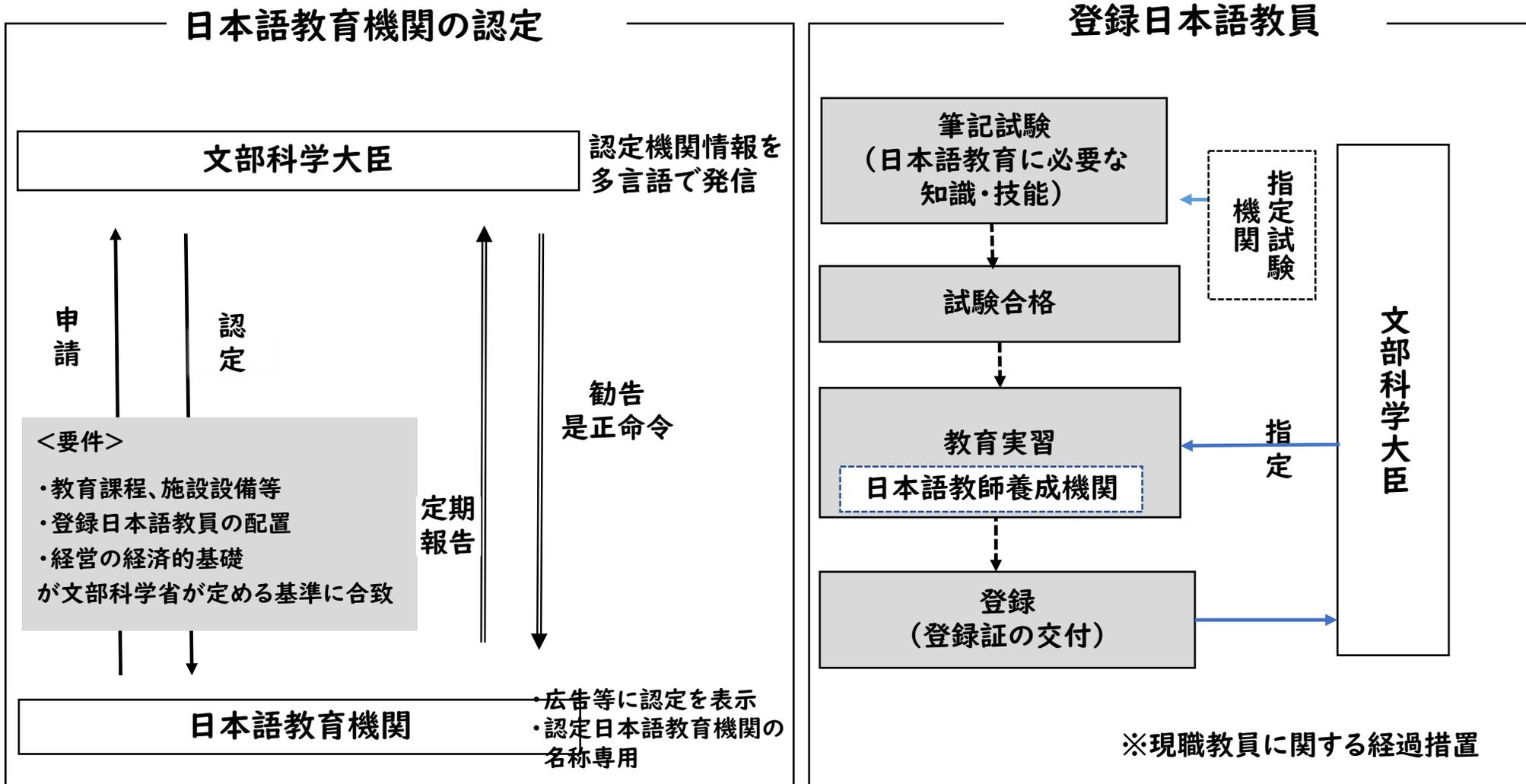
- 文部科学大臣は、必要な場合に、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し報告を求めるほか、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることができることとする。

※関係省庁との連携・協力を行う。

## 2. 認定日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣が指定する日本語教師養成機関が実施する教育実習を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者は、登録日本語教員であるものとする。

# <新制度のイメージ図>



# 「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月8日 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、**各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。**
- この制度を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下**、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる**企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

## 留学関係

### ○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

### ○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

### ○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

## 教育関係

### ○外国人の子どもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

## 就労・生活関係

### ○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

### ○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

### ○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携
- ・外国雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

法務省

厚労省

総務省

経産省

## 背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

## 事業内容

<b>1</b> 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国 学習機会の全国	<b>①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)</b> 600百万円 (500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55)、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	<b>②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充)</b> 153百万円 (132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加	<b>③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業</b> 24百万円 (24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	<b>条約難民等に対する日本語教育(拡充)</b> 128百万円 (55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
	<b>2</b> 向上等 日本語教育の質の	<b>①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等</b> 14百万円 (25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	<b>②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)</b> 250百万円 (201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	<b>③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)</b> 191百万円 (51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

### アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

### アウトカム(成果目標)

- ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人との共生社会の実現

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

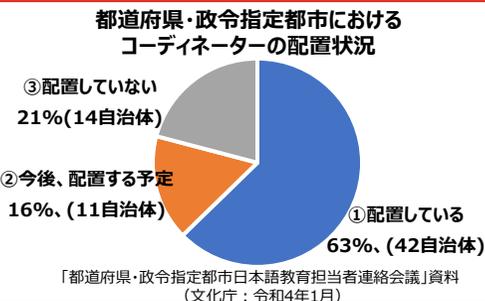
令和5年度予算額（案） 600百万円  
（前年度予算額 500百万円）



## 背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。

※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。



## 事業内容

### 1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

#### （1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
  - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
  - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育  
コーディネーターの人数増

#### （2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
  - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
  - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

#### （3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

### 2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

#### アウトプット（活動目標）

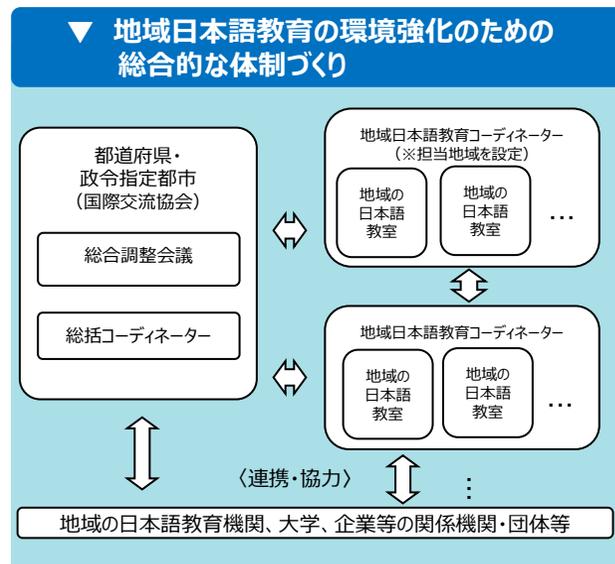
- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

#### アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。  
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

#### インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する



# 令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

## 第1次募集 合計48団体

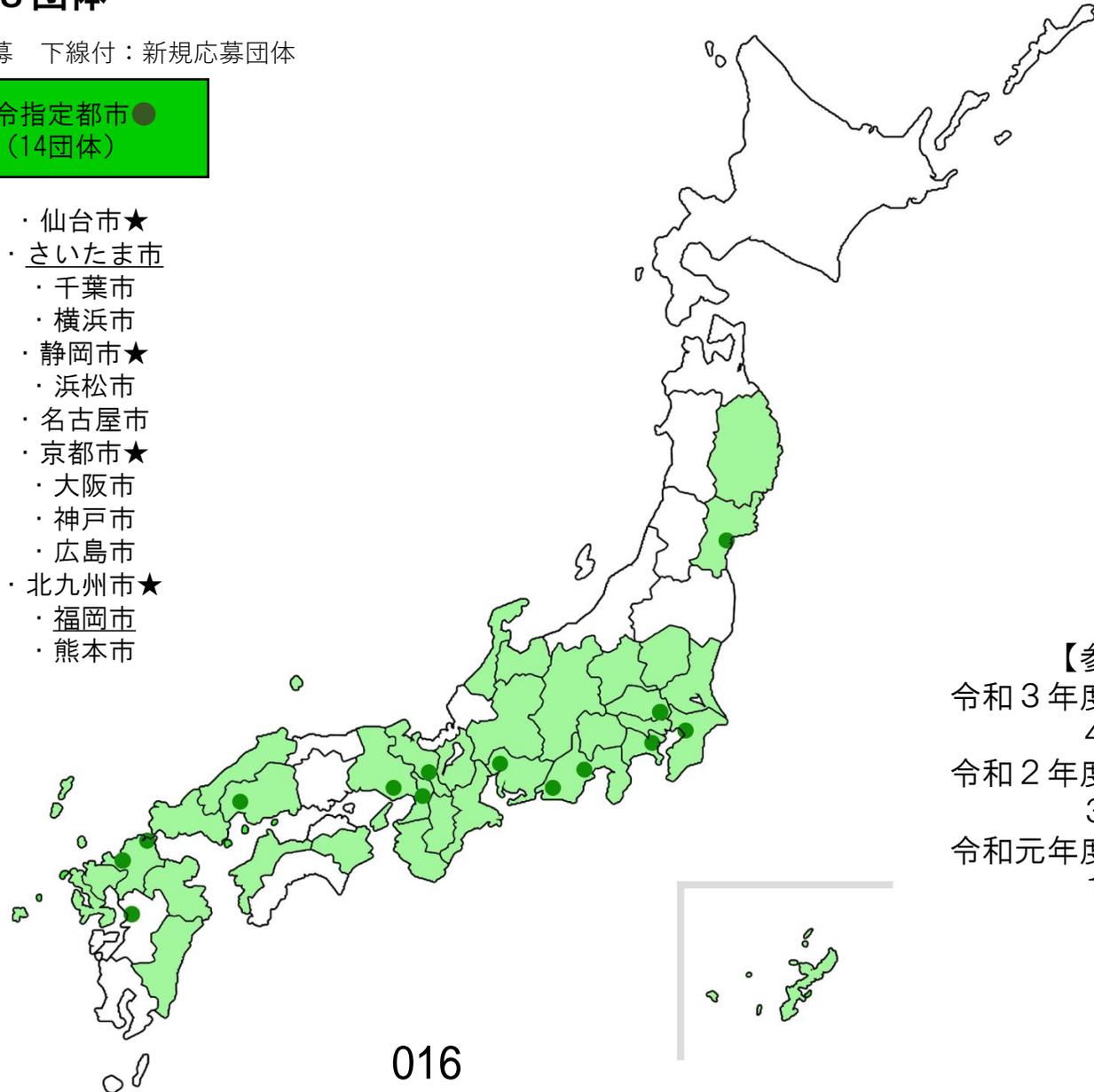
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県  
(34団体)

政令指定都市●  
(14団体)

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】  
 令和3年度 実施団体  
 42団体  
 令和2年度 実施団体  
 35団体  
 令和元年度 実施団体  
 17団体

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

153百万円  
132百万円



## 背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

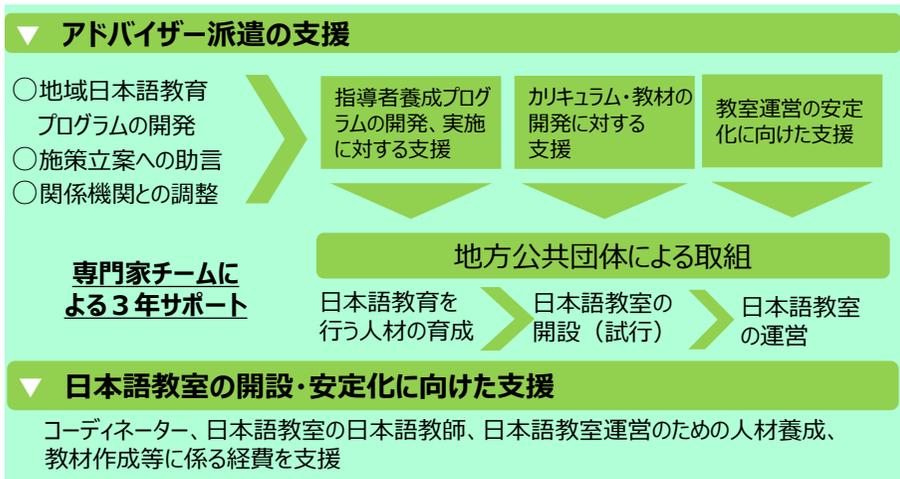


日本語教室がない地方公共団体の数の推移  
（出典）文化庁日本語教育実態調査

## 事業内容

### 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》 24件（前年度：30件）



### 2 ICT教材の開発・提供 拡充



**日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）**

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 17言語（令和4年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。

### 3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村の日本語教室新規開設</li> <li>空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有</li> <li>ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。</li> <li>日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。</li> <li>外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化される。</li> </ul>





### 概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**  
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

### 内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト (R3:約170万アクセス)
- ・活用方法等のセミナーの開催 (R3:約2,000人参加登録)

### 対応言語 全17言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語  
※中国語(繁体字)は、令和4年12月22日公開

### 使い方ガイドブック等の作成

### 活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう



### はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

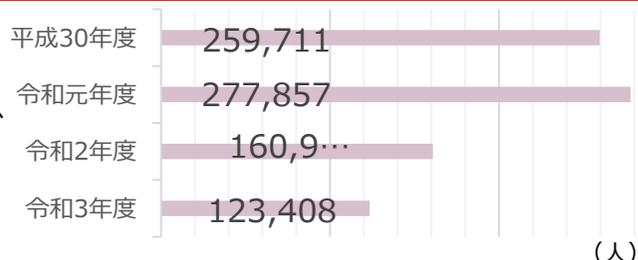
令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

24百万円  
24百万円



## 背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

## 事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

### ▼ 想定される取組例

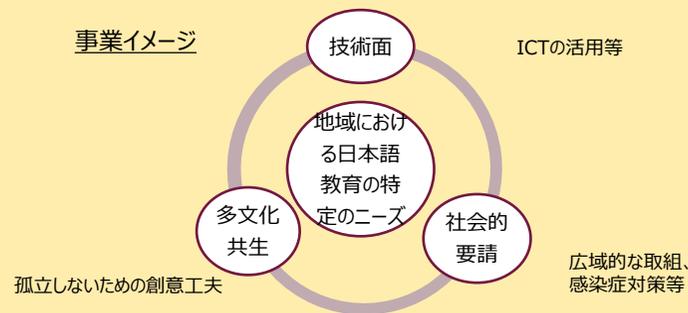
● **読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**  
例: 会話はできて読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

● **可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**  
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

«令和5年度件数» 件数：8件 （前年度：8件）

### ▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



### アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

### アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
  - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

### インパクト（国民・社会への影響）

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

# 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度予算額（案）14百万円  
（前年度予算額 25百万円）



## 背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

## 「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

## 事業内容

### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が**生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発**することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

#### 1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



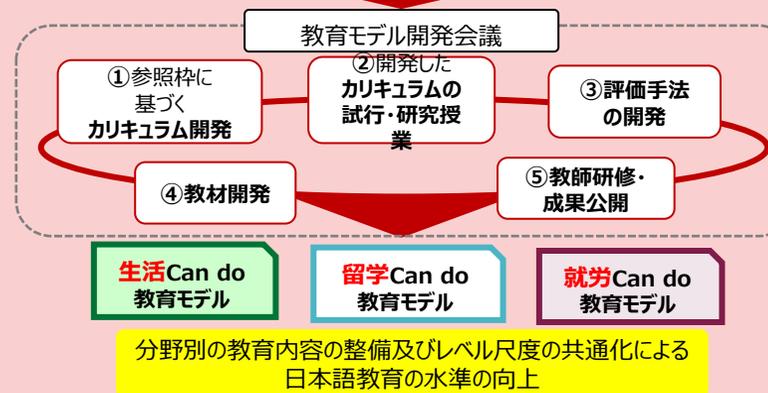
#### 2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する**生活**のための日本語教育機関
- (2) **留学生**を対象とした日本語教育機関
- (3) **就労**のための日本語教育実施機関 など



### アウトプット（活動目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

### アウトカム（成果目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

### インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

## 背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



## 事業内容

### (1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
  - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
  - 対象機関：大学・大学院等専門機関
  - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



### (2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
  - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】  
 ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】  
 ⑦中堅日本語教師(3～10年目)  
 ⑧主任日本語教師  
 ⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



### (3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
  - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
  - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
  - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)  
 (令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



### アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

### アウトカム(成果目標)

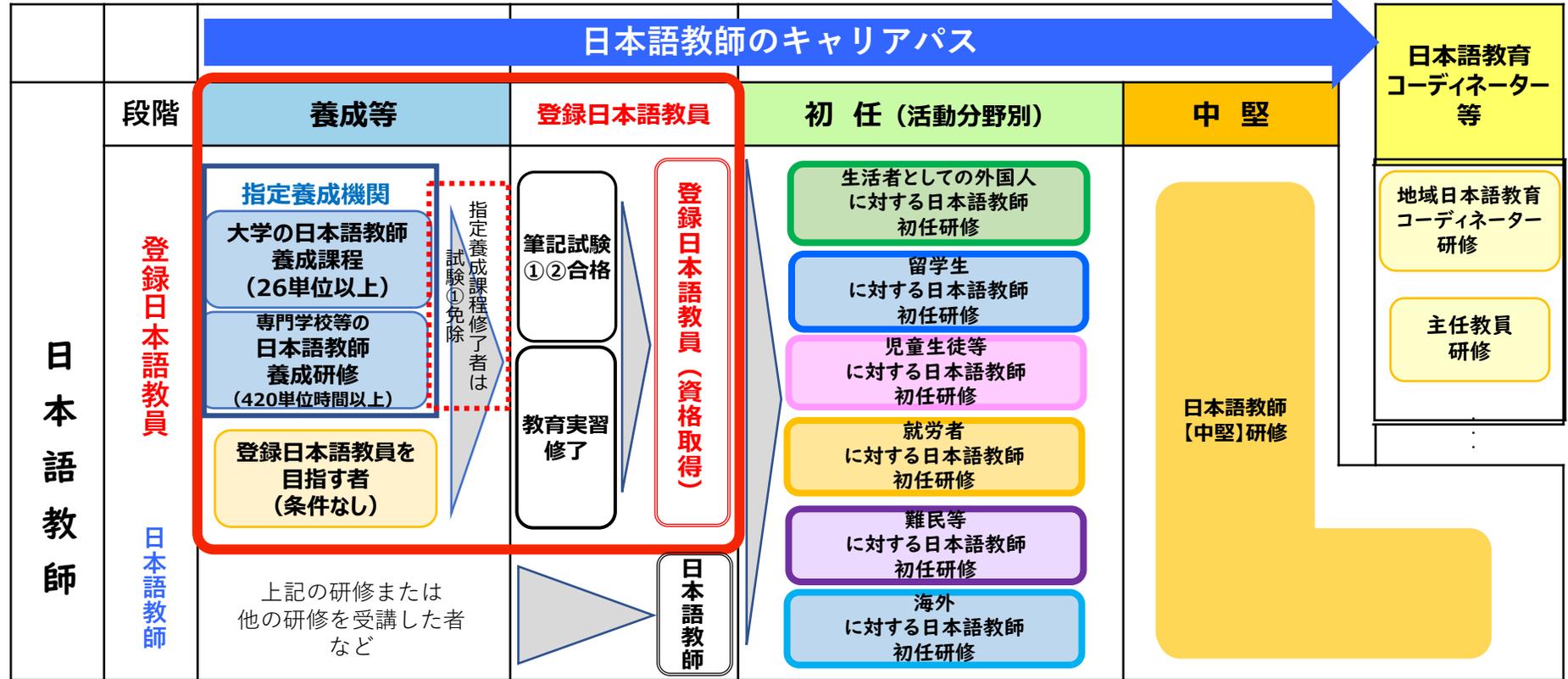
- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

# 新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 日本語教師がキャリア形成なを描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

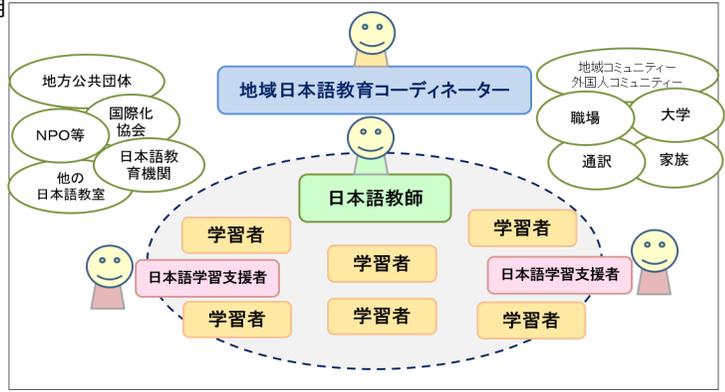


※試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、  
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



## 背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

### 現行の日本語教師の資格

（法務省告示基準より抜粋）

- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
- ・日本語教師養成研修修了＋学士の学位
- ・日本語教育能力検定試験合格
- ・その他

### ○経済財政運営と改革の基本方針2022

#### （外国人材の受入れ・共生）

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、（中略）日本語教育の推進（注）や外国人児童生徒等の就学促進を進め、…（略）

（注）日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出（中略）を含む。

### ○成長戦略フォローアップ（令和4年6月7日）

#### ii）高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

## 事業内容

### 1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

予算額（案）：160百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にするための環境整備を行う。

#### ①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

（事業期間：令和5年度）

#### ②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

（事業期間：令和5・6年度）

### 2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

予算額（案）：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。（事業期間：令和5・6年度）

### 令和5年度試行試験（案）

○対象者：全国で3,000名程度

○会場：全国5か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

（文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」より）

### アウトプット（活動目標）

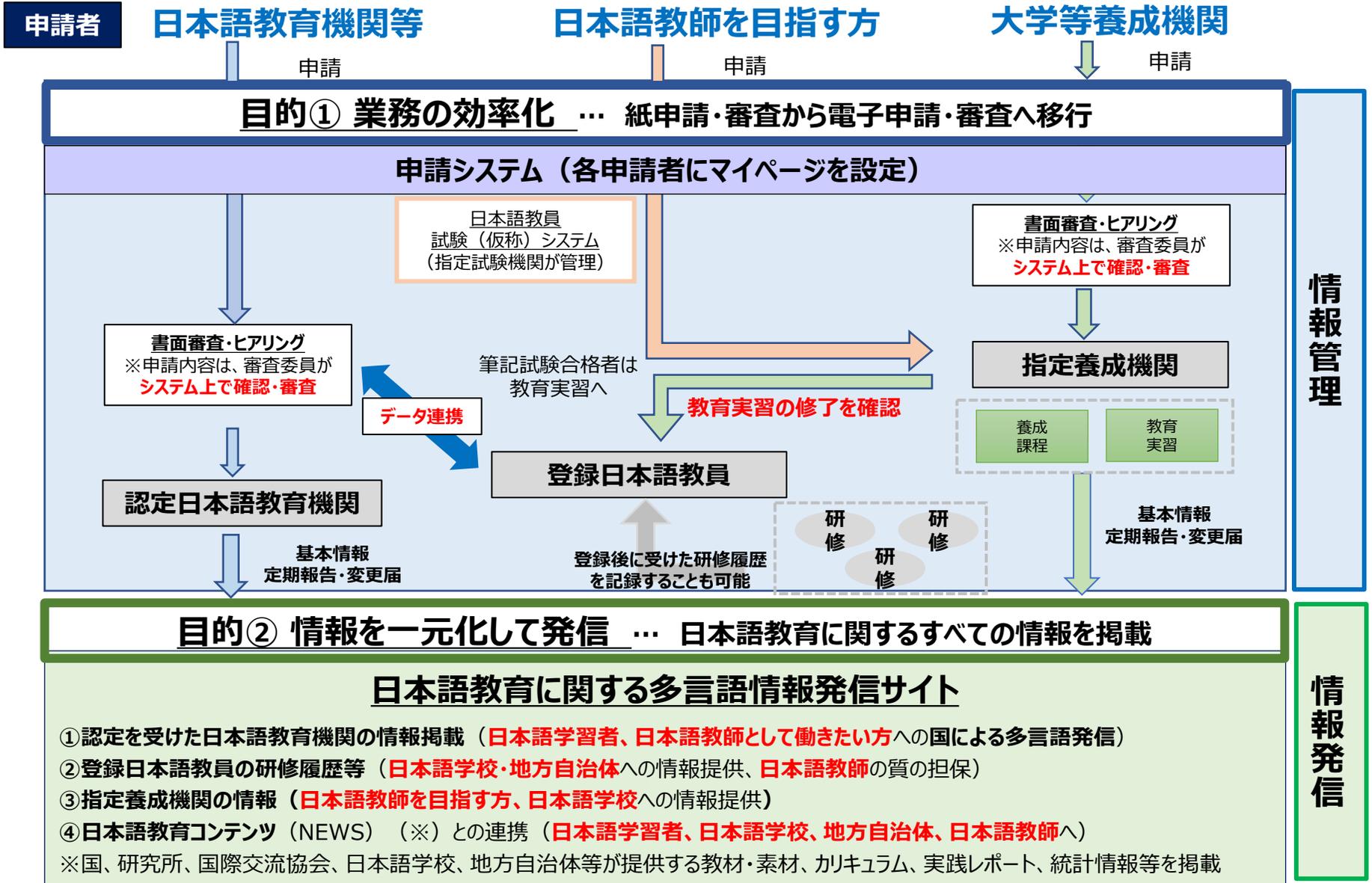
- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

### アウトカム（成果目標）

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

### インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ025(関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

## 背景・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠である。**

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料**とすることが必要である。令和元年度以降継続して実施している日本語教師を輩出する大学や日本語教育機関の養成・実習の現状は、日本語教師の新たな資格制度に必要な教育実習を行う機関のより詳細な分析として行うとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた、日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等、現下における日本語教育施策に関連した調査・分析により、日本語教育の推進を図る。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



## 事業内容

### 1. 日本語教育に関する実態調査（昭和42年度から実施）

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

### 2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究（平成26年度から実施）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和5年度は以下の4テーマを実施する。

#### ① 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実（令和5・6年度）

「日本語教育の参照枠」やCEFR2020補遺版など、諸外国の取組等を踏まえ、日本語教育の養成・研修内容の見直しに関する調査を行う。

#### ② 大学等における教育実習実態調査（令和3年度から継続）

登録日本語教員の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。

#### ③ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査（令和元年度から継続）

文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、届出内容等の実施状況に関する実地調査を行う。

### アウトプット（活動目標）

- ・日本語教育の実態把握
- ・日本語教育の課題解決のための調査研究

### アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の実態調査、課題解決の調査の施策への反映
- ・日本語教育の制度・環境整備に活用

### インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

## 背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより、日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のためにオンラインによる「日本語教育大会」の開催や関連コンテンツの提供を行う。

○ **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）**

2 国民の理解と関心の増進  
外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供  
(2) 日本語教育に関する情報の提供等  
国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

## 事業内容

### ○日本語教育大会

- オンラインにより、日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。動画コンテンツやシンポジウムの内容は大会当日に限らず文化庁ホームページでの閲覧を可能とする。
  - 主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
  - ・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
  - ・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等
- 参加者数：1,000名程度（令和4年度実績）
- 開始年度：昭和51年度から



過去の開催の様子

<h3 style="color: red;">アウトプット（活動目標）</h3> <p>最新の日本語教育に係る情報及び事例等の共有を図る</p>	<h3 style="color: red;">アウトカム（成果目標）</h3> <p>外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解が進む 先進事例を踏まえた027の検討が進む</p>	<h3 style="color: red;">インパクト（国民・社会への影響）</h3> <p>国民の理解と関心を増進するとともに、最新事例を踏まえた施策の実施などを通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現</p>
---	---	--

## 背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

### ○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

## 事業内容

### ○日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年度から

### ○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年度から



### アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

### アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

### インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

# 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和5年度予算額(案)  
(前年度予算額)

128百万円  
55百万円)



## 背景・課題

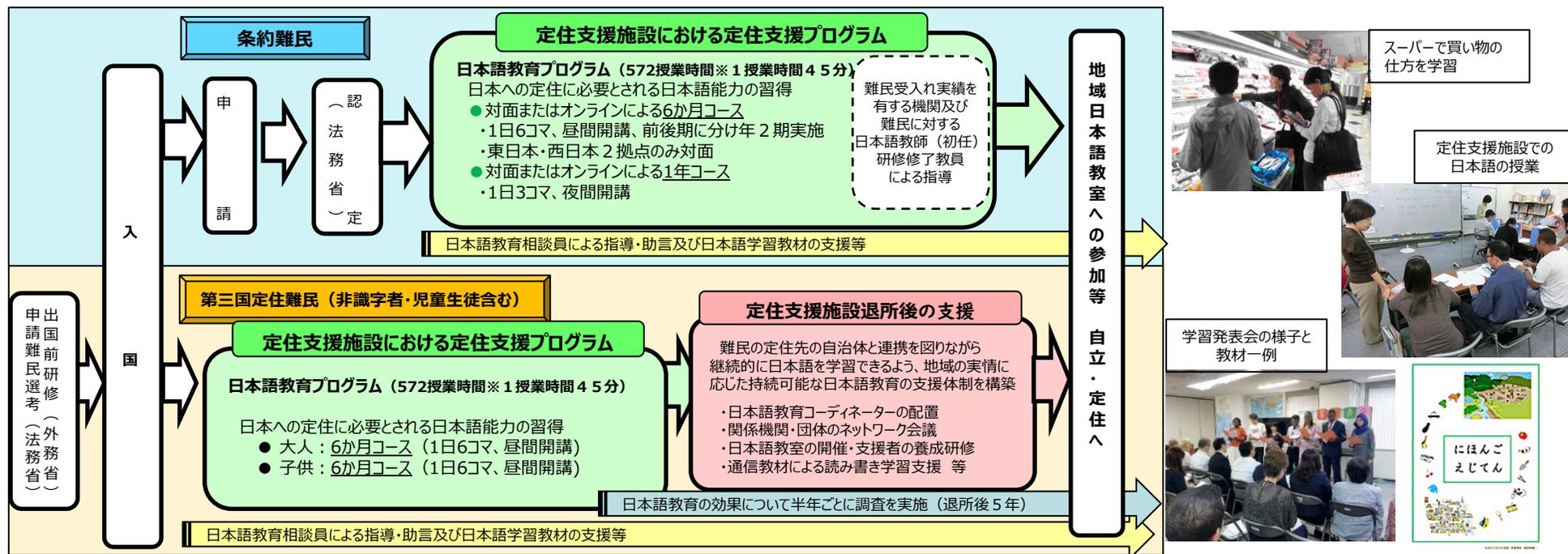
**条約難民** (※1) については、「難民対策について(平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。

**第三国定住難民** (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受け入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受け入れを行う予定。(「第三国定住による難民の受け入れの実施について(令和元年閣議了解)」及び「第三国定住による難民の受け入れに関する具体的措置について(同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正)

(※1) **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

(※2) **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

## 事業内容



### アウトプット(活動目標)

- ・難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・B1相当までの日本語教育による自立支援

### アウトカム(成果目標)

- ・難民等の自立・定住の促進
- ・定住先自治体の負担軽減

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人共生社会の実現に寄与

# 外国人との共生社会の実現に向けた取組

令和4年度 都道府県・市区町村等日本語教育研修担当者研修

令和4年12月26日  
出入国在留管理庁  
政策課外国人施策推進室

# 我が国における共生施策の変遷

## 1 平成18年12月25日 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

（背景）外国人の増加、定住化、子どもの定住化等が見込まれる一方で、課題が顕在化

（概要）上記背景を受け、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しむ生活できるような環境を整備する必要があることから、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもの教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等の施策を実施することとした。

## 2 平成21年1月30日 「定住外国人支援に関する当面の対策について」（内閣府）

（背景）日系人等の定住外国人がリーマン・ショックで教育、雇用等の様々な面で深刻な影響を受ける。

（概要）上記背景を受け、政府は、上記の対策や「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）を取りまとめ、教育、雇用、住宅、帰国支援、国内外における情報提供等の各種施策を講じた。

## 3 平成22年8月31日 「日系定住外国人施策に関する基本指針」（日系定住外国人施策推進会議）

### 平成23年3月31日 「日系定住外国人施策に関する行動計画」（日系定住外国人施策推進会議）

（概要）日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための施策の基本指針を策定し、「①日本語で生活するために②子どもを大切に育てていくために③安定して働くために④社会の中で困ったときのために⑤お互いの文化を尊重するために」の5つの分野に係る施策について検討することとした。その後、基本指針に掲げた施策を具体化することを目的として行動計画を策定した（なお、平成26年3月には「日系定住外国人施策の推進について」を策定し、上記の基本指針と行動計画を一本化〔日系定住外国人施策推進会議〕）。

## 4 平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 設置

- （概要）
- ・法務省に外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与（閣議決定）
  - ・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置（閣議口頭了解）

## 5 平成30年12月25日 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（126施策）

（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）以後、3回改訂

（概要）外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとした。

## 令和4年6月14日 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（218施策）

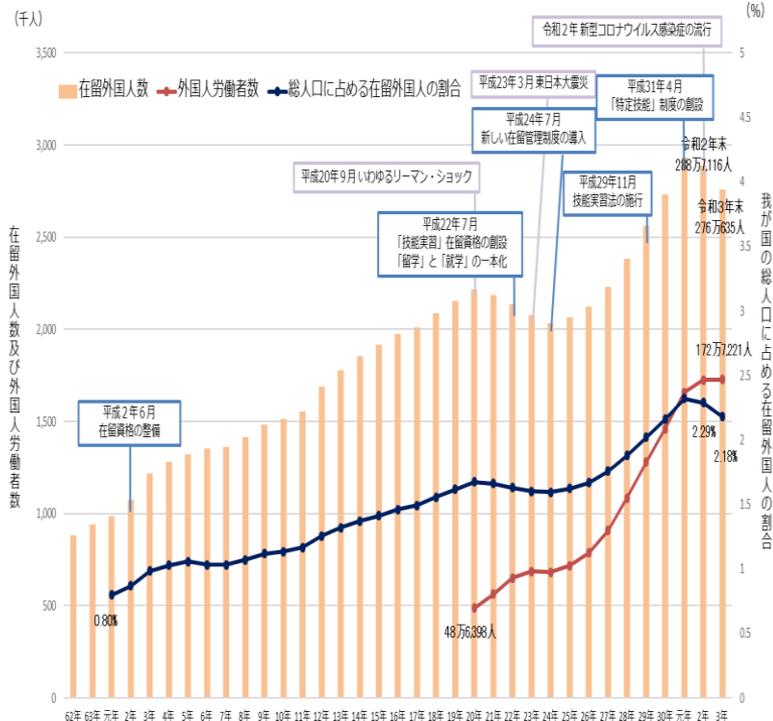
# 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

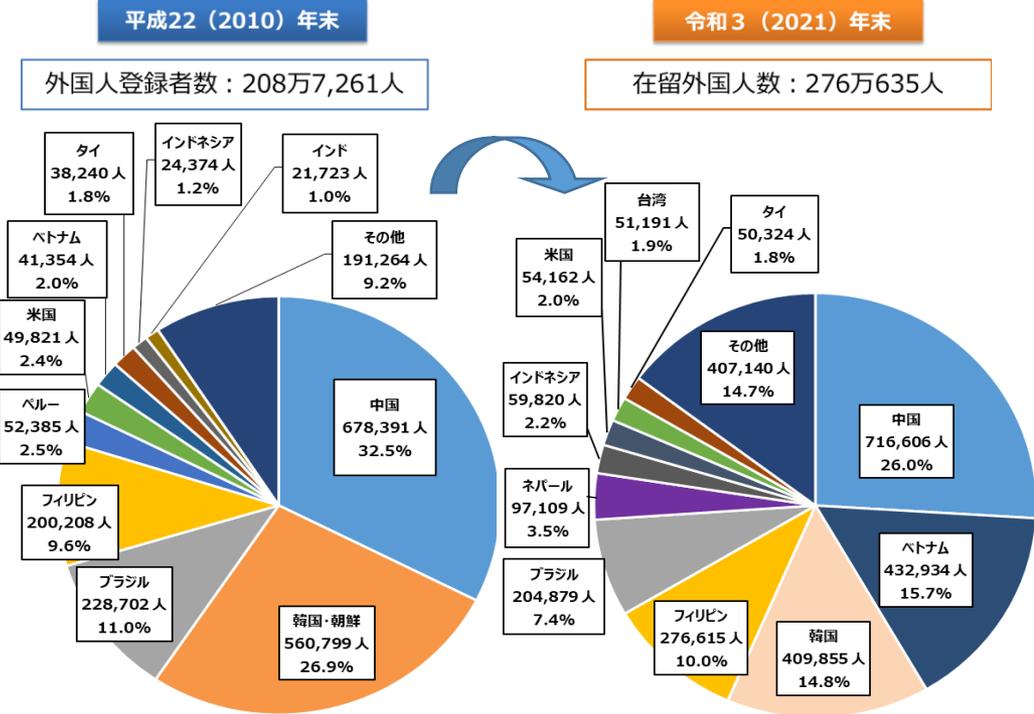
## 1 基本的な考え方

### 外国人の在留状況

#### ◎在留外国人の増加



#### ◎出身国籍・地域の多様化



#### 共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

## 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

## 4 重点事項に係る主な取組

### ☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する政制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

### ☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

## 5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（概要）

〔 令和4年6月14日 〕  
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

**口我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。**  
**口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。**  
**口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。**

## 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- ▶ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）
- ▶ 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）
- ▶ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策4）
- ▶ 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）
- ▶ 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）
- ▶ 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討（施策14）
- 日本語教育の質の向上等
- ▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））

## 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- ▶ 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表（施策23）
- ▶ マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討（施策24）
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- ▶ 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）
- ▶ F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等（施策36）
- ▶ 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組（施策37）
- ▶ 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
- ▶ 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）

## ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策51）
- ▶ 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策54）
- ▶ 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施（施策56）
- 「青少年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受験に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進（施策59）
- ▶ 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討（施策61）
- 「青少年期」を中心とした外国人に対する支援等
- ① 留学生の就職等の支援
- ▶ 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策66）
- ▶ 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策87）
- ② 就労場面における支援
- ▶ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進（施策88）
- ▶ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策90）
- ▶ 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策93）
- ③ 適正な労働環境等の確保
- ▶ 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知（施策95）
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ▶ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策107）
- ライフステージに共通する取組
- ▶ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- ▶ 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策127）
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- ▶ 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討（施策139）
- 悪質な仲介事業者等の排除
- ▶ ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化の施策の検討（施策153）
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- ▶ 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進（施策13（再掲））

## 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- ▶ 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討（施策155）
- ▶ 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討（施策156）
- ▶ 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に係る実践的な研究の実施（施策55（再掲））
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- ▶ 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策161）
- ▶ 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備（施策162）
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- ▶ 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策164）
- ▶ 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策165）
- ▶ 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策166）
- ▶ 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策167）
- ▶ オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策168）
- ▶ マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討（施策169）
- ▶ 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））
- ▶ 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討（施策170）
- ▶ 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施（施策171）
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- ▶ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策184）
- ▶ ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化（施策185）
- ▶ 先進的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施（施策186）
- ▶ 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の周知及び当該特例の活用促進（施策187）
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ① 在留管理基盤の強化
- ▶ 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策189）
- ▶ 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策190）
- ▶ 関係機関との連携による機械技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化（施策195）
- ② 留学生の在籍管理の徹底
- ▶ 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策200）
- ③ 技能実習制度の更なる適正化
- ▶ 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策97（再掲））
- ▶ 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策206）
- ▶ 不法滞在者等への対策強化
- ▶ 未帰還者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備（施策215）

※1：下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に関連しない施策。 ※2：施策番号が赤字のものは新規施策

# 「ロードマップ」及び「総合的対応策」の関係性について

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

### <策定経緯>

- ・在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となつて、より強力に、かつ、包括的に推進していくという観点から策定。

### <概要>

- ・受入れ環境を整備する観点から、改訂を重ねながら内容の充実を図っているものの、共生社会のビジョン、中長期的な観点はなく、短期的な課題へ対応するもの。

### <対象期間>

- ・毎年改訂

・平成30年12月25日	総合的対応策	※126施策
・令和元年12月20日	総合的対応策（令和元年度改訂）	※172施策
・令和2年7月14日	総合的対応策（令和2年度改訂）	※191施策
・令和3年6月15日	総合的対応策（令和3年度改訂）	※197施策

## 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

### <策定経緯>

- ・令和3年11月に、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、ロードマップを策定。

### <概要>

- ・我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すもの。

### <対象期間>

- ・5年間（令和4年度から令和8年度まで）

令和4年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

### （1）ロードマップと重複する施策

ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。

### （2）ロードマップと重複しない施策

中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

## 「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会」の開催について

### 背景

令和4年6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議にて策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（以下「ロードマップ」という。）」において、令和8年度までに、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（外国人総合支援コーディネーター（仮称））の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図るとともに、高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得ることとしている。

令和4年度には、有識者等とコーディネーターの役割、資質等について検討し、結論を得ることとしている。



### 検討会の開催

ロードマップに基づき、外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の役割、能力、育成等について検討することを目的として、出入国在留管理庁長官の決定の下に、「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会」を開催する。

# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 調査の概要 –

## 調査目的等

- 在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人に関する共生施策の企画・立案に資することを目的として実施したものである。
  - 令和2年度に引き続き、2回目の実施。
  - より充実した調査となるよう、「令和3年度在留外国人に対する基礎調査に関する有識者会議」を開催し、調査項目の決定や調査結果のとりまとめ等について、外国人に関する共生施策に精通した有識者による、専門性、高い見識、広い視野を取り入れている。
- ⇒ 調査結果を基に外国人に関する共生施策の企画・立案・実施を行うことで、「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」及び「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

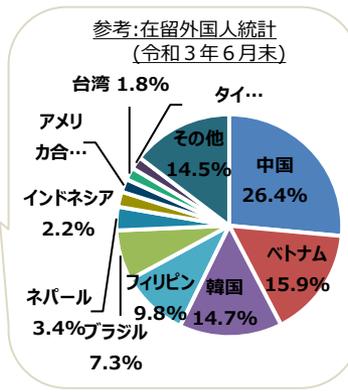
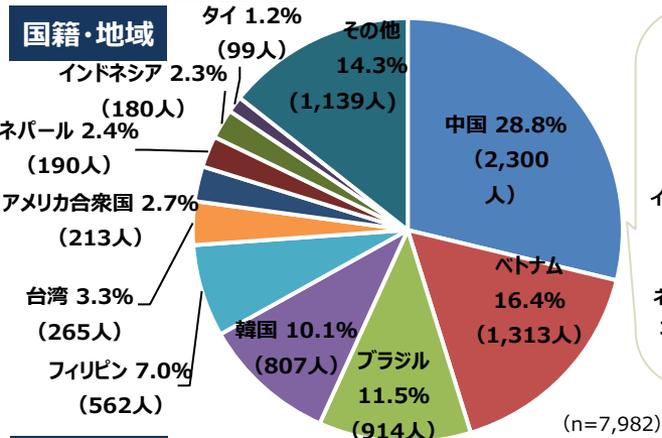
## 調査概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 18歳以上の中長期在留者及び特別永住者 計40,000人</li> <li>※ 令和4年1月17日時点において、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している者に限る。</li> <li>※ 在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、回答対象者を無作為抽出。</li> </ul>
有効回答数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配布数：40,000件（うち未着分：1,572件） ■ 有効回答数：7,982件／回答率20.8%</li> </ul>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Web調査（対象者にQRコード付の協力依頼状を郵送し、当該コードを読み込んで、インターネット上のアンケートに回答してもらう形式）</li> <li>■ 回答画面は、8言語（ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語）で対応。</li> </ul>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在留外国人が職業生活上、日常生活上及び社会生活上で抱える以下の項目に係る問題等を調査。 日本語学習、情報の入手・相談対応、医療、災害・非常時の対応（新型コロナウイルス感染症関連）、住宅、子育て・教育、仕事、社会保険等</li> <li>■ なお、在留外国人の孤独の実態把握を目的に、「令和3年 人々のつながりに関する基礎調査（内閣官房）」（調査対象：全国の満16歳以上の個人：2万人）と同一の設問を設けた。</li> </ul>
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和4年2月18日～同年3月3日</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本件調査結果は、アンケートに対して得られた回答をそのまま集計・掲載したものであり、一部の結果では回答数が限られるため、その解釈には留意が必要である。</li> </ul>

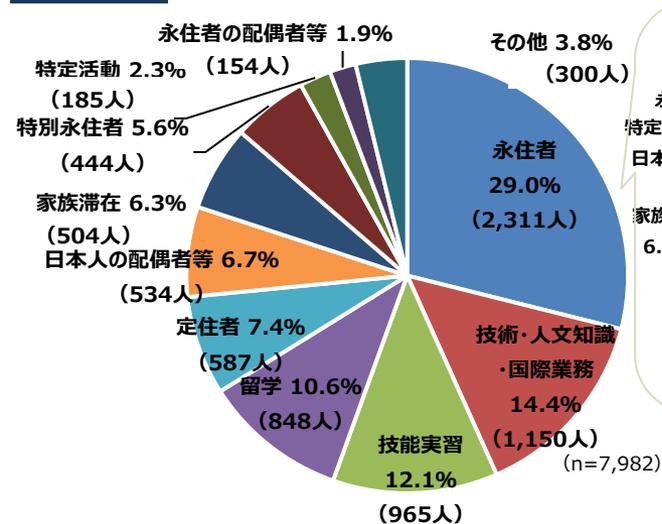
# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果①(回答者属性・生活環境全般の満足度) –

- 回答者の国籍・地域は、「中国」(28.8%)、「ベトナム」(16.4%)、「ブラジル」(11.5%)の順に多い。
- 回答者の在留資格は、「永住者」(29.0%)、「技術・人文知識・国際業務」(14.4%)、「技能実習」(12.1%)の順に多い。
- 日本での生活に満足している者(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)は、87.8%(令和2年度調査と比較すると、4.2ポイント増)。  
また、日本語能力が高ければ高いほど、同割合は大きくなる傾向にある。

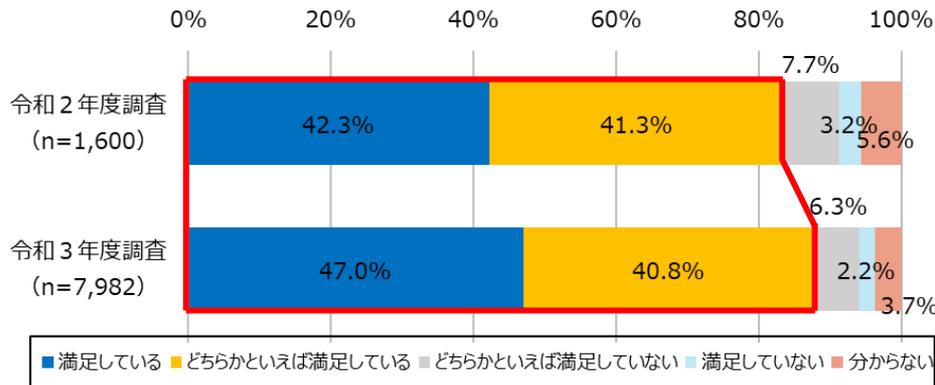
## 回答者の属性



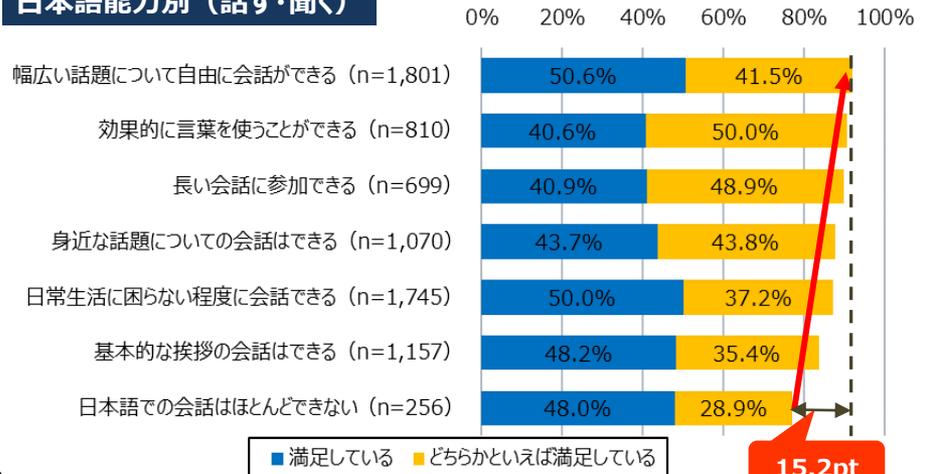
## 在留資格



## 生活環境全般の満足度



## 日本語能力別(話す・聞く)

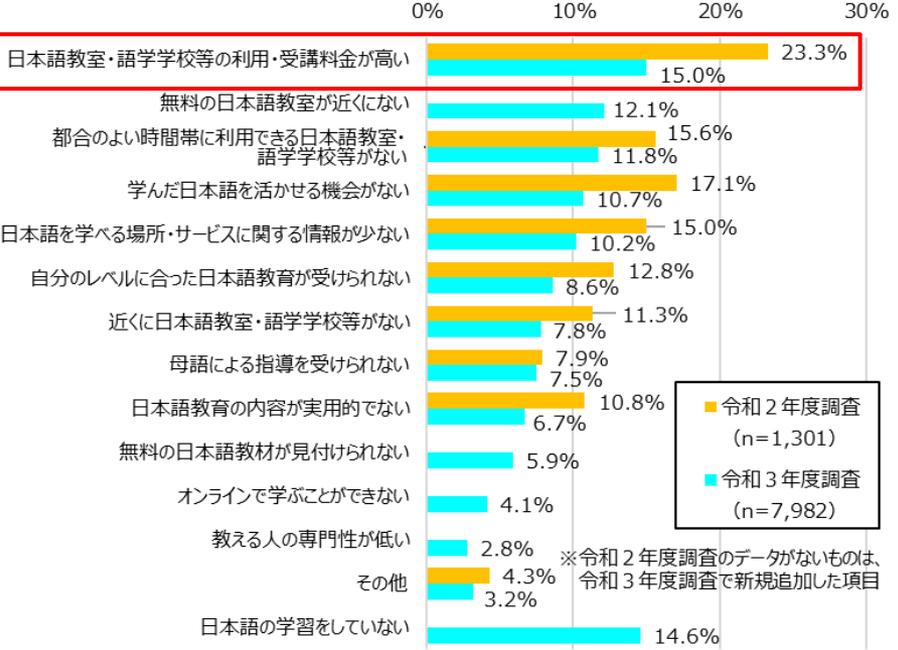


15.2pt

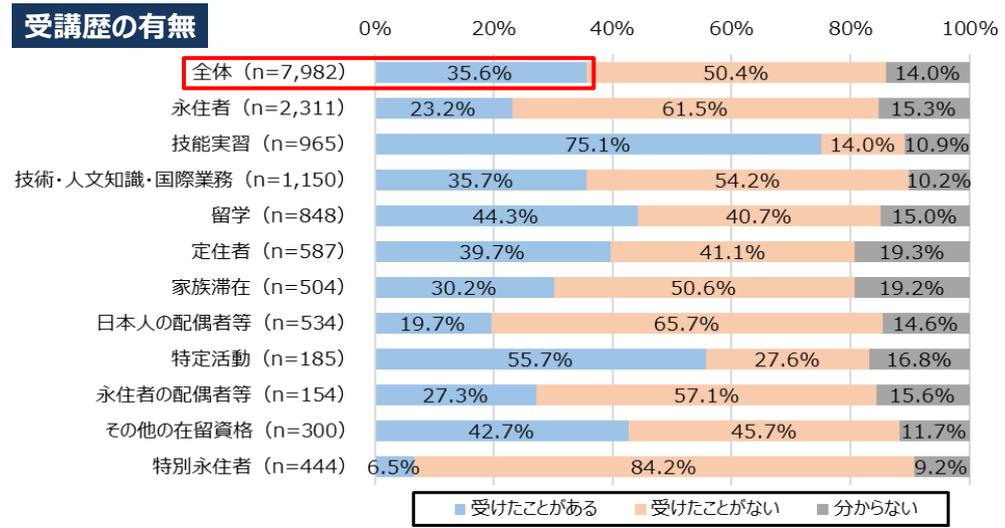
# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果②(日本語学習・生活オリエンテーション) –

- 日本語学習に関する困りごとは、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」(15.0%)が最多(令和2年度調査と比較すると、8.3ポイント減)。日本語能力の低い者(「日本語での会話はほとんどできない」・「基本的な挨拶の会話はできる」)に限ると、「日本語の学習をしていない」が最も多く、「無料の日本語教室が近くにない」の割合も全体と比較して高い。
- 日本で生活する上で必要となる情報に関するオリエンテーション(生活オリエンテーション)を「受けたことがある」は全体の35.6%。
- 日本での生活に困らないために知っておいた方が良いと思う情報は、「税金」(57.1%)、「年金・社会保険」(56.9%)、「医療・福祉」(54.5%)の順に多い。

## 日本語学習の困りごと



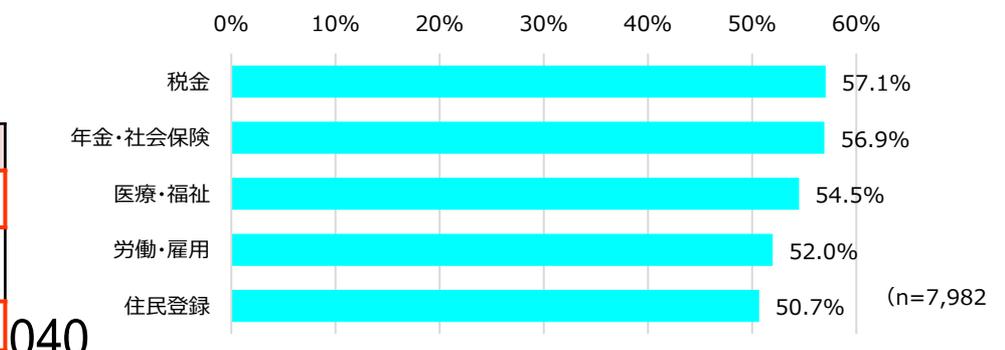
## 生活オリエンテーション



## 日本語能力別 (抜粋)

	日本語での会話はほとんどできない (n=256)	基本的な挨拶の会話はできる (n=1,157)
1位	無料の日本語教室が近くにない (16.0%)	無料の日本語教室が近くにない (18.2%)
2位	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない (15.2%)	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない (16.9%)
(参考)	日本語の学習をしていない (36.3%)	日本語の学習をしていない (23.2%)

## 日本での生活に困らないために知っておいた方が良いと思う情報 ※上位5項目



# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果③(情報入手・相談) –

- 情報入手時や相談時に利用する通信手段(インターネット関係)は、「有料のインターネット環境(自分でプロバイダー契約)」が88.6%で最多であるが、「無料のインターネット環境(公共施設のWi-Fi等)」のみも5.7%存在。
- 公的機関が発信する情報の入手先は、「日本語のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(47.9%)が最多。
- 公的機関が発信する情報の入手に関する困りごとは、「多言語での情報発信が少ない」(34.1%)が最多(令和2年度調査と比較すると、0.3ポイント増)。
- 公的機関に相談する際の困りごとは、「どこに相談すればよいか分からなかった」(31.5%)が最多。同回答は、「技能実習」や「留学」では4割を超える。

## 情報の入手

### 情報入手時や相談時の通信手段(インターネット関係)

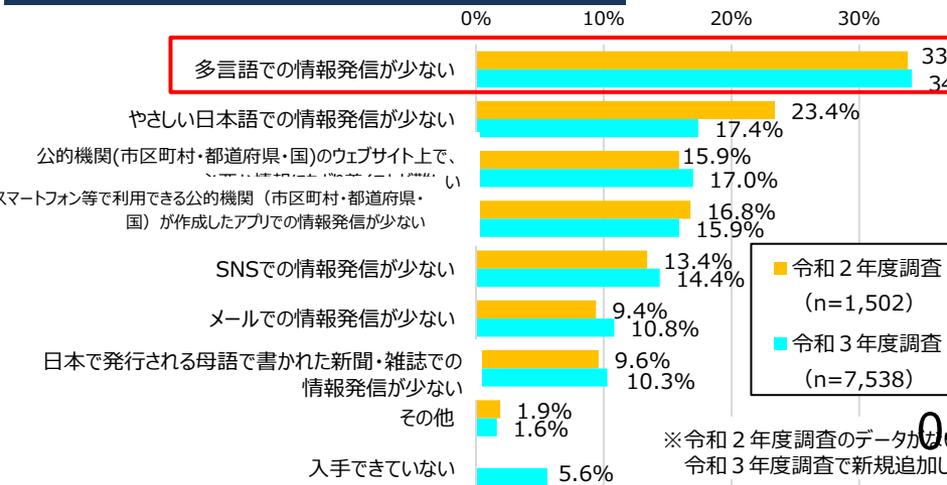
	有料のインターネット環境 (自分でプロバイダー契約)	無料のインターネット環境 (公共施設のWi-Fi等)	有料のインターネット環境 (インターネットカフェ等)	その他	利用していない
n = 7,982	88.6%	12.0% (注)	3.3%	1.0%	3.5%

(注)「無料のインターネット環境」以外のインターネット環境がない者は5.7%

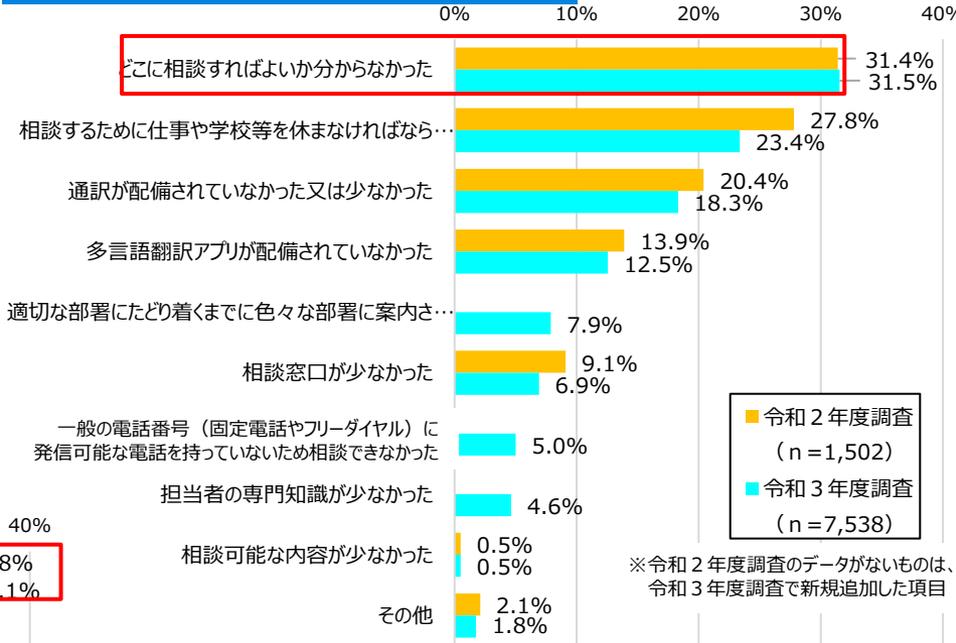
### 公的機関が発信する情報の入手先 ※上位7項目



### 公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと



## 公的機関へ相談する際の困りごと



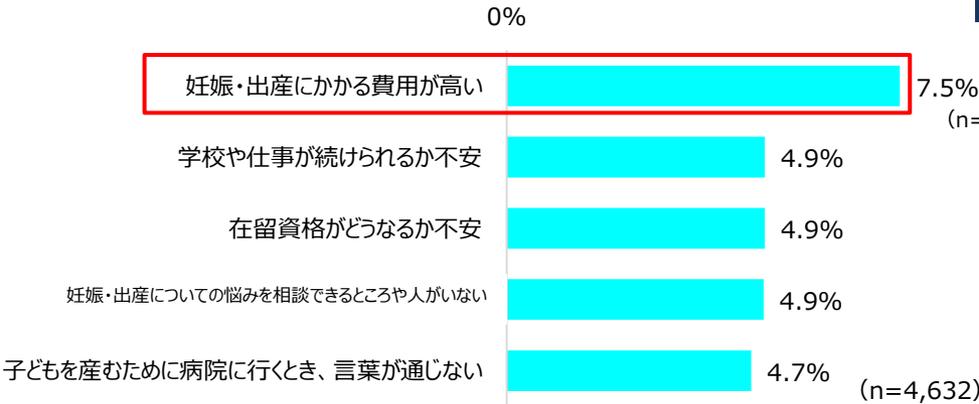
### 在留資格別(抜粋)

	技能実習 (n=965)	前年度調査 +2.3pt	留学 (n=848)	前年度調査 +4.6pt
1位	どこに相談すればよいか分からなかった (40.5%)		どこに相談すればよいか分からなかった (40.9%)	
2位	相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった (20.0%)		相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった (27.5%)	
3位	通訳が配備されていないか又は少なかった (19.7%)		通訳が配備されていないか又は少なかった (21.9%)	

# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果④(ライフステージ・ライフサイクル①) –

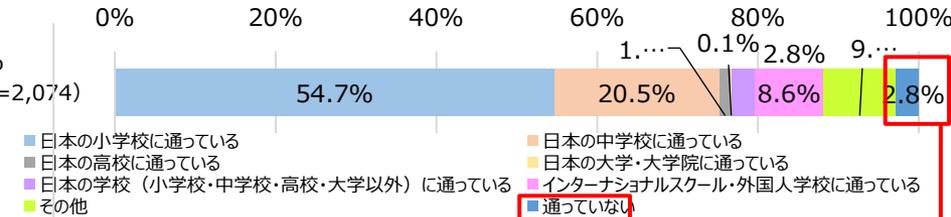
- 妊娠・出産についての困りごとは、「妊娠・出産にかかる費用が高い」(7.5%)が最多。
- 子育てについての困りごとでは、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」(22.1%)が最も多くなっている。
- 子どもの就学状況についてみると、6歳～15歳の子どもで「通っていない」は2.8%となっており、その理由は、「日本に長く住むつもりはないから」(43.1%)が最多。また、16歳～18歳の子どもで「通っていない」は6.6%で、その理由は、(その他を除くと)「働いているから」(18.5%)が最多となっている。

## 妊娠・出産の困りごと ※上位5項目



## 子どもの就学状況

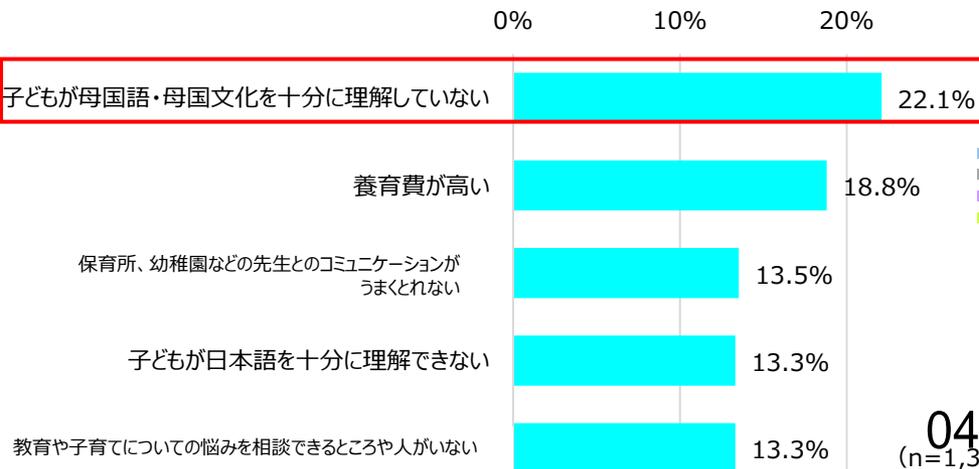
### 6歳～15歳



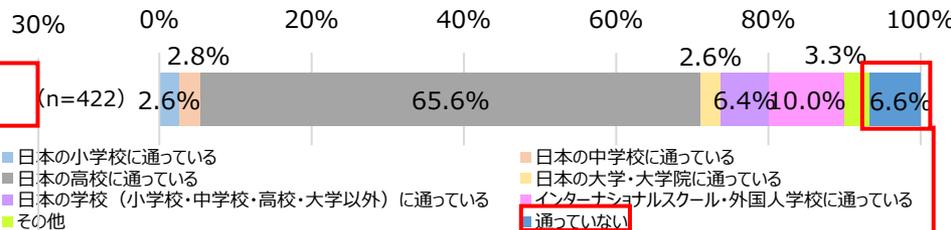
※得られた回答結果をそのまま集計したものであり、就学先に確認を行ったものではない

通っていない理由 (n=58)	割合
1位	日本に長く住むつもりはないから (43.1%)
2位	日本語が分からないから (19.0%)
3位	授業についていけないから (8.6%)

## 子育ての困りごと ※上位5項目



### 16歳～18歳



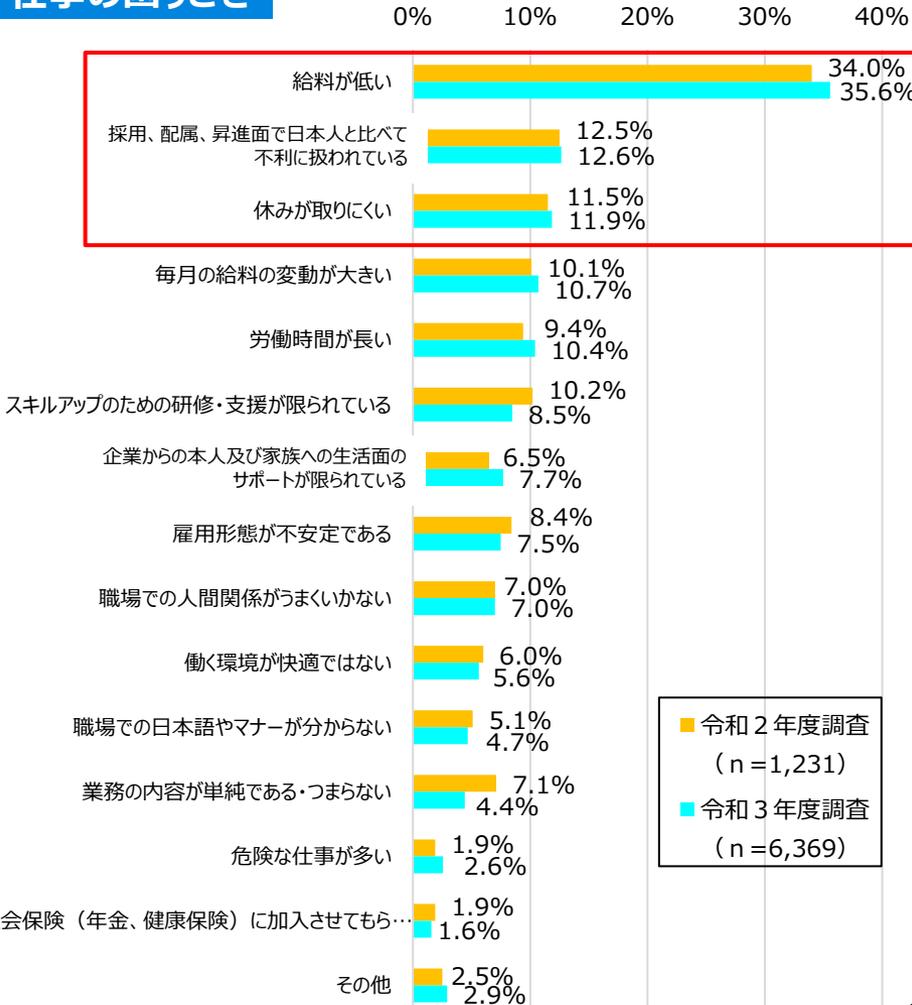
※得られた回答結果をそのまま集計したものであり、就学先に確認を行ったものではない

通っていない理由 (n=27)	割合
1位	働いているから (18.5%)
2位	日本語が分からないから (14.8%)
3位	母国と生活や習慣が違うから (11.1%)
	日本に長く住むつもりはないから (11.1%)

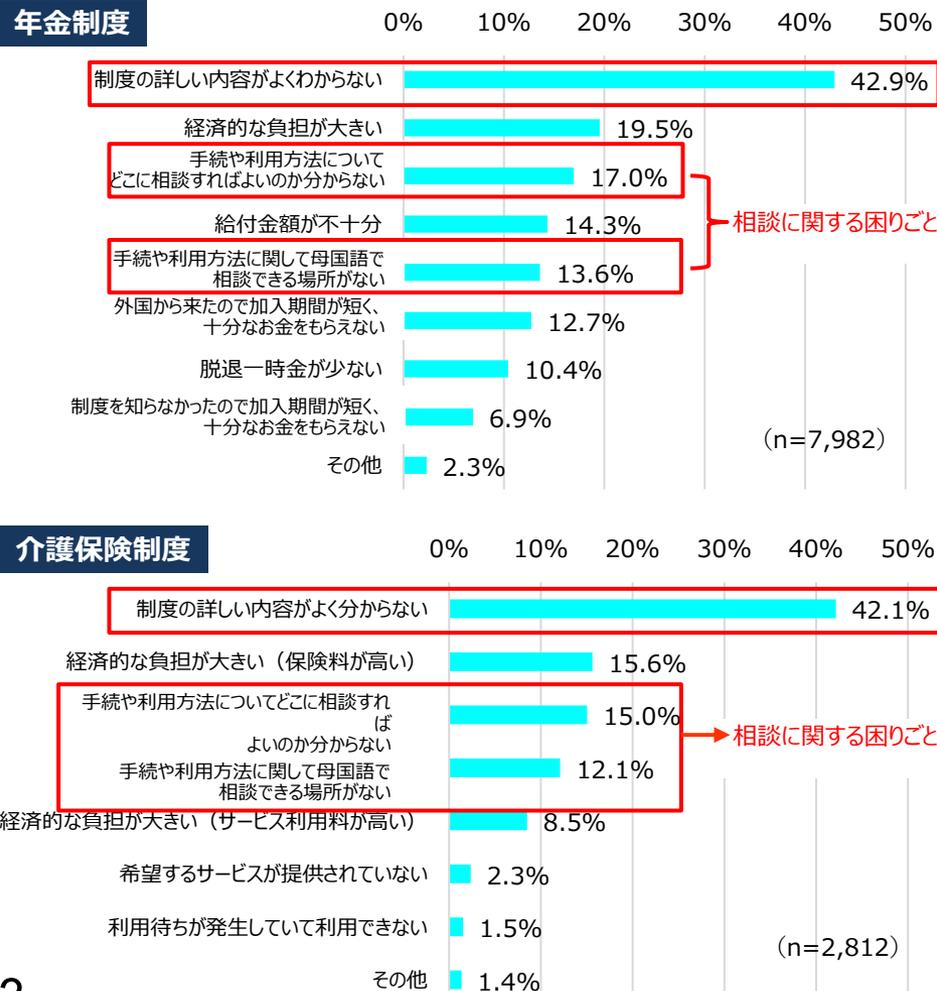
# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果⑤(ライフステージ・ライフサイクル②) –

- 仕事の困りごとは、「給料が低い」(35.6%)、「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」(12.6%)、「休みが取りにくい」(11.9%)の順に多い(令和2年度調査と比較すると、いずれも増加)。
- 年金制度・介護保険制度の困りごとでは、「制度の詳しい内容がよくわからない」が4割超で最多。また、手続等の相談に関して困りごとを抱える者も一定数存在。

## 仕事の困りごと



## 年金制度・介護保険制度の困りごと



# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果⑥(ライフステージ・ライフサイクル③) –

- 病院で診察を受ける際の困りごとでは、「どの病院に行けばよいか分からなかった」が22.8%で最多。「留学」に限ると、同割合は4割を超える。
- 住居探しにおける困りごとは、「家賃や契約にかかるお金が高かった」(19.2%)、「国籍等を理由に入居を断られた」(16.9%)、「保証人が見つからなかった」(15.1%)の順に多い。特に、「留学」や「技術・人文知識・国際業務」についてみると、同項目はいずれも全体より10ポイント以上高くなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の困りごとでは、「出入国制限のため帰国できない」(36.5%)や「仕事、授業が減った・なくなった」(34.0%)の割合が高い。

## 病院で診察等を受ける際の困りごと

	全体 (n = 7,982)	留学 (n = 848)	家族滞在 (n = 504)
1位	どの病院に行けばよいか分からなかった (22.8%)	どの病院に行けばよいか分からなかった (40.3%)	病院で症状を正確に伝えられなかった (35.7%)
2位	病院で症状を正確に伝えられなかった (21.8%)	病院で症状を正確に伝えられなかった (29.1%)	どの病院に行けばよいか分からなかった (33.1%)
3位	病院の受付でうまく話せなかった (16.1%)	病院の受付でうまく話せなかった (20.5%)	病院の受付でうまく話せなかった (26.6%)

※特に傾向のある在留資格の結果を抜粋  
※赤字は全体より10ポイント以上高い項目

## 住居探しの困りごと

	全体 (n = 7,982)	留学 (n = 848)	技術・人文知識・国際業務 (n = 1,150)
1位	家賃や契約にかかるお金が高かった (19.2%)	家賃や契約にかかるお金が高かった (39.4%)	家賃や契約にかかるお金が高かった (32.7%)
2位	国籍等を理由に入居を断られた (16.9%)	保証人が見つからなかった (32.5%)	国籍等を理由に入居を断られた (32.3%)
3位	保証人が見つからなかった (15.1%)	国籍等を理由に入居を断られた (32.1%)	保証人が見つからなかった (29.8%)

※特に傾向のある在留資格の結果を抜粋  
※赤字は全体より10ポイント以上高い項目

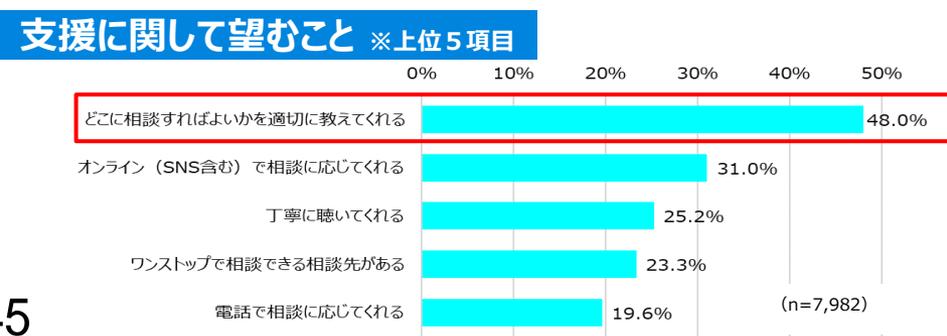
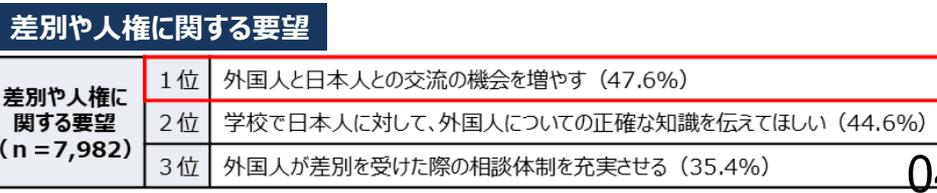
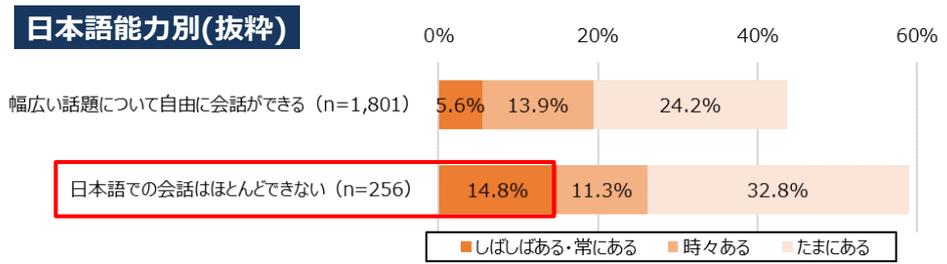
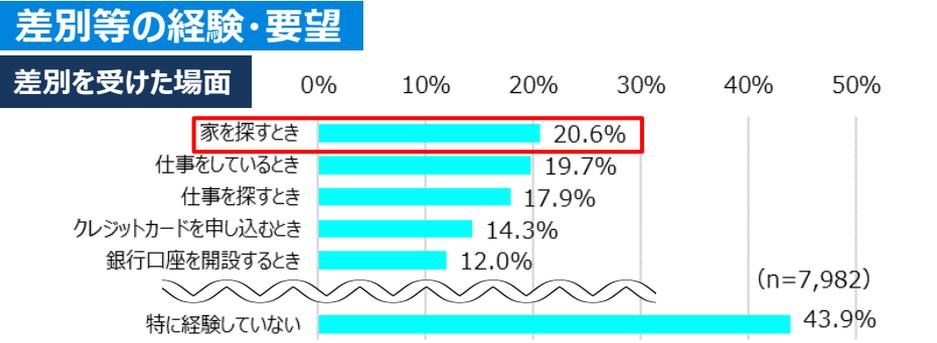
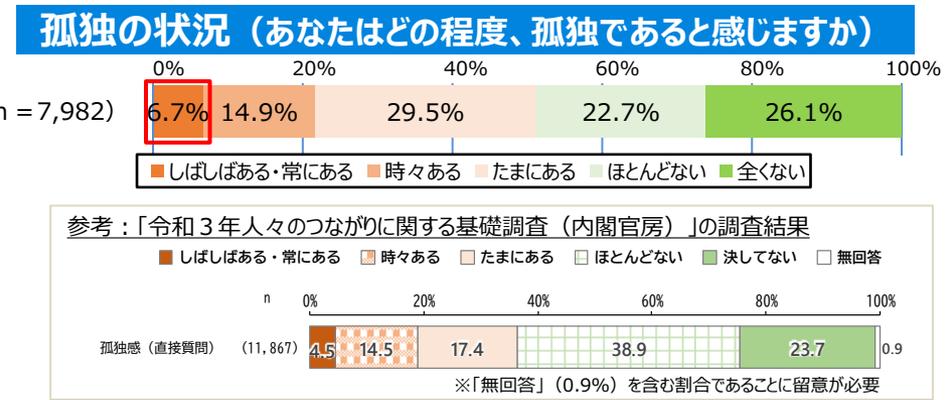
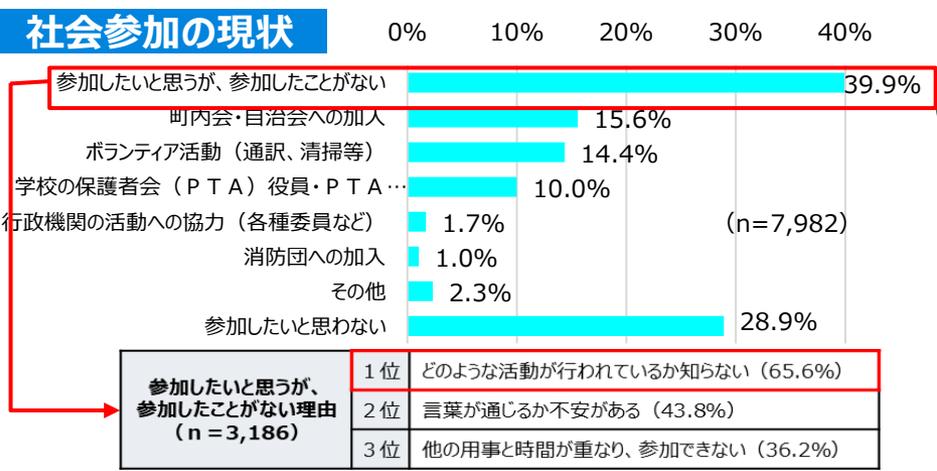
## 災害時・新型コロナウイルス感染症の影響の困りごと

(n = 7,982)

	災害時の困りごと	新型コロナウイルス感染症の影響の困りごと		
		情報入手	ワクチン接種	生活面
1位	信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった (12.2%)	信頼できる情報をどこから得ればよいか分からない (18.3%)	行政機関のHPや予約サイトが読めない (4.5%)	出入国制限のため帰国できない (海外に行けない) (36.5%)
2位	避難場所が分からなかった (10.5%)	情報の入手に時間がかかる (10.1%)	予約の際にスタッフと会話できない (3.9%)	仕事 (収入)、授業が減った・なくなった (34.0%)
3位	警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため分からなかった (10.3%)	多言語で発信されていないため分からない (10.0%)	自宅に届いた案内が読めない (3.8%)	支出が増えた (29.9%)

# 令和3年度 在留外国人に対する基礎調査 – 主な結果⑦(社会参加・差別・その他) –

- 社会参加の現状では、「参加したいと思うが、参加したことがない」が最多(39.9%)。その理由では「どのような活動が行われているか知らない」が6割超で最多。
- 差別を受けた場面では「家を探すとき」(20.6%)が、差別等に関する要望では「外国人と日本人との交流の機会を増やす」(47.6%)が最多。
- 孤独感が「しばしばある・常にある」は6.7%(⇔ 令和3年人々のつながりに関する基礎調査(内閣官房)(調査対象:全国の満16歳以上の個人:2万人)では4.5%)。「日本語での会話はほとんどできない」に限ると、14.8%と割合が2倍以上高くなっている。
- 支援に関して望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」が48.0%で最多となっている。





# 地域における多文化共生施策の推進 について

令和 4 年12月

総務省自治行政局国際室

# 目 次

1. 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント・・・・・・・・・・ 2
2. 地方公共団体における多文化共生施策の推進  
（「多文化共生事例集（令和3年度版）」）・・・・・・・・・・ 7
3. 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置・・・・・・・・・・ 13

# 1. 「地域における多文化共生推進プラン」 改訂のポイント

# 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント

## 1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生<sup>(注)</sup>の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を令和元年11月から令和2年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

## 2. 改訂のポイント

### ①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
- ・**I C Tを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
- ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
- ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**

### ②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
- ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**

### ③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**

### ④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

- ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

総務省は、地方公共団体において、改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

# 「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

## 旧プラン (2006年)

### [背景・趣旨]

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

### [具体的な施策]

#### (1) コミュニケーション支援

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語及び日本社会に関する学習支援

#### (2) 生活支援

- ①居 住
- ②教 育
- ③労働環境
- ④医療・保健・福祉
- ⑤防 災

#### (3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の自立と社会参画

#### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

## 改訂プラン (2020年)

### [背景・趣旨]

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
  - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
  - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
  - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
  - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

### [具体的な施策]

#### (1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

#### (2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保健サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

#### (3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

#### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職促進

#### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

050 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

## 2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

### (1) コミュニケーション支援

#### ②日本語教育の推進

##### ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

##### イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討する。

## 2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

### （2）生活支援

#### ①教育機会の確保

- ア. 就学状況の把握
- イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内
- ウ. 就学校・受入れ学年等の決定
- エ. 日本語の学習支援
- オ. 地域ぐるみの取組の促進
- カ. 不就学の子供への対応
- キ. 進路指導・キャリア教育
- ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進
- ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い
- コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応
- サ. 学齢を経過した外国人への配慮

## 2. 地方公共団体における 多文化共生施策の推進 (「多文化共生事例集(令和3年度版)」)

# 多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

## 背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知

↓ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化

令和2年9月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

当該改訂を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等の対応に伴う、多文化共生の推進に係る新たな取組事例

改訂した内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

## 多文化共生事例集（令和3年度版）

※総務省HPで公表しております。

### (1) コミュニケーション支援（17事例）

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備（9事例）

- ・ 一元的相談窓口の開設・運営
- ・ 多言語翻訳機器を活用した多言語相談対応 など

#### ② 日本語教育の推進（6事例）

- ・ 日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出
- ・ ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営 など

#### ③ 生活オリエンテーションの実施（2事例）

- ・ 生活設計支援冊子の作成
- ・ 地域に出向いた生活オリエンテーションの実施

### (2) 生活支援（53事例）

#### ① 教育機会の確保（12事例）

- ・ 就学前教室
- ・ 関係機関と連携した就学促進 など

#### ② 適正な労働環境の確保（9事例）

- ・ 技能実習生の受入環境の整備
- ・ 就業・定着支援 など

#### ③ 災害時の支援体制の整備（11事例）

- ・ 外国人防災リーダーの養成
- ・ 地方公共団体間の広域連携協定の締結 など

#### ④ 医療・保健サービスの提供（5事例）

- ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- ・ メンタルヘルス相談、医療通訳派遣事業 など

#### ⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供（7事例）

- ・ 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- ・ 外国人高齢者支援 など

#### ⑥ 住居確保のための支援（3事例）

- ・ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介 など

#### ⑦ 感染症流行時における対応（6事例）

- ・ 動画を活用した情報発信
- ・ SNSを活用した関係機関・団体との情報共有 など

### (3) 意識啓発と社会参画支援（12事例）

#### ① 多文化共生の意識啓発・醸成（7事例）

- ・ 外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催
- ・ 官民一体で企画・運営を行う外国人住民と日本人住民の交流イベントの開催 など

#### ② 外国人住民の社会参画支援（5事例）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり
- ・ 外国人コミュニティと地域や行政が連携して課題解決を目指す「外国人コミュニティ事業」の実施 など

### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応（9事例）

#### ① 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応（4事例）

- ・ 観光分野における外国人住民の取組
- ・ 外国人材を活用したインバウンド誘致事業 など

#### ② 留学生の地域における就職促進（5事例）

- ・ 大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結
- ・ 市内企業への留学生の就職支援 など

### (5) 推進体制の整備等（6事例）

#### ① 多文化共生施策の推進体制の整備（3事例）

- ・ 多文化共生に係る連携体制の整備
- ・ 広域連携による外国人相談対応 など

#### ② 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（3事例）

- ・ 幅広い主体と連携した指針・計画の策定
- ・ 指針・計画の策定後の評価・進捗管理 など

## 杉戸町国際交流協会の取組

〔日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出〕

～杉戸町日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動～

### 背景・課題

- 外国人住民が日本語を学ぶことができ、また、日本人住民と外国人住民の交流を深めることができる場として、杉戸町日本語教室が開設。



▲日本語教室でマンツーマンで授業を行う様子

### 取組内容

- 杉戸町日本語教室は、近隣地域の外国人住民も対象とし、毎週水曜日に町内の公民館で無料で開講(マンツーマン方式)。日本語を学ぶ以外にも、折り紙教室や浴衣を着るイベントなど、日本文化を体験できる機会を提供。

### 取組のポイント

- 学習者の日本語レベルに合わせて、市販の教科書だけではなく、小・中学校の教科書や、新聞記事などの身近な「教材」も使用しているほか、日本語検定等のニーズに対応した教材も使用。
- 「日本語スピーチコンテスト」や「異文化交流パーティ」を開催し、学習者の学習意欲を維持するとともに、日本人住民と外国人住民の交流の場にもなっている。

### 成果

- 累計で延べ約1,000人が参加し、日本語検定の合格者等も排出。
- 町内の中学校や保育園からの依頼で、日本語教室の学習者が多文化共生や英会話の講師を務めるなど、地域における多文化共生への理解促進にも寄与。

## (公財) 浜松国際交流協会の取組

〔ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営〕

### ～中山間地域におけるインターネット授業～

#### 背景・課題

- 中山間地域の浜松市天竜区は、外国人散在地域で、日本語の指導ボランティアの高齢化が進む中、指導役の確保が課題。



▲オンラインで発表する学習者  
(画面に映っているのは指導役の大学生)

#### 取組内容

- 県内<sup>とは</sup>の常葉大学と連携し、同区で毎週行われている日本語教室において、月1回、同大学の日本語教員養成課程等の学生によるオンライン日本語教室を実施。教材は、(独)国際交流基金の「いろいろ 生活の日本語」を使用。

#### 取組のポイント

- 本事業の連携先に、常葉大学で日本語の教授法(教案作成等)を指導する教員が含まれており、その指導を受けた大学生が指導役を務めた。

#### 成果

- 地理的に不便で日本語教師の不足が懸念される中山間地域でも、ICTを活用することで日本語教室の持続可能性を見出すことができた。
- 大学生にとっては、大学の学習内容を実践する場となった。

## 三重県津市の取組

〔就学前教室 等〕

～初期日本語教室「きずな」「移動きずな」・就学前日本語教室「つむぎ」～

### 背景・課題

- 市立小中学校・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、全ての学校に「日本語教育担当」を指名又は配置する等、市を挙げて体制を強化。



▲初期日本語教室「きずな」の様子

### 取組内容

- 初期日本語指導や日本の学校への適応支援をマンツーマンで行う、初期日本語教室「きずな」を実施。また、地理的な制約等から「きずな」に通えない児童生徒が在籍校でも同じカリキュラムが受けられるよう、「移動きずな」を実施。
- 就学前の外国人の子供を対象として日本語や学校生活について指導を行う、就学前日本語教室「つむぎ」を実施。

### 取組のポイント

- 市教育委員会職員や市民ボランティアスタッフを対象に「日本語指導ボランティア養成講座」を実施し、指導の質を確保。
- 日本語の理解が十分でない子供を対象に母語支援スタッフを配置するほか、保護者に向けた日本の小学校についてのガイダンスや相談対応を実施。

### 成果

- 参加した子供の保護者から、「前より日本語を話すようになった」、「子供はつむぎで勉強してから、小学校に行くことに対し、わくわくしている」、「大人の学びの場にもなった」等の評価。

## 岐阜県可児市の取組

〔関係機関と連携した就学促進〕

～庁内関係部署等と連携した就学促進～

### 背景・課題

- 外国人の子供が急増する中、言葉の壁や文化・制度の違いを背景にした不就学児が増加しないよう、平成17年頃から、庁内関係部署等と連携し、外国にルーツを持つ子供の就学を促進。



▲「ばら教室KANI」における授業の様子

### 取組内容

- 市民課での転入手続に続けて教育委員会での就学手続を案内。
- 小、中学校への進学を希望する外国にルーツを持つ子供を対象とした、学校への適応指導や初期の日本語指導等を行う初期適応指導教室「ばら教室KANI」を運営。
- 不就学のうえ就学の意思が確認できない家庭に対しては、コーディネーターが繰り返し家庭訪問を行い、説明や相談対応等を通じて就学を促進。

### 取組のポイント

- 転入手続と連携し、就学手続漏れを防止。
- 家庭訪問の際は、保護者に対して子供が学校に通うことの重要性等を説明し、就学を促進。

### 成果

- 教室からは、これまでに900人以上の子供が就学。外国人住民の増加に伴う利用ニーズの高まりから、令和2年度に「第2ばら教室」を開設。
- 今後、日本語や教科学習など就学後の支援も検討。

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る 地方財政措置

# 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

## <地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・通訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の通訳経費 等	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の通訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) <b>特別交付税措置</b>
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：日本語指導等経費、授業料軽減のための助成経費、相談窓口・ホームページの開設経費、各種支援に向けた事前調査経費、就学の促進に資する取組経費 等	

## <国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担	(都道府県分) <b>普通交付税措置</b>
	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)  
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等  
 (R4措置額 標準団体当たり 県分:17百万円、市町村分:4百万円)

## 総務省自治行政局国際室

電話 (03) 5253-5527 (ダイヤルイン)

FAX (03) 5253-5529

E-mail kokusai@soumu.go.jp

HP(URL) <https://www.soumu.go.jp/kokusai/index.html>

# 多言語翻訳技術について

総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室

令和 4 年12月

# 総務省・NICTにおける多言語翻訳技術の研究開発

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・ノウハウ等を蓄積。
- 訪日・在留対応を想定した**12言語**について、AI技術活用により**実用レベルの翻訳精度**(TOEIC900点相当)を実現。



## 対応言語(31言語)

### 重点対応言語 (実用レベル) 訪日・在留外国人対応を想定した**12言語**

日本語	ベトナム語
英語	ミャンマー語
中国語	フランス語
韓国語	スペイン語
タイ語	ブラジルポルトガル語
インドネシア語	フィリピン語

クメール語 ネパール語 モンゴル語  
(研究開発を通じて2024年度末までに重点化予定)

アラビア語 イタリア語 ドイツ語  
ヒンディ語 ロシア語  
(令和3年度補正予算により2022年度末を目標に重点化)

**ウクライナ語**

ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語  
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語  
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

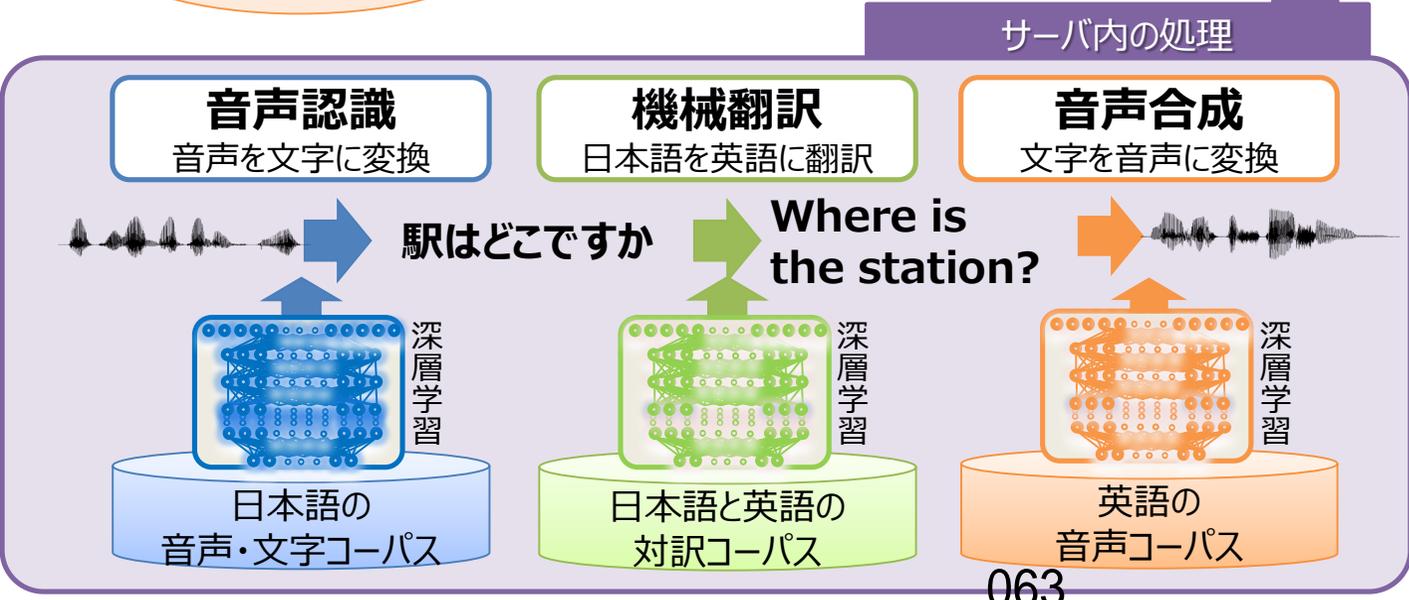
**ボイストラ(VoiceTra)アプリ**

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう



(業務利用の場合は民間サービスを検討ください。)



# 多言語翻訳技術の社会実装

- NICTにおいて翻訳エンジンを開発し、ライセンス契約により民間企業に利用を開放する仕組み構築。
  - 官公庁・自治体※のほか、防災・交通・医療等の幅広い分野において活用。
- ※多言語翻訳サービスの導入・運用経費を対象とした特別交付税措置等を活用して導入が進展  
 ※地域の多文化共生推進のため、都道府県・政令市等に、翻訳技術の活用推進について通知(2021年4月)



## 音声翻訳サービスの例

<p>ポケットク(株) ●「POCKETALK」</p> 	<p>凸版印刷(株) ●「VoiceBiz」</p> 	<p>コニカミノルタ(株) ●「医療通訳MELON」</p> 	<p>(株)NTTドコモ ●「はなして翻訳」</p> 	<p>RemoSpace(株) ●「eTalk5みらいPFモデル」</p> 
---	---	--	---	--

## 文書翻訳サービスの例

<p>(株)十印 ●「T-tact AN-ZIN」</p> 	<p>(株)川村インターナショナル ●「みんなの自動翻訳@KI」</p> 	<p>(株)みらい翻訳 ●「Mirai Translator」</p> 	<p>NTTコミュニケーションズ(株) ●「COTOHA Translator」</p> 	<p>東芝デジタルソリューションズ(株) ●「DOCCAI翻訳」</p> 
---	--	--	--	--

# 多言語翻訳技術における関係省庁・分野連携の取組

## 翻訳技術の高度化・多分野化

総務省・NICTの研究開発に加え、各省庁や企業との連携・協力（対訳データの提供）により、特定分野の翻訳精度を向上



厚労省が、労働分野の多言語用語集と対訳データを作成し、翻訳技術の精度向上のため総務省・NICTに提供 (2021.3.30報道発表)

金融庁が、国際金融センターの実現に向け、NICTと連携した金融分野のデータ収集・翻訳エンジン開発を実施 (2022.3.11報道発表)

## 公的機関による導入事例

### ● 多くの省庁で導入が進展

※各省庁からの聞き取りを元に掲載【非公開】

省庁	用途
警察庁	全都道府県における各種警察活動
金融庁	金融庁職員が業務利用できる音声・テキスト翻訳サービスを導入し、金融行政の英語化を推進
総務省	総務省職員による翻訳を要する業務全般（省内システムで全職員がいつでも資料等の翻訳に利用可能）
消防庁	全国の消防本部における救急隊員の活動
法務省	刑務所・拘置所での収容者対応
外務省	条約関連資料の翻訳
財務省	全国の地方税関における税関業務
厚生労働省	空港・港における入国者の検疫業務、ハローワークの職業相談
農林水産省	空港・港における動植物の防疫・検疫業務
特許庁	特許文献の翻訳
環境省	地方環境事務所・国立公園での来園者案内、廃棄物の輸出入の審査業務
防衛省	防衛関連文献の翻訳

### <警察の例>

全都道府県警察において、ボイストラを各種警察活動に利用中 (2020年～)



### <消防の例>

全国671/全724の消防本部で救急ボイストラを利用中 (2022年1月時点)



### <自治体の例>

市役所の窓口、国際交流センター（兵庫県、新潟県、鹿児島県、大阪市、川崎市、広島市）等で利用中



⇒ 一層の利用促進のため、2021年4月、総務省から全都道府県・政令市等向けに通知発出

### ● 自治体においても、多言語翻訳サービスの導入・運用経費を対象とした特別交付税措置等を活用して導入が進展

- 外国人生徒だけでなく、保護者とのコミュニケーションにおいて、多言語音声翻訳の活用が進展。
- これにより、授業の円滑化だけでなく、現場負担の軽減にも貢献。



ポケットーク

## 翻訳機「ポケットーク」が大活躍 湖南・日枝中の日本語教室

外国人の生徒が多い湖南省日枝中学校で、自動翻訳機「ポケットーク」の活用が四月から始まった。外国人生徒の学習を支援する日本語教室で、先生と生徒間のコミュニケーションを助けている。

同中は全校生徒三百二十八人のうち、三十七人が外国籍生徒。本人の意向などに合わせ、国語や社会、理科の授業時間は、通常のクラスではなく日本語教室で授業を受けられる。同教室では日本語指導だけでなく、各教科の学習もサポートしている。

ポケットークは、担当教諭の外国語能力にかかわらず、誰でも日本語教室の指導をできる体制をつくらうと導入。保護者や地域住民でつくる教育後援会の経費で購入した。

六月上旬の日本語教室では、ブラジルから昨冬に来日したばかりの一年生の女子生徒が、理科の学習として顕微鏡の部品の名称を学んでいた。「顕微鏡の対物レンズは、観察する物を近づける時に使うレンズです」。担当の浜田智明教諭がポケットークに日本語で説明を吹き込むと、数秒後に翻訳した内容がポルトガル語で流れ、女子生徒も「ブラジルの小学校で顕微鏡を使ったことがある」などとポルトガル語で話し、翻訳機を通してやりとりしていた。



自動翻訳機「ポケットーク」を手に生徒と会話する浜田教諭(右)＝湖南省日枝中で

## 川崎市教育委員会で110台採用

5月7日(木)より利用開始

中日新聞より

ソースネクスト株式会社(本社:東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター33階 代表取締役社長:松田 憲幸)は、5月7日(木)より、弊社のAI通訳機「POCKETALK(ポケットーク) S」が、神奈川県川崎市の市立学校で外国人児童生徒等や保護者とのコミュニケーションツールとして、110台が導入され、利用が開始されることをお知らせいたします。

本製品は、55言語を音声とテキストに、20言語をテキストのみに翻訳し、互いに相手の言葉を話せない人同士のスムーズなコミュニケーションを可能にします。(対応言語の詳細はwebページの一覧を参照)

神奈川県川崎市(所在地:神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 市長:福田 紀彦)では、近年、外国人住民の増加にともない、市内の小中学校でも外国人児童生徒等の就学数が増加。本製品は、子どもや保護者とのコミュニケーションを向上させるために導入されました。

弊社では、「言葉の壁をなくす」というミッションの実現を目指し、今後も多くの自治体、企業様を通じて、本製品の提供を広げて参ります。



066

ソースネクスト社プレスリリースより

## 導入事例① 滋賀県湖南市

### 日本語教室で生徒とのコミュニケーションで利用

日枝中学校には全校生徒の約10パーセントの外国籍生徒が在籍。生徒本人の意向に合わせ、一部の授業を日本語教室で受けることができ、先生がポケットークで授業の説明を行なうなど、生徒とのコミュニケーションで利用が進んでいます。

## 導入事例② 愛知県碧南市

### 生徒本人や保護者との連絡に市内全小中学校で導入

市内には358人の外国籍生徒が在籍。国籍も、ブラジル、ペルー、アルゼンチンなどさまざま。これまでは通訳アシスタントや日本語教育の指導教室で対応されていましたが、外国籍の子供の転入が相次ぎ、ポケットークを導入されました。「授業や指導は通訳を入れ、丁寧にフォローする必要がある。一方、簡単な連絡事項のやりとりは翻訳機を通して対応して、現場の負担を減らしたい」(市教育委員会)

## VoiceBiz®



スマートフォンやタブレットで利用可能なアプリとして提供

翻訳機能に加え、教育機関でよく使う定型文の訳文を予め準備しており、すばやく参照可能



### 外国籍児童生徒やその保護者との円滑なコミュニケーション『VoiceBiz®』を活用

神奈川県 綾瀬市

近年、日本に在留する外国人が増加する中で、学校現場では日本語指導が必要な児童生徒の受け入れや対応が課題となっている。こうした中、綾瀬市では昨年度、小学校4校、中学校1校に凸版印刷の学校向け多言語音声翻訳アプリ『VoiceBiz®』を導入し、国際教室における学習指導や保護者とのコミュニケーションに活用している。

外国籍の児童生徒の母語で4分の1を占めるポルトガル語、ラジルやフィリピン語にも対応しているほか、「お菓子」は食物アレルギーがあるために『VoiceBiz®』を活用していた。たとえば、入学に向けて取り組まれたことや、搭乗している。



『VoiceBiz®』を使用した国際教室での授業の様子(綾瀬市立綾北中学校)

■市役所窓口サービスの導入がきっかけ  
文部科学省が2018年度に実施した調査によれば、国内での日本語指導が必要な外国人児童生徒は約1万人を超えているとされている。したがって、各自治体では日本語能力に応じた指導や教員の配置や支援員を派遣して対応しているが、様々な言語への対応の遅れが指摘されてきた。

そこで、こうした児童生徒に向けた教育支援として期待されているのが、多言語音声翻訳アプリ『VoiceBiz®』だ。市教育委員会教育総務課の野村氏は「本市でも多くの外国人市民の方が生活しており、言葉の壁への対応が課題でした。市役所の窓口サービスの向上として、数年前から実証利用してきた経緯があり、日本語指導が必要な児童生徒の指導にも活用できると考えました」と語る。

■30言語の多言語翻訳学校で使う定型文も  
『VoiceBiz®』は、専用アプリに音声やテキストを入力すると、音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語の中から選択した言語に自動翻訳し、音声やテキストで出力できるのが特長。通信可能なAndroidのスマートフォンやタブレットで利用できるため、外国人児童生徒との学習、生活指導の場面や、外国人保護者との面談などで手軽に活用

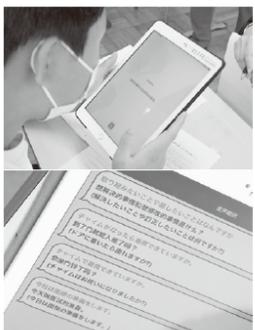
■課題だった多様な母語の対応  
そんな『VoiceBiz®』を約1年前から活用しているのが、現在60人ほどの外国籍生徒が在籍している市立綾北中学校だ。毎年10人くらいずつ外国籍の生徒が増えていますと小松校長、なかでも大きな課題は、ポルトガル語、英語、ベトナム語を筆頭に、英語、ポルトガル語、ラジル、スペイン語、ラオス語など、母語が多岐にわたっていることだ。

そうした状況でも、生徒たちが日本語に適應できるように指導していく必要があるため、今や多言語音声翻訳アプリは欠かせないツールに

### 今年度中に全小中学校への導入を予定

でも優れており、何ら問題はないとして、「多いときは生徒8人を指導する必要もあるため、できれば複数台を使えるようにしなければならぬ。友達同士で普段の会話でも使えるようになって、子どもが交流が育まれるようになっていくことを期待したい」。

■場が増える  
市立綾北小学校でも、ベトナム・ブラジルなど7人ほどの外国籍児童が在籍しており、国際教室に充てられている。書写の時間や図書時間が国際教室に充てられている。以前は辞書や絵本を使ってコミュニケーションをとっていましたが、『VoiceBiz®』を導入してからは授業での用語説明やノートの手取りなどの指導がしやすくなったほか、物語の感想を児童に話してもらえるようにもなりましたと国



音声入力に加え、テキスト入力でもスピーディーに翻訳が可能。

日本教育新聞 (令和2年 11月9日)

## (参考③) 新型コロナウイルス対応における利活用事例

- **新型コロナウイルス対応**については、初動対応から**ワクチン接種会場における外国人対応**まで、関係省庁や自治体等において**多言語翻訳技術が幅広く利活用**。
- これまで構築されてきた、研究開発や社会実装に向けた**総務省・NICTと翻訳サービス提供者や関係省庁・自治体等との連携体制を活用**し、コロナウイルス対応など緊急時における翻訳ニーズにも円滑に対応。

### 新型コロナウイルスワクチン接種会場の 円滑な運営を多言語対応 音声翻訳サービス 「VoiceBiz<sup>®</sup>」で支援します。

ワクチン接種会場での案内利用を想定した専用定型文を  
新規搭載し、接種会場の運営公的機関に無料で提供



定型文：新型コロナワクチン



### 同時通訳のコアとなる「文分割技術」

#### 同時通訳に必要な技術

- ・ **文分割技術 (使用している技術)**

認識した文を意味ある単位に分割し、その単位で翻訳
- ・ **文脈処理 (今後の課題)**

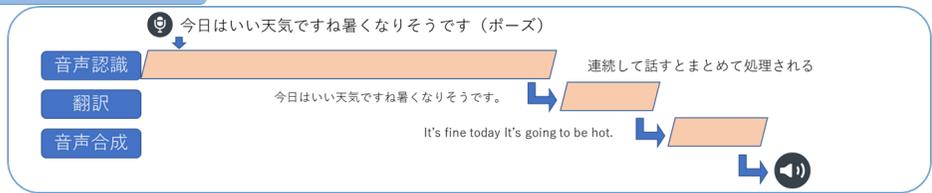
省略された言葉 (主語や所有格など) を補う、同音異義語の判断
- ・ **要約処理 (今後の課題)**

翻訳結果をそのまま出力すると追いつかないため、要約する

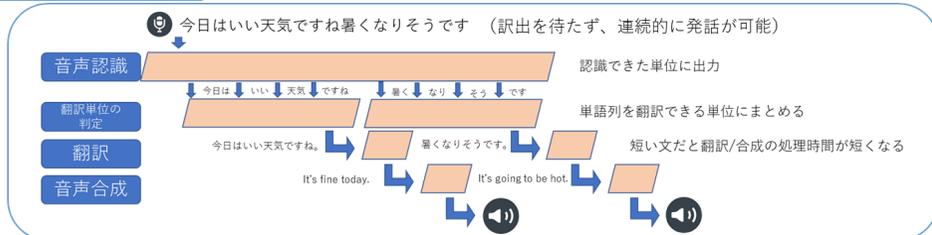
#### その他、同時通訳の期待される用途

- ・ 講演の同時通訳
- ・ Web会議の字幕付与

#### 逐次音声翻訳の場合



#### 同時通訳の場合



音声認識、翻訳、音声合成をできるだけ細かい単位で稼働させることにより遅延を最小化

## 総務省 国際戦略局 研究推進室

電話 : 03-5253-5730

メール : [gcp.mic@ml.soumu.go.jp](mailto:gcp.mic@ml.soumu.go.jp)

担当 : 大江、宇野、西中、大園

# 外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和4年12月

文部科学省総合教育政策局  
国際教育課



071

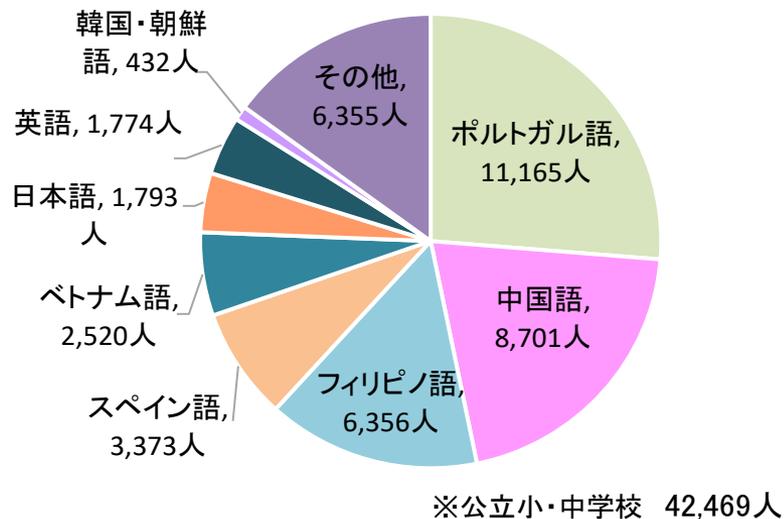
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

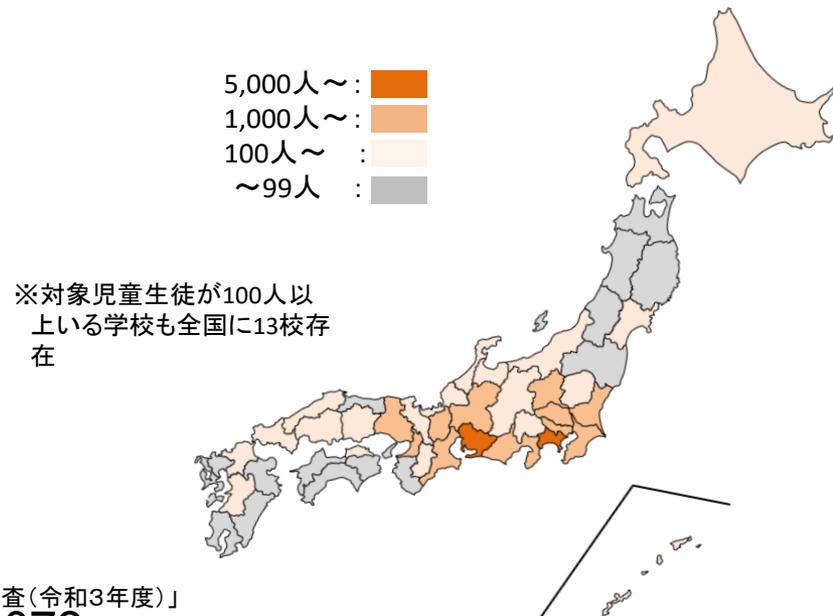
# 共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
  - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
  - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
  - また、令和3年度の調査では、**約1万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



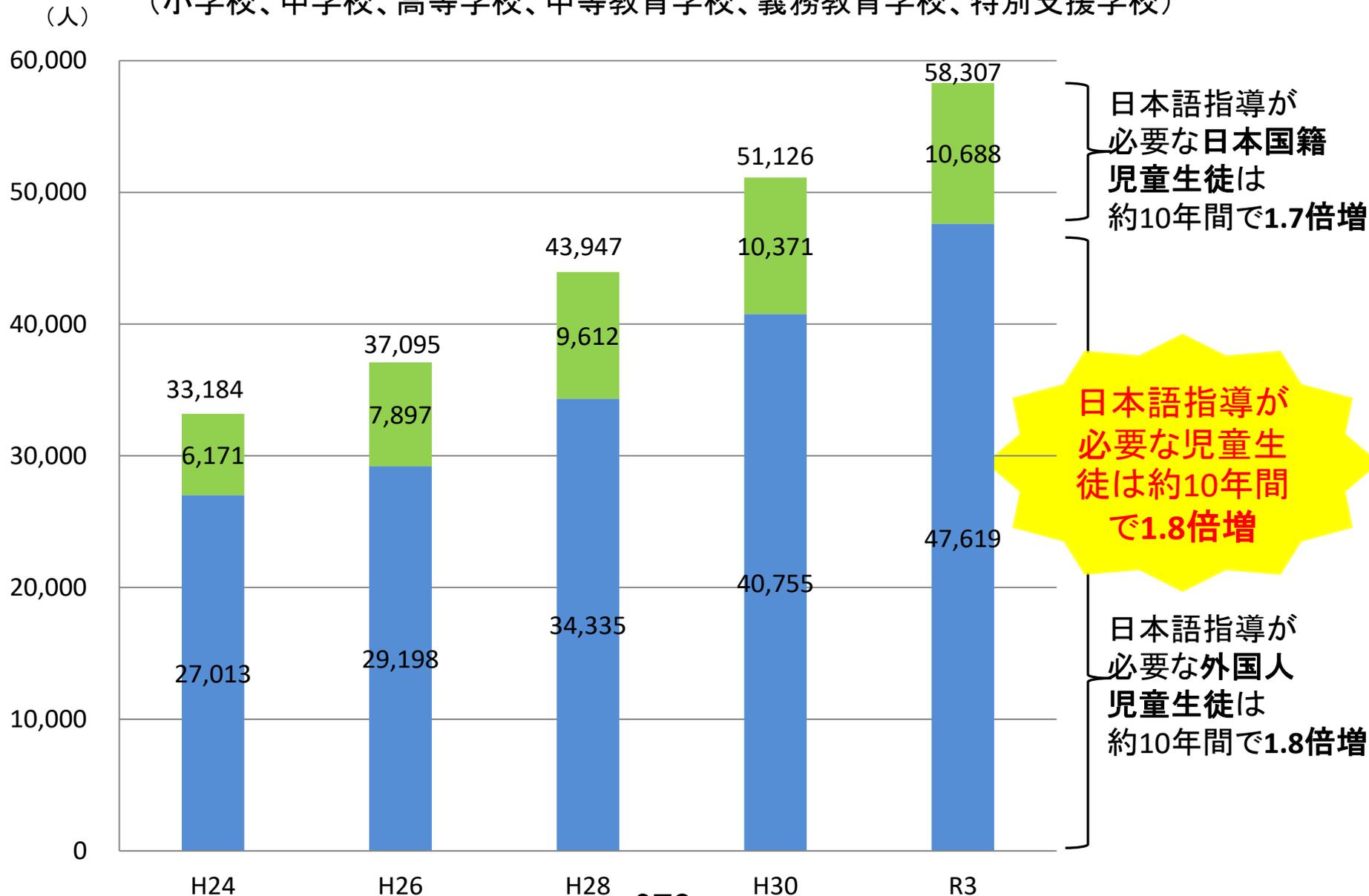
集住・散在化(学校への在籍状況)(令和3年度)



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和3年度)」

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

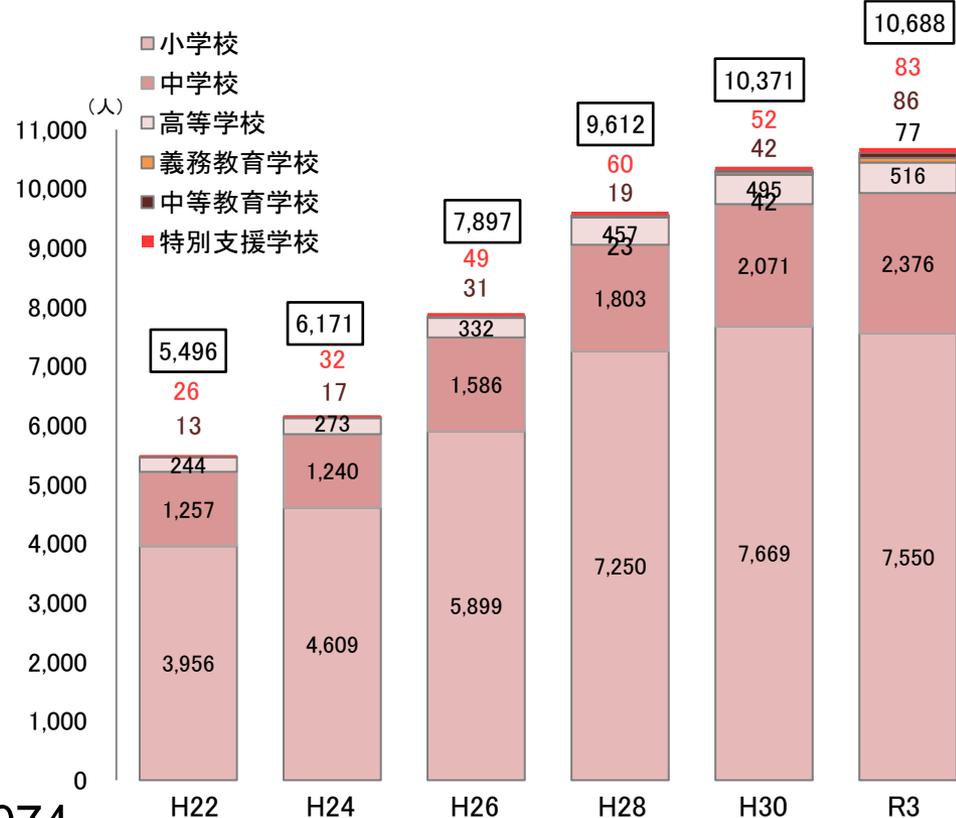
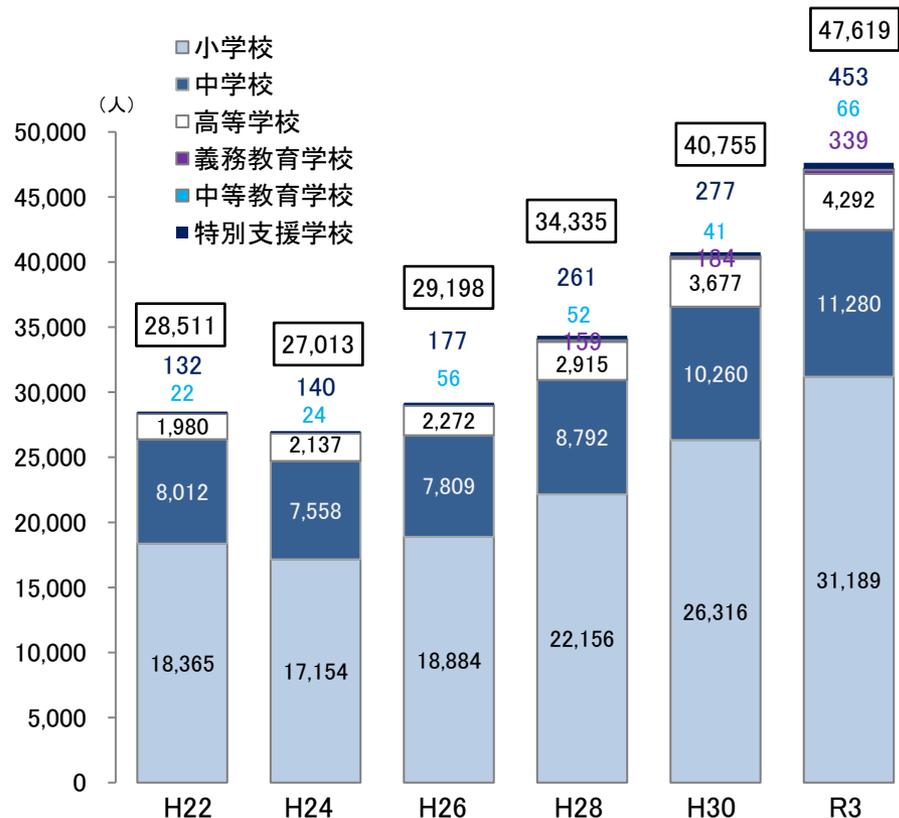
# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**47,619人(16.8%増)**であり、前回調査より6,864人増加し、日本国籍の者は**10,688人(3.1%増)**であり、前回調査より317人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は114,853人(23.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**41.5%**となっている。

## ■日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

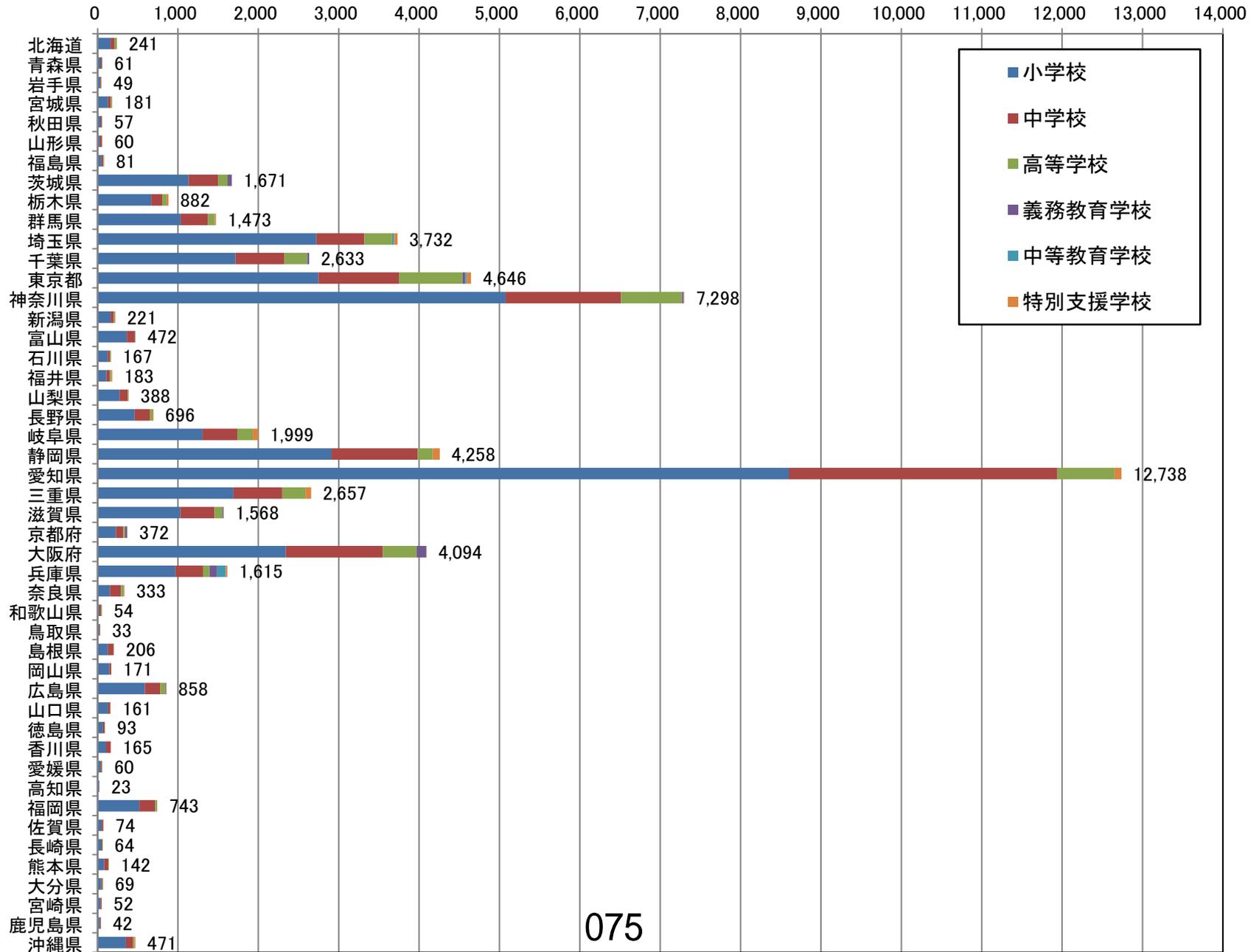
## ■日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



074

# 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

（児童・生徒数：人）

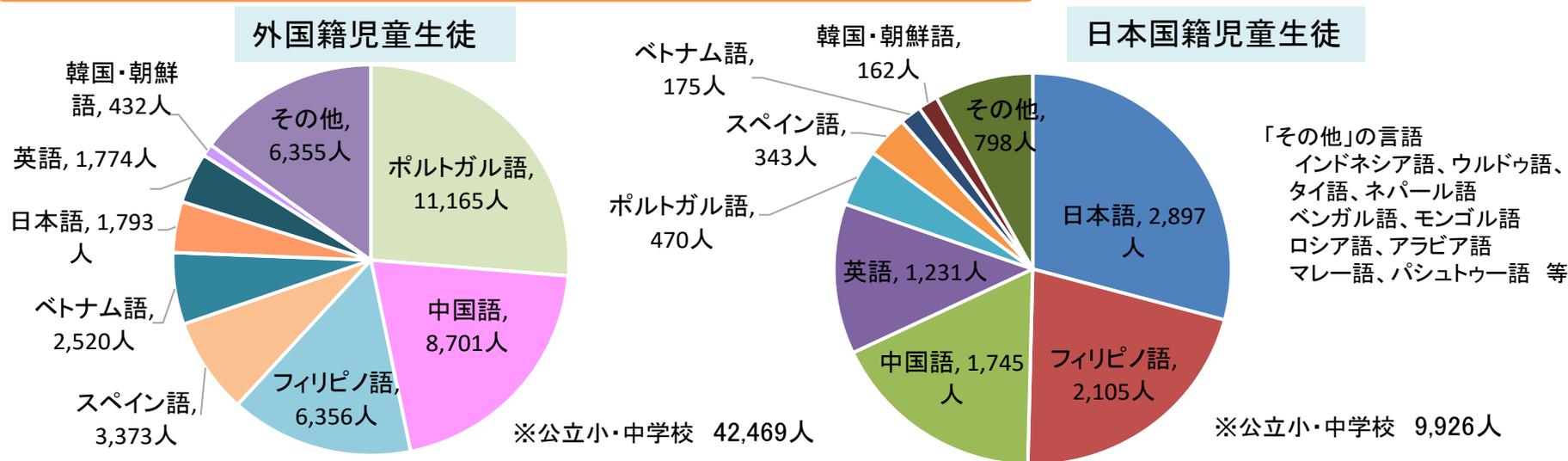


075

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

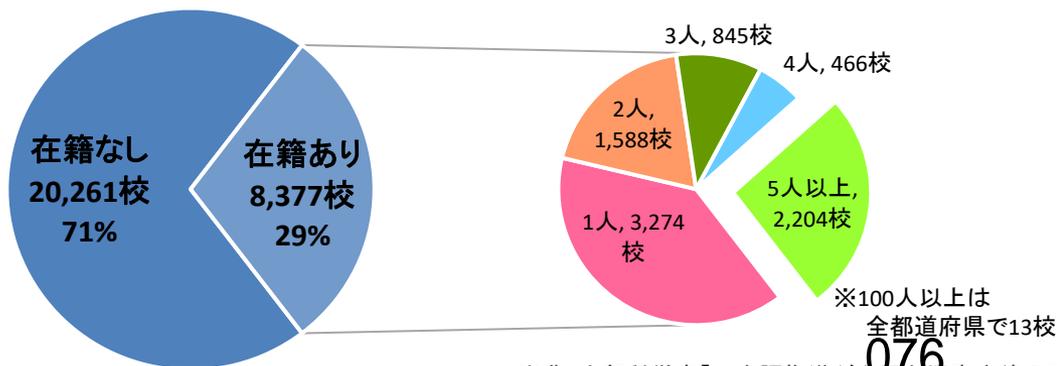


## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)

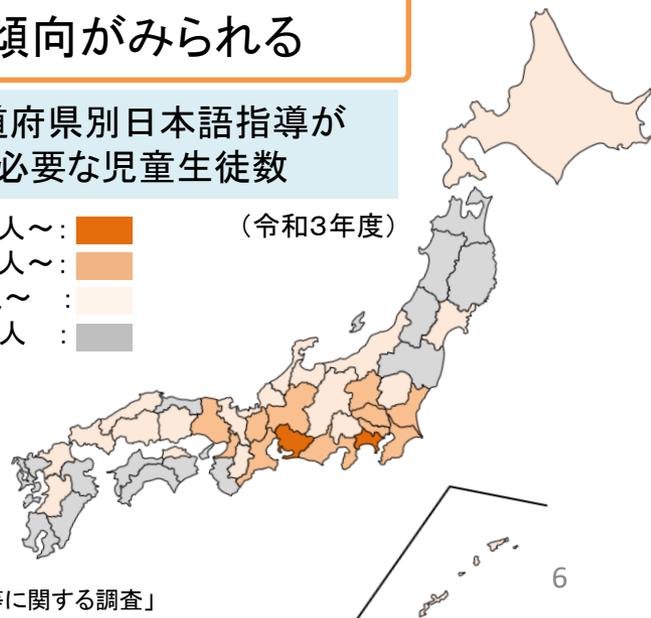
(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

5,000人～ : ■  
1,000人～ : ■  
100人～ : ■  
～99人 : ■

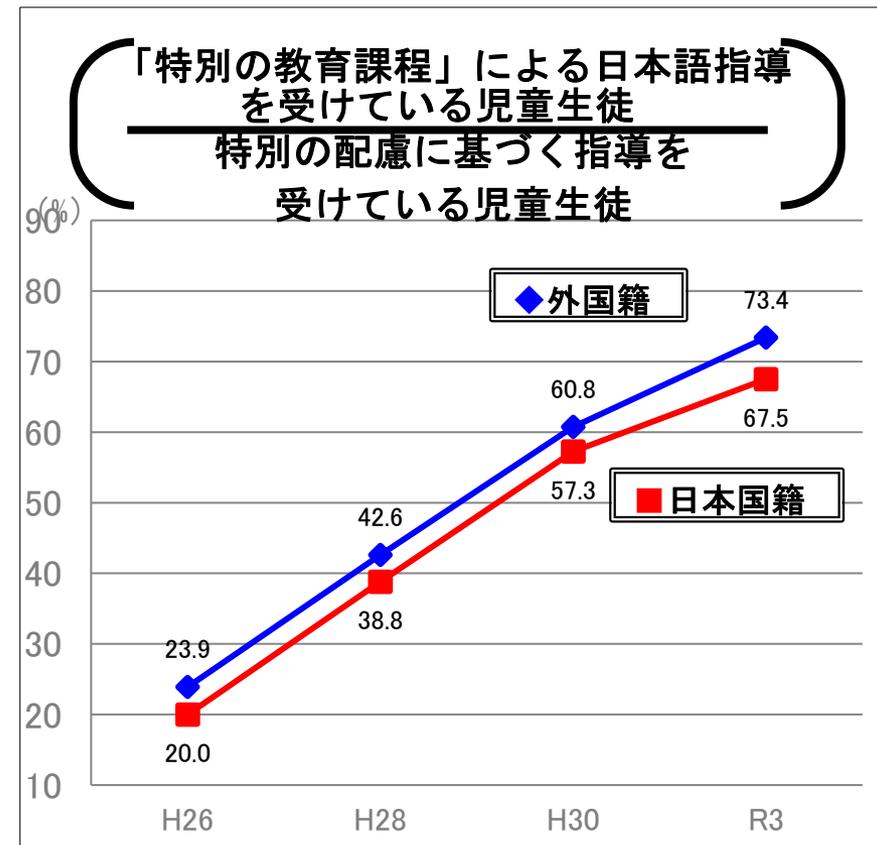
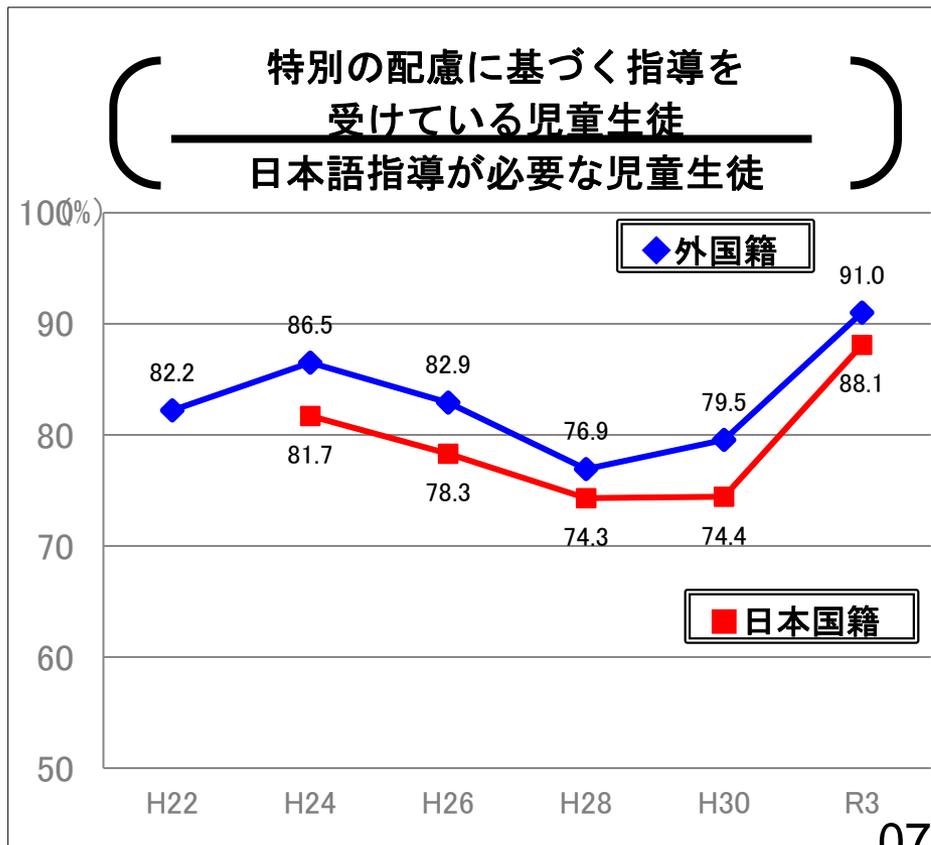


# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で91.0% (11.5%増)、日本国籍の者で88.1% (13.7%増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(※)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.4% (12.6%増)、67.5% (10.2%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援 等

# 高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加**している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援**の取組を進めることが重要。

▶ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。**

## 改正の概要

### ○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた**特別の指導**を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる**。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
  - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
  - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

### ○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める**。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
  - ①学校は、**生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない**
  - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、**2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定すること**もできる。

### ○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、**必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない**。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

## 今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

# 外国人の子供の就学状況等調査結果(令和3年度)

調査基準日: 令和3年5月1日

## (1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数133,310人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、10,046人となる。(さらに④を加えると13,240人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当計	93,474	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
(構成比)		(85.2%)	(5.7%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.3%)	(100.0%)	
中学生相当計	39,836	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
(構成比)		(83.3%)	(6.7%)	(0.6%)	(2.4%)	(7.0%)	(100.0%)	
合計	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
(構成比)		(84.6%)	(6.0%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.5%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

# 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

## 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

### (1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

### (2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

### (3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

## 2. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

### (3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

### (6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

## 3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

# 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和5年度要求額  
(前年度予算額)

1,187百万円  
1,058百万円

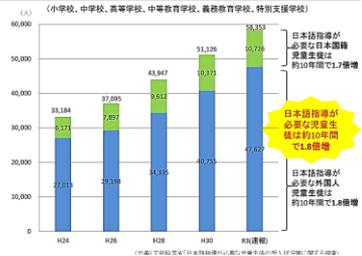


文部科学省

## 背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在  
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約1万人  
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



## 事業内容

### I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

事業期間：H25～  
予算額：1,047百万円（951百万円）  
補助対象：都道府県・市区町村  
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助  
補助率：1/3

#### 【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

### II. 外国人の子供の就学促進事業

事業期間：H27～  
予算額：139百万円（107百万円）  
補助対象：都道府県・市区町村  
補助率：1/3

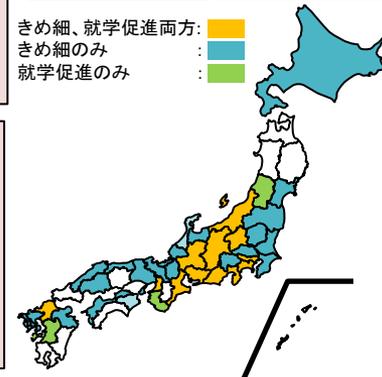
#### 【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

#### （参考）令和4年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
28都道府県	1県
15指定都市	4指定都市
20中核市	3中核市
91市区町村	18市区町村

きめ細、就学促進両方：黄色  
きめ細のみ：緑  
就学促進のみ：青



#### <関連する政府方針(抄)>

- ・全ての外国人の子の就学状況を一体的に管理・把握する体制を2025年度までに構築するため、2022年度に就学状況等調査を毎年度行うよう変更する。「成長戦略フォローアップ」(R4.6.7閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会への適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受け入れ・共生に関する総合的対応策」(R4.6.14関係閣僚会議決定)
- ・日本語教育の推進や外国人児童生徒等の就学促進を含め、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R4.6.7閣議決定)

#### アウトプット(活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（II. 外国人の子供の就学促進事業）

#### アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
  - 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
  - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる
- 中期(令和8年頃)
  - きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
  - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される
- 長期(令和10年頃)
  - 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
  - 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する

#### インパクト(国民・社会への影響)

- 全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる
- 全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

## 令和4年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

### 文化審議会国語分科会における審議内容について 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」

# Japanese Language Education

令和4年12月26日(月)  
文化庁国語課 日本語教育調査官  
増田 麻美子  
083



- 外国人材の受入が全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

## 1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

## 2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



## 3. 基本的な考え方(提言)

### (1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
- オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

### (2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。



### (3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など多様な背景を持つ者に配慮すること。

### (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

### (5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として日本語で意思疎通を図り生活できることを目標とする。
- レベル:A1、A2からB1までを対象とすること。
- 学習時間:目安として350-520時間程度とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

### (6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置、専門性を有する日本語教師を一定数配置すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

### (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

### (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

## 背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。  
このような状況を踏まえ、本報告は、
  - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
  - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
  - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



## ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

## 背景・目的

- 「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、**基本的な方針を定めることが努力義務**とされた。
- 国が策定した方針を踏まえ、都道府県・政令指定都市が策定し、これを踏まえ、他の市区町村が策定することが想定される。推進法の理念に則り、**地域日本語教育を社会全体で捉えていくことが重要。早急に地域の実情に応じた基本方針及び計画が策定されることが望まれる。**

### 日本語教育に関する基本的な方針や計画を作成する際の**観点**

- 域内の外国人住民の状況・日本語教育の現状・課題等(※)
- 日本語教育の推進の基本的な方向
- 日本語教育の推進の内容に関する事項
  - ・・・目的、地方公共団体の責務、事業主の責務、役割分担等
  - ・・・対象及び施策内容(外国人等である幼児・児童・生徒等、就労者等、地域における日本語教育等)、住民の理解と関心の増進、日本語教育に携わる人材の育成、情報提供及び地域のニーズ、外国人の個々のニーズ把握等
- 推進体制、連携(※)
- 基本的な方針・計画の見直し(※)

※類似の方針・計画に盛り込む場合には、重複を考慮し省略することができる。

### 地域ごとの実情に応じて、次のような**柔軟な対応**が可能

- 「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な**関連する計画と一体的に整備**する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- 都道府県と市区町村、あるいは**複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定**する。
- **都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施**する。
- 既に**類似の方針**を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、**当該方針をもって代えることができる**。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

# 「日本語教育の参照枠」の概要

## 「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）\*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

### \*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

## 「日本語教育の参照枠」

## 全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

## 5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと  
（やりとり）

話すこと  
（発表）

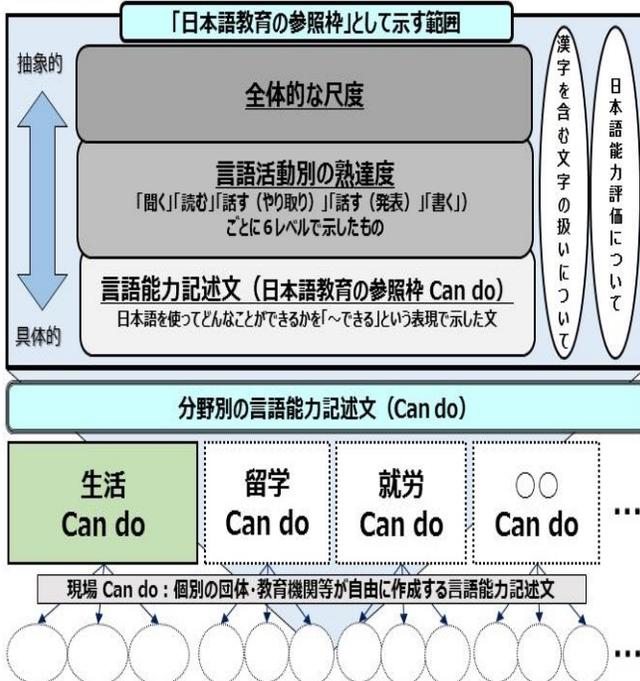
書くこと

## 期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育**を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価**が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる**。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

## 1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



## 2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

C2 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

C1 いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

B2 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

B1 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

A2 ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

A1 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

\*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

# 日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）  
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

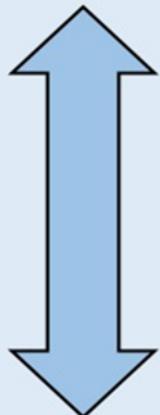
## 全体的な尺度（抜粋）

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

# 「日本語教育の参照枠」の構成

## 「日本語教育の参照枠」として示す範囲

抽象的



具体的

### 全体的な尺度

日本語能力の熟達度について全体的な尺度を6レベルで示したもの

### 言語活動別の熟達度

日本語能力の熟達度を5つの言語活動（「聞く」「読む」「話す（やり取り）」「話す（発表）」「書く」）ごとに6レベルで示したもの

### 言語能力記述文（日本語教育の参照枠 Can do）

日本語を使ってどんなことができるかを「～できる」という表現で示した文  
活動Can do、方略Can do、テキストCan do、能力Can do

漢字を含む文字の扱いについて

日本語能力評価について

## 分野別の言語能力記述文（Can do）

生活  
Can do

留学  
Can do

就労  
Can do

○○  
Can do

...

Can do : 個別の団体・教育機関等が自由に作成する言語能力記述文

(2) 日本語能力  
自己評価ツール  
「にほんごチェック！」

(3) 「生活Can do」

(1) 「日本語教育の参照枠」  
の活用のための手引き

# 「生活Can do」について

## 生活Can do

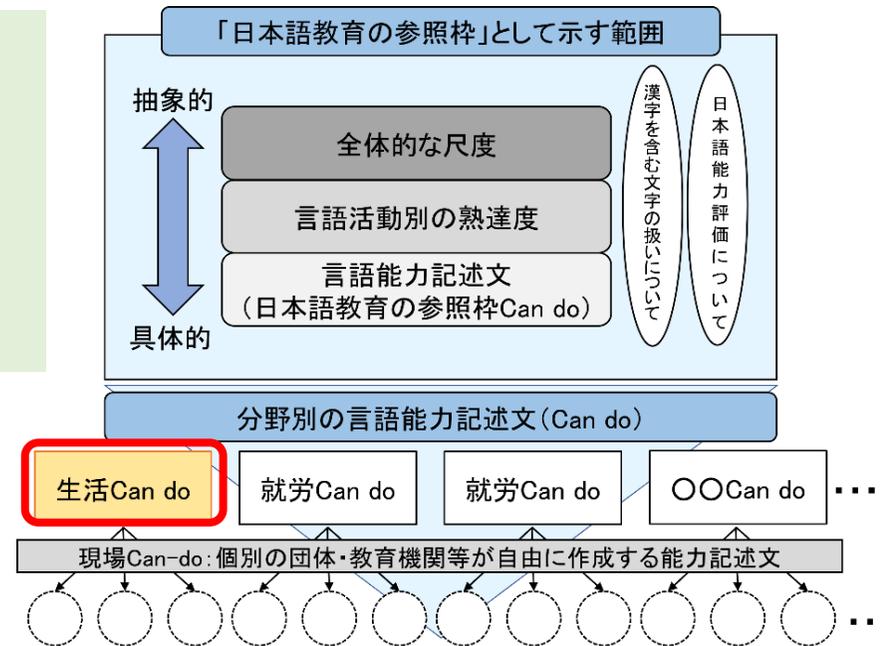
「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文（Can do）の一つ。

## 対象となる 範囲

「地域における日本語教育の在り方について」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」（p.79参照）

- |           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| 生活上の行為の事例 | I 健康・安全に暮らす   | VI 働く         |
|           | II 住居を確保・維持する | VII 人とかわる     |
|           | III 消費活動を行う   | VIII 社会の一員となる |
|           | IV 目的地に移動する   | IX 自身を豊かにする   |
|           | V 子育て・教育を行う   | X 情報を収集・発信する  |



## レベル

基礎段階の言語使用者  
(A1、A2) から  
自立した言語使用者  
(B1、一部B2) までを想定

## 言語活動

聞くこと、読むこと、  
話す（やり取り）、  
話す（発表）、書くこと

## 例

<やり取り・A1> 店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】

<読むこと・B1> 適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】

## 「生活Can do」のレベル別「話すこと：自己紹介」の言語活動例

### Ⅷ 社会の一員となる【発表：A1】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

### Ⅶ 人と関わる【発表：A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

### Ⅷ 社会の一員となる【やり取り：B1】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

### Ⅶ 人と関わる【やり取り：B2】

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。



- 地域の日本語教育においては、将来的に、概ねB1以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間は、言語学習経験、基礎学力等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- ICT活用や自立学習との組合せも可能であり、地域日本語教育コーディネーターによるコース設計が必要である。
- 以下の学習時間は、体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

コースの例(1) 学習時間:3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)  
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A1
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	B1
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	

コースの例(2) 学習時間:3時間(4単位時間)×5日/週15時間(20単位時間)  
1年間 計540時間(720単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 540時間 (720単位時間)	4~6月	9週間:135時間 (180単位時間)	A1
	7~9月	9週間:135時間 (180単位時間)	A2
	10~12月	9週間:135時間 (180単位時間)	B1
	1~3月	9週間:135時間 (180単位時間)	

※1単位時間は45分

092 ※1単位時間は45分



にほんごのうりよくじこひょうか  
日本語能力自己評価ツール

## にほんご チェック!

いま にほんご  
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック! <sup>まえ</sup>する前に

右上の言語選択より、  
日本語を含む  
**14言語**が  
選択できます。

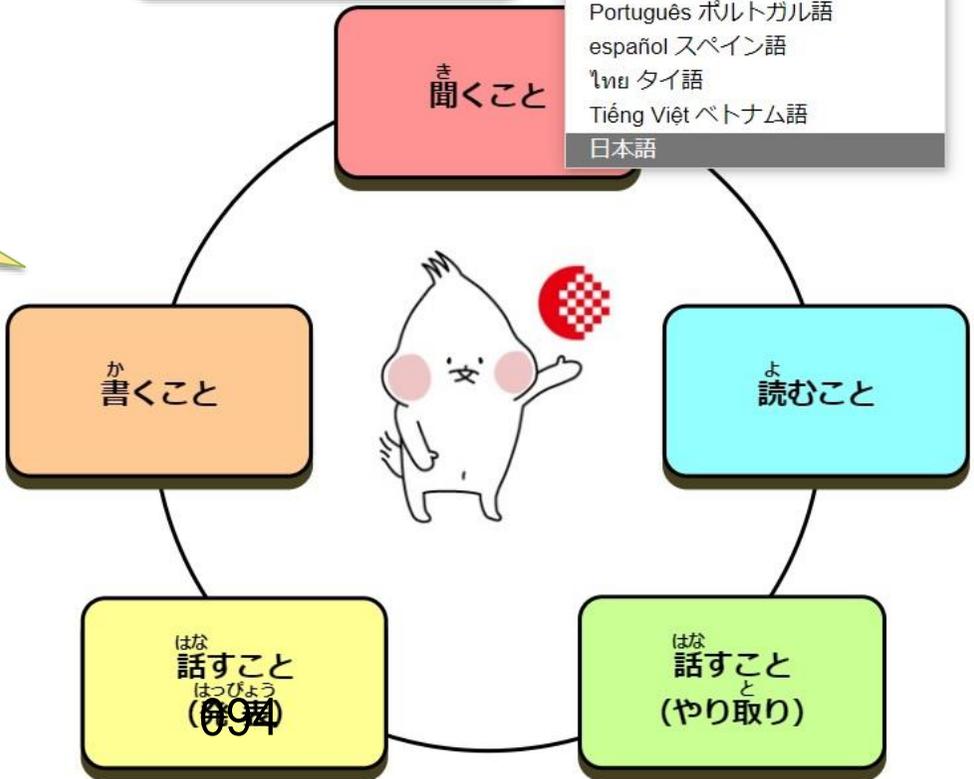
LANGUAGE

日本語

- 简体字 中国語 (簡体字)
- English 英語
- Filipino フィリピン語
- Indonesia インドネシア語
- ខ្មែរ ក្រមួល 語
- 한국어 韓国語
- Монгол モンゴル語
- မြန်မာစာ ၇၇၇၇ မြန်မာ 語
- नेपाली नेपाल語
- Português ポルトガル語
- español スペイン語
- ไทย タイ語
- Tiếng Việt ベトナム語
- 日本語



「日本語教育の参照枠」  
の5つの言語活動ごとに  
日本語能力を自己評価し  
ます。





言語活動ごとのレベルが棒グラフで表示されます。

チェックした全てのCan doの結果が言語活動ごとに表示されます。

げんごかつどう  
**チェック！した言語活動のまとめ**

	A1	A2	B1	B2	C1	C2
き 聞くこと						
よ 読むこと						
はな と 話すこと (やり取り)						
はな はつびょう 話すこと (発表)						
か 書くこと						

き 聞くこと	B2
なが かいわ こうぎ りかい 長い会話や講義を理解することができる。また、もし話題がある ていどみちが はんい ぎろん なか ふくさつ りかい 程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。	
たいてい じじもんだい ばんぐみ わ 大抵のテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。 きょうつうご えいが だいたすう りかい 共通語の映画なら、大多数は理解できる。	
よ 読むこと	C2
ちゅうしやうてき こうそうてき げんごてき ふくさつ たと 抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアル せんもんてきまじ ふんかくさくひん ふんしやう じしつじやう けいしき や専門の記事、文学作品の文章など、事実上あらゆる形式で か ことば ようい よ 書かれた言葉を容易に読むことができる。	
はな と 話すこと (やり取り)	B2
りゅう しせん かいわ じゆくたつ にほんごわしゃ 流ちょうに自然に会話をすることができ、熟達した日本語話者 ふつう と と普通にやり取りができる。	
みちが ぶんみやく はいがい ぎろん せつきやくてき まんが じぶん いげん	

き 聞くこと				
Can do	できる	むずが 難しいが、なん とかできる	あまりできない	できない
いみ が とれるように あいた なか ひしやう 意味がとれるように間を長くおきながら、非常にゆっく り注意深く発音してもらえれば、発話を理解でき る。	✓			
どうにん む ていねい はな しじ 当人に向かって、丁寧にゆっくりと話された指示なら りかい みじか かんたん せつめい りかい 理解できる。短い簡単な説明なら理解できる。	✓			
Can do	できる	むずが 難しいが、なん とかできる	あまりできない	できない
もし、はっきりとゆっくりとした発音ならば、具体的な ひつようせい み かのう ていど りかい 必要性を満たすことが可能な程度に理解できる。	✓			
はつわ はつおん 発話がはっきりとゆっくりとした発音ならば、 も せいめい けいめい じやうきんじやう りやうい まい れい きほんてき 最も重要な優先事項の領域(例:ごく基本的な ごんじやう じやう かのう ちいさな ちいさな じごと 簡単な物、その地域の地理、仕事、 ぎろん で議論	✓			
ざいしている話題はおおかりに分かる。	✓			
みじか かんたん 短い、はっきりとした、簡単なメッセージやアナウン	✓			

言語活動ごとにできることが表示されます。



## 第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

「地域日本語教育コーディネーター」や「日本語教師」が日本語教育プログラムを策定する上で参考にするための手引です

12のQ&A  
4つのコラム



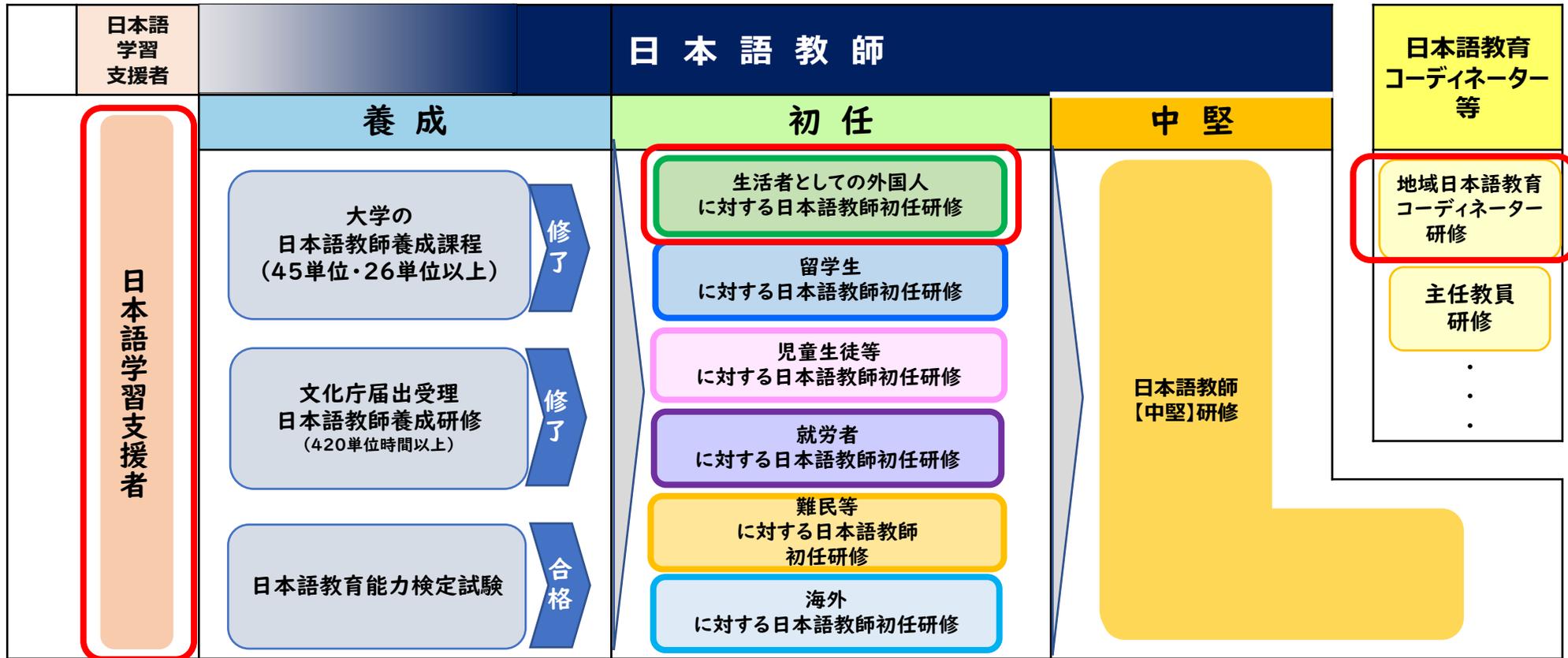
## 第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

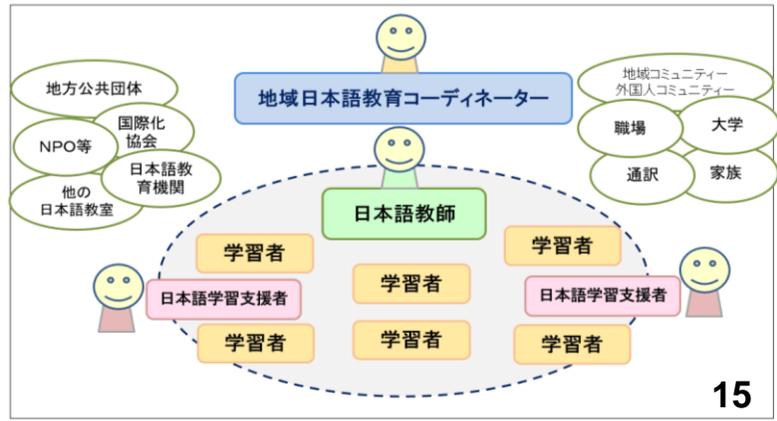
## 第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. **生活**: 地域日本語教育における県の事例
2. **留学**: 法務省告示日本語教育機関の事例
3. **就労**: 定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例





日本語教育人材		受講対象
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者



●日本語教師  
(5~7名:毎回2名)  
有資格者, 教授経験豊富

●日本語学習サポーター(日本語学習支援者)  
地域居住のボランティア日本人住民  
「人材育成研修」の一環として教室に参加  
日本語のモデル発話, ペア練習の相手,  
ロールプレイの見本, レベル差の大きい学習者の補助等  
を行う

●日本語学習者  
地域に居住する  
外国人住民(成人)  
ゼロレベル  
母語は限定しない



●総社市役所職員  
総社市日本語教育事業  
の事務局  
(国際・交流推進係)

●地域日本語教育  
コーディネーター  
岡山大学教授  
(文化庁地域日本語教育  
アドバイザー)

有資格者の日本語教師が指導者となることで日本語教育の「質」を確保し,  
日本語学習サポーターを配置して, 地域の生活情報の提供,  
生きた日本語との接触, 地域住民同士の交流を促進することで,  
日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させる

# 地域の実情に応じた多様な日本語教室の実践

～地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書より～



## 【事例1：オンラインによる日本語教室の開催（宮崎県）】

オンライン化で県域の広さをカバー

「新型コロナ対応」から「恒常的な学習機会の提供」へ

### 概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初対面で計画していた日本語講座初級（県央地域向け）をトライアル的にオンラインで実施。実施地域を全県に拡大。その後、全県向けのオンライン日本語講座初級で基本的な日本語を学び、対面の地域日本語教室で地域住民と交流を通じて生活に必要な表現を学ぶという流れを作る。



地域日本語教室（三股町）

## 【事例2：企業との連携を重視した日本語教室の実施（福岡県）】

企業との連携を重視し、就労者の多い地域特性に適した取組を進める

### 概要

技能実習生等働き手としての外国人が増え、日本語能力等の体制整備が難しいという受入れ事業者側の課題に対し、県では企業と連携し、企業による取組を後方支援する取組を実施。2市をモデル市町村として選定し、県、市、代表企業3社の実務者及び技能実習生に関わる監理団体等による準備会議を開催し、日本語教室の方向性や協議会運営の在り方等を検討した。



総合調整会議の様子

## 【事例3：学校・教育委員会が連携した日本語教室の実施（公益財団法人北九州国際交流協会）】

子供向け日本語教室における学校・教育委員会との連携

### 概要

各学校に少人数に分散して在籍する子供のための居場所づくりを兼ねた日本語教室を設置し、児童生徒に関する学習支援内容や進路相談、家庭状況に関する情報などを教育委員会・学校・教員と連携・共有し、学校外の日本語学習の場である日本語教室における指導に生かしている。



にほんごひろば（黒崎教室）の節分イベント



## 【事例4:夜間中学と連携した日本語教室の実施(神戸市)】

### 夜間中学校における日本語教育の試み

#### 概要

市内の夜間中学校では日本語教育の専門性を有しない教員が外国人等に日本語を教えており、教員の負担が大きい。夜間中学においては教員免許を求められるため、教員免許を有しない日本語教師の派遣が難しい現状があった。そこで、文化庁事業を活用し、夏休み中に補習という形で課程外で日本語クラスを実施するとともに、併せて教員対象に日本語教育への理解を深める研修を実施。

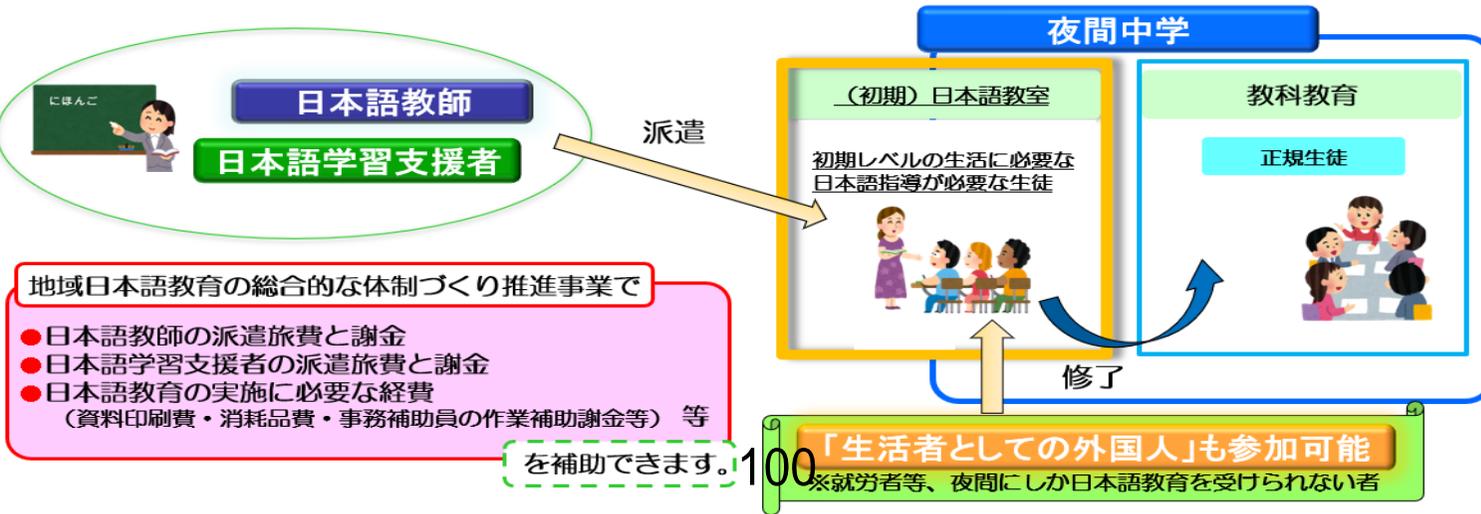


夜間中学夏期日本語教室

### 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 夜間中学と連携して実施する日本語教育(補助対象事例)



双方の課題を改善する取組として、夜間中学の場所を活用して、夜間に、地域にも開かれた(初期)日本語教室を開催



- 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業で
- 日本語教師の派遣旅費と謝金
  - 日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
  - 日本語教育の実施に必要な経費(資料印刷費・消耗品費・事務補助員の作業補助謝金等)等

を補助できます。100 「生活者としての外国人」も参加可能  
※就労者等、夜間にしか日本語教育を受けられない者

## 参考資料

Japanese Language Education



## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

- 第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
- 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4～5 略

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 略



（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

## 第四章 日本語教育推進会議等

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

## 第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

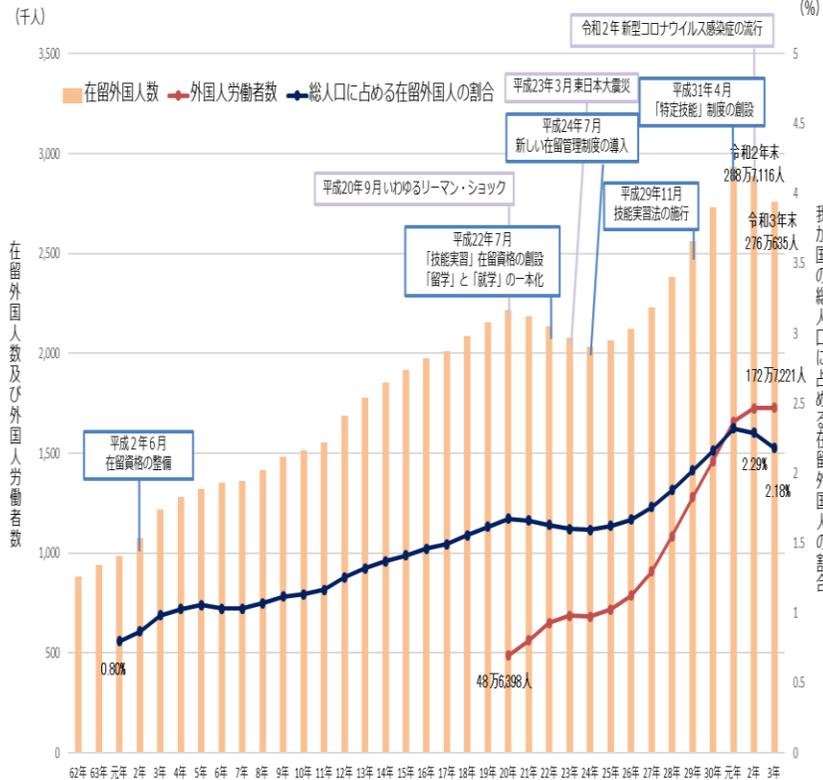


外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

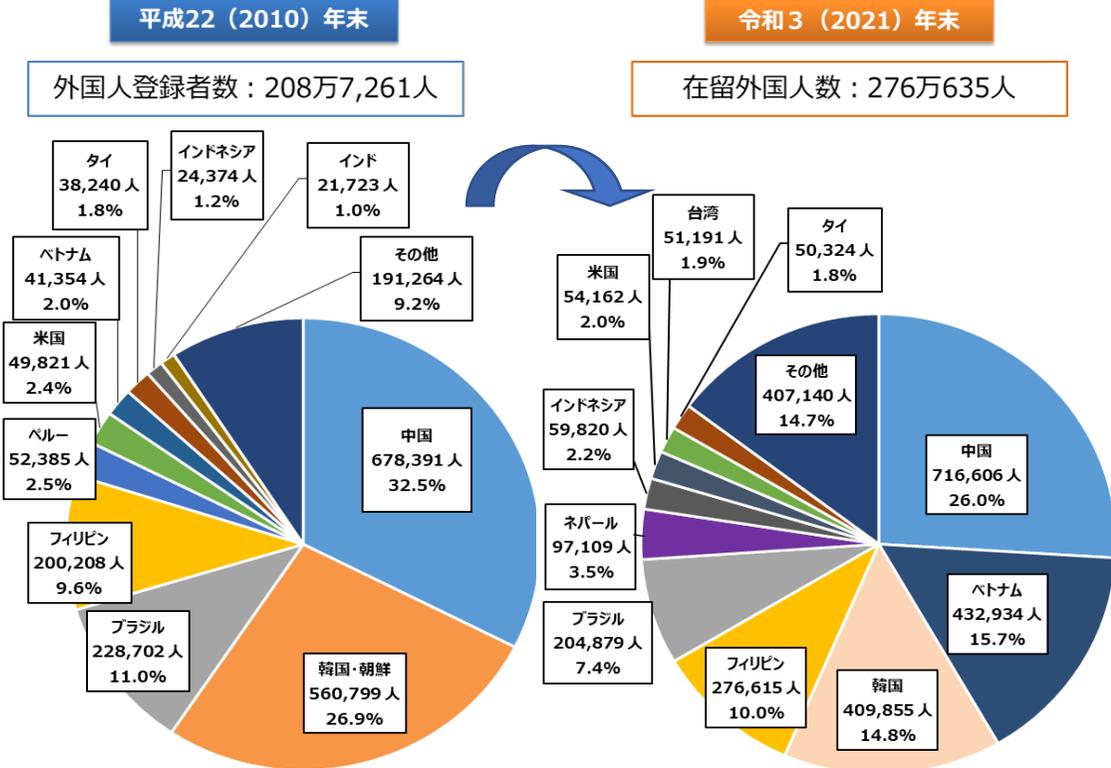
## 1 基本的な考え方

### 外国人の在留状況

#### ◎ 在留外国人の増加



#### ◎ 出身国籍・地域の多様化



#### 共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 (H18.12.25)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018 (骨太の方針)」 (H30.6.15)
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置 (H30.7.24)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (H30.12.25、以後3回改訂)

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

↓

**目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定**

## 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 3 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

### 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

### 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

### 4 共生社会の基盤整備に向けた取組



## 4 重点事項に係る主な取組

### ☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

### ☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

## 5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

地域における日本語教育関連施策の現状と課題

# 日本語教育推進法制定・同基本方針策定の意義 —立法に至る経緯を踏まえて—

2022年12月26日(月)

株式会社三井物産戦略研究所  
産業情報部 主席研究員 大木 義徳

無題転載・  
配布禁止

\*注：記述した内容は筆者が所属する組織の見解を表すものではなく、あり得べき誤りは筆者のみの責任に帰する。

# はじめに (日本における出入国管理関連政策のうち象徴的な事項)

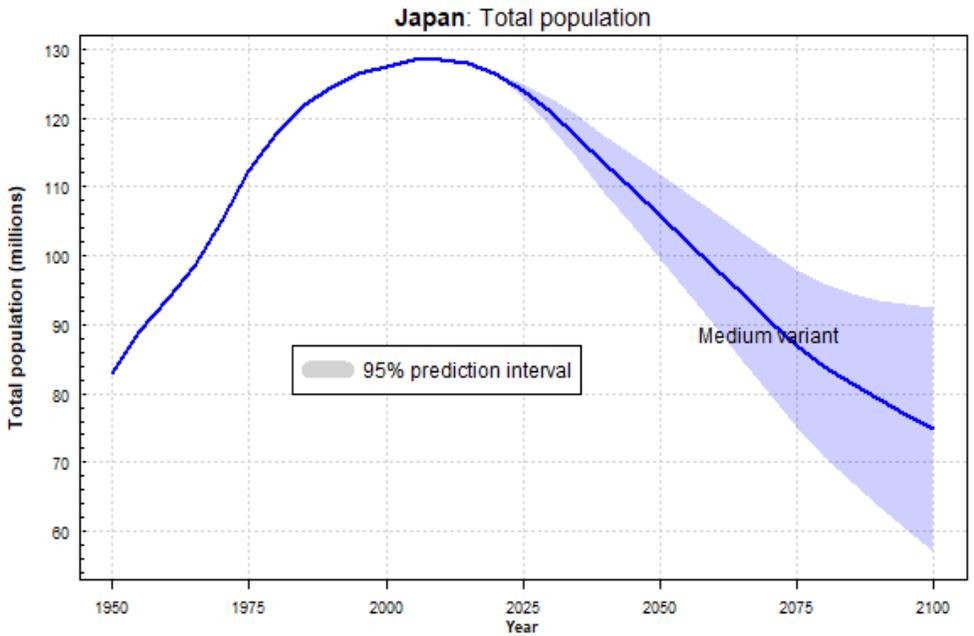
(1) 移住者の送り出し： 1868年；米国、1899年；ペルー、1908年；ブラジル など

✓ 日本が送り出しを図った当時の国内経済・社会情勢は労働需要の不足

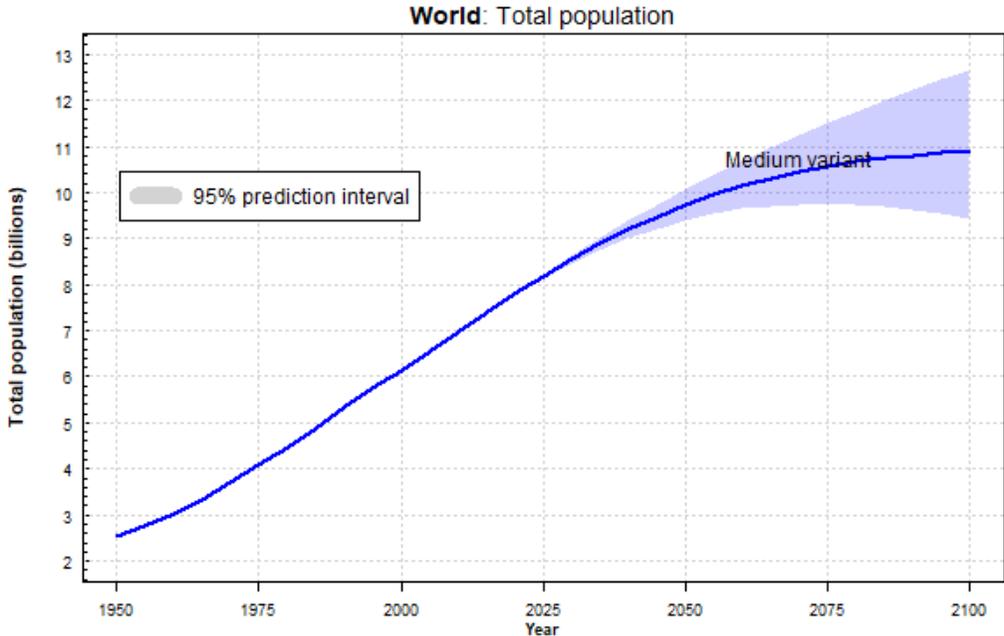
(2) 移住者の受け入れ： 1990年；「日本人の実子」および「日本人の実子の実子」受け入れ

✓ 日本が受け入れ範囲の拡大を図った当時の国内経済・社会情勢は完全雇用 (※)

(※) 働く意思と能力を持つ人が全て働いている状態



© 2019 United Nations, DESA, Population Division. Licensed under Creative Commons license CC BY 3.0 IGO. United Nations, DESA, Population Division. World Population Prospects 2019. <http://population.un.org/wpp/>



© 2019 United Nations, DESA, Population Division. Licensed under Creative Commons license CC BY 3.0 IGO. United Nations, DESA, Population Division. World Population Prospects 2019. <http://population.un.org/wpp/>

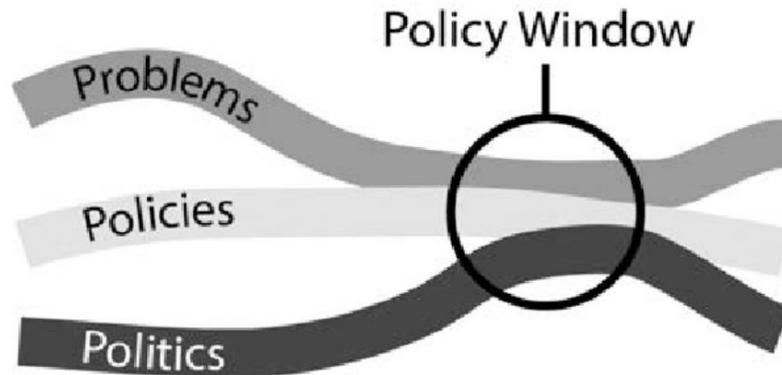
【参考文献】国立国会図書館 (2019) 『ブラジル移民の100年』 (<https://www.ndl.go.jp/brasil/>) 2022.12.12

# 1. 外国人向け日本語教育に係る情勢認識①

- 日本語教育関連施策に係るここ20年ほどの経緯は、「問題、政策、政治という別々の流れはある決定的な時点で合流する」とされる「政策の窓モデル」(図表1)の当てはまりが良いと思われる。

(出所) キングダム, J. W. (2017) [2011] 笠京子 訳 『アジェンダ・選択肢・公共政策－政策はどのように決まるのか』勁草書房、pp.259-260

(図表1) 「政策の窓モデル」のイメージ



(出所) Dr. Caroline Hallin, Delft University of Technology

## ①問題の流れ (problem stream)

- 1990年改正入管法により創設された身分・地位に基づく在留資格「定住者」等を得たブラジル、ペルー等出身の日系人の多くは、2008年前後の国際的な金融危機に起因する経済活動低迷により、国内で失業する。群馬、長野、静岡、三重、岐阜、愛知の各県など日系人が集住する地方公共団体は、母国への帰国支援を余儀なくされた(江崎2018)。
- 日系人は、活動に基づく在留資格「技術・人文知識・国際業務」等を得た外国人労働者と異なり、法制上は転職が自由(在留期間中の受け入れ機関変更に係る手続は不要)である。それにもかかわらず、新たな仕事を得るためには日本語能力の不足が隘路であることが明らかとなる。外国人に係る問題の中から、成人向け日本語教育のあり方が浮上した。

(出所) 江崎禎英 (2018) 『社会は変えられる－世界が憧れる日本へ』図書刊行会、pp.142-159

# 1. 外国人向け日本語教育に係る情勢認識②

## ②政策の流れ (policy stream)

- 2000年代前半の好況期、国内では日系人の受け入れが急増する。その帯同子女（児童・生徒）向け日本語教育については、集住地域（群馬、長野、静岡、三重、岐阜、愛知等）の教育委員会や、公立小・中学校等の現場が授業進行等における意思疎通の問題を認識し、予算制約のもとで教員を加配するなど工夫を重ね、何とか対応されてきた。しかしながら、成人に対する日本語教育の重要性は、当時から認識されていたわけではない（樋口2014）。国際移住機関（IOM）による社会統合政策の定義が「子どもと成人の教育へのアクセス」を明示的に含むことを考慮すると、国内で講じられた措置は対症療法的だったとも言える。

(出所) 樋口直人 (2014) 「日本型多文化共生を超えて－南米系移民の経験が示す移民政策への含意」『なぜ今、移民問題か』別冊環20、藤原書店、pp.240-247

- 2007年、文化庁は文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置する。外国人を単に労働者としては捉えず「生活者としての外国人」との表現を用い、具体的施策を検討しつつ課題も網羅的に整理、2013年に施策推進上の基本的な考え方、検討材料として11の論点を公表する（図表2）。

- ✓ 総務省および法務省は2009年、外国人の住民基本台帳登載に関連する法令を改正、2012年に施行する（外国人登録制度が廃止される）。

(図表2) 日本語教育の推進に当たっての主な論点

論点	
(1) 日本語教育の推進体制について	
論点1	日本語教育に関する政策のビジョンについて
論点2	日本語教育の効果的・効率的な推進体制について
(2) 日本語教育の内容及び方法について	
論点3	日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について
論点4	カリキュラム案等の活用について
(3) 日本語教育に携わる人材について	
論点5	日本語教育の資格について
論点6	日本語教員の養成・研修について
論点7	日本語教育のボランティアについて
(4) 日本語教育に関する調査研究について	
論点8	日本語教育に関する調査研究の体制について
(5) その他	
論点9	総合的な視点からの検討について
論点10	外国人の児童生徒等に対する日本語教育について
論点11	国外における日本語教育について

(出所) 文化庁 (2013) 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」

# 1. 外国人向け日本語教育に係る情勢認識③

## ③政治の流れ (political stream)

- 2016年、文部科学行政に知識や経験を有する国会議員が党派を超えて**日本語教育推進議員連盟**を設立（図表3）、推進法制定に向けた動きが本格化する。

（図表3）日本語教育推進議員連盟に所属する主な議員：2017年11月時点

役職	氏名(所属)(氏名左側の○印は文部大臣ないし文部科学大臣経験者)		
顧問	○ 伊吹 文明 (衆議院・自由民主)	○ 下村 博文 (衆議院・自由民主)	○ 平野 博文 (衆議院・無所属)
会長	○ 河村 建夫 (衆議院・自由民主)		
会長代行	○ 中川 正春 (衆議院・無所属)		
副会長	斉藤 鉄夫 (衆議院・公明)	田村 憲久 (衆議院・自由民主)	山本 一太 (参議院・自由民主)
幹事長	笠 浩史 (衆議院・希望)		
事務局長	○ 馳 浩 (衆議院・自由民主)		

(出所) 日本語教育学会Webサイトを基に筆者作成

([http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/12/20171129\\_01\\_yakuin.pdf](http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/12/20171129_01_yakuin.pdf)) 2020.12.1

- 結果として2019年、議員立法による同法案が衆・参両議院とも全会一致で可決、成立して実を結ぶ。**「日本語教育の推進に関する法律」**（以下、日本語教育推進法）の公布された同年6月が、外国人向け日本語教育関連施策の「決定的な時点」と見られる。特に、**施策実施に必要な法制上又は財政上の措置を講じることが定められ**（同法8条）、外国人受入れに係る課題が発生して社会的費用が生じた場合に、日本語教育については政府による財政措置の後ろ盾ができた。

## 2. 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」

(2020年6月23日閣議決定)

### ● 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

#### 1 日本語教育推進の目的： 法1条関係

・多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること

#### 2 国及び地方公共団体の責務： 法4・5条関係

・国は、前条の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

・地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 3 事業主の責務： 法6条関係

#### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化： 法7条関係

### ● 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
- 5 日本語能力の評価
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

□ 文化審議会国語分科会（2022年11月29日）  
「地域における日本語教育の在り方について」（報告）

### ● 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
- 3 基本方針の見直し

✓ **施策実施に必要な法制上又は財政上の措置（法8条）**

### 3. 地域におけるネットワークによるガバナンスの向上

- 日本は政府部門が小さい自由主義型の福祉国家にもかかわらず、サードセクターの規模が小さいとの指摘がある（図表4）。一方、日本語教育分野はボランティアの日本語教師が約半数と、NPOなど市民社会の存在が大きい（図表5）。中央政府による日本語教育関連施策の課題は、こうした実態を踏まえた官民のアクター間の政策ネットワークや、多次元ガバナンスの向上である。

（図表4）市民社会における四つの領域：太枠内が日本語教育で存在感の大きい箇所

		公共問題の解決の位置付け	
		兼業	専業
活動領域	政府への関与	市民参加	シンクタンク
	政府と独立	ボランティア	サードセクター (NPO, NGO)

（出所）曾我謙悟（2013）『行政学』有斐閣アルマ 表13-3 p.336

（図表5）【国内】日本語教師数の内訳

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
常勤	3,975	4,093	3,936	4,146	4,648	5,115	5,655	6,635	5,868	6,166
	11.6%	13.1%	11.9%	11.5%	12.2%	12.9%	13.6%	14.3%	14.1%	15.7%
非常勤	9,631	9,408	10,114	10,304	11,271	11,833	12,908	15,031	13,989	14,230
	28.0%	30.2%	30.7%	28.5%	29.7%	29.9%	31.0%	32.4%	33.5%	36.3%
ボランティア	20,786	17,673	18,899	21,718	22,043	22,640	23,043	24,745	21,898	18,845
	60.4%	56.7%	57.4%	60.0%	58.1%	57.2%	55.3%	53.3%	52.4%	48.0%
合計	34,392	31,174	32,949	36,168	37,962	39,588	41,666	46,411	41,755	39,241
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

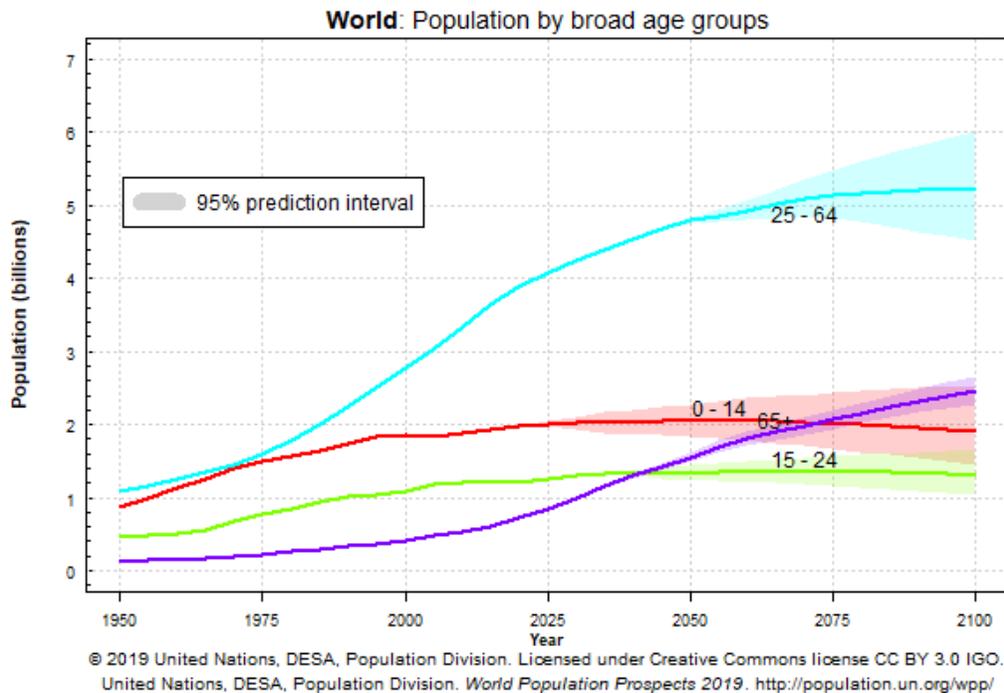
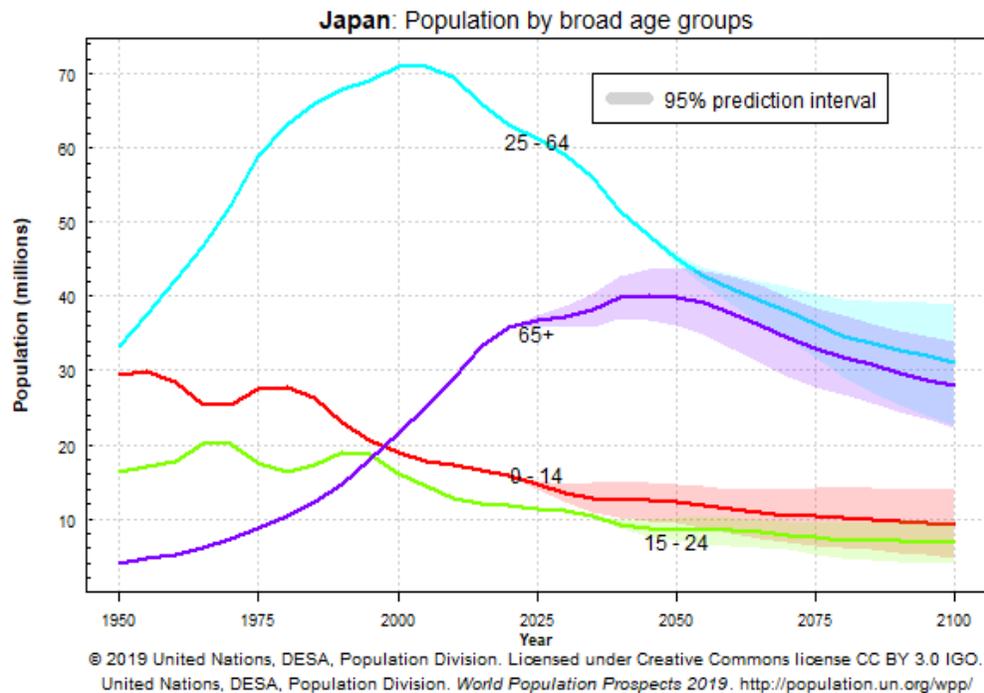
（出所）文化庁（2022）「令和3年度国内の日本語教育の概要」

- 井口（2018）は社会統合政策に関し、権限も財源も情報も不足する地方自治体の状況を大幅に改善すべきとする。日本政府は2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定、2019年6月の日本語教育推進法制定も受け、社会統合政策のうち日本語教育関連施策について、予算規模をここ4年で5倍の約10億円へ増加させ、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等に取り組んできた。施策の法的基盤となる同推進法が定める日本語教育機関等など関係者相互間の連携の強化（第7条）を目的条文（第1条）に沿って適切に運用し、地域におけるネットワークによるガバナンスを向上させることが望ましい。

（出所）井口泰（2018）「日本の統合政策－外国人政策の改革の展望と課題」『移民政策のフロンティア－日本の歩みと課題を問い直す』明石書店、pp.121-126

# ➤ おわりに（全ての年齢層が減少する2050年以降も見据えて）

- 人口動態の変化を踏まえ、国の財政事情も、社会保障や社会資本整備など、健全化の必要性を強調される現状にある。一方で、日本語教育分野の実態としては2019年の日本語教育推進法施行以降、むしろ充実が図られている。長期的な観点から、政策、施策、事務・事業のあり方を見直す好機にある。



## ✓ 「コレクティブ・インパクト」との枠組み

対処を進める上で、参考になるのではないか。その定義は「（産官学など）異なるセクターから集まった重要なプレーヤーたちのグループが、特定の社会課題の解決のために、共通のアジェンダに対して行うコミットメント」とされる。成功の条件として以下5点、①共通のアジェンダ、②共通の測定システム、③相互に補強し合う取り組み、④継続的なコミュニケーション、⑤活動をサポートするバックボーン組織が挙げられている。

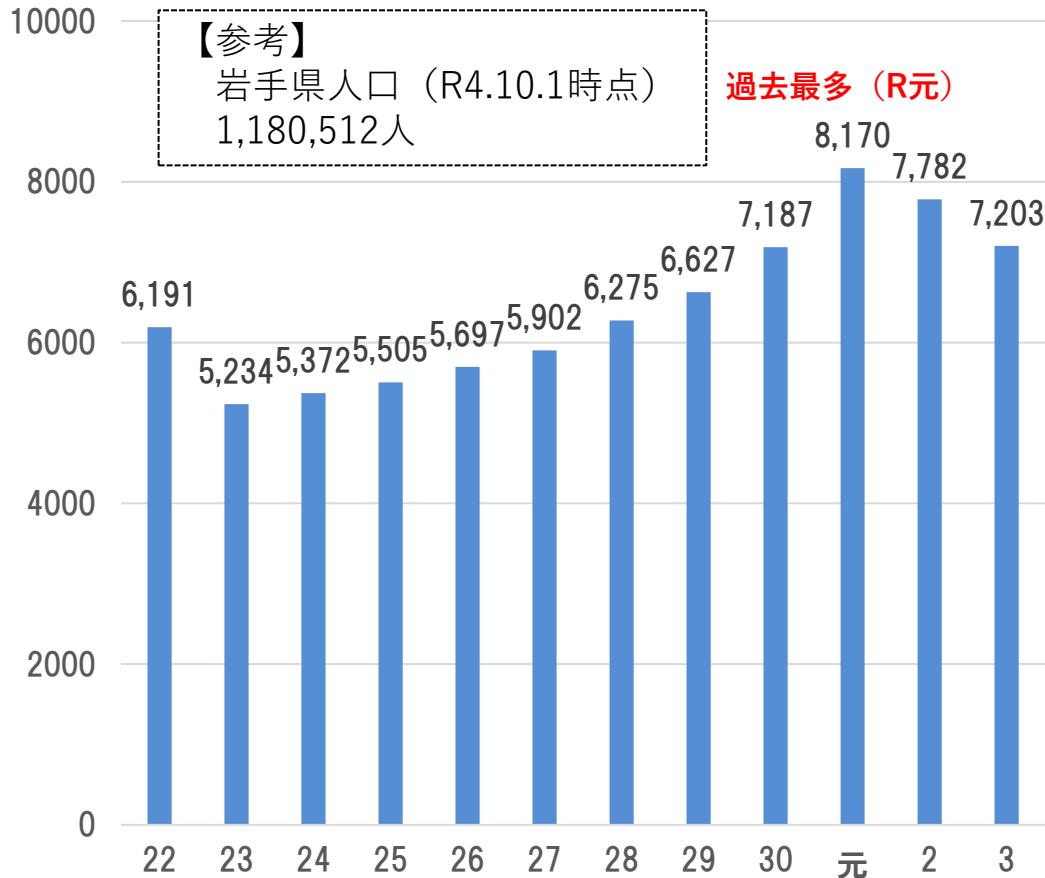
（出所）カニア, J, クラマー, M (2021) [2011] 友納仁子訳『コレクティブ・インパクトー個別の努力を超えて、今こそ新しい未来をつくり出す』

「スタンフォード・ソーシャル・イノベーション・レビュー ベストセレクション10」英治出版 116 166-178



# 外国人県民の状況

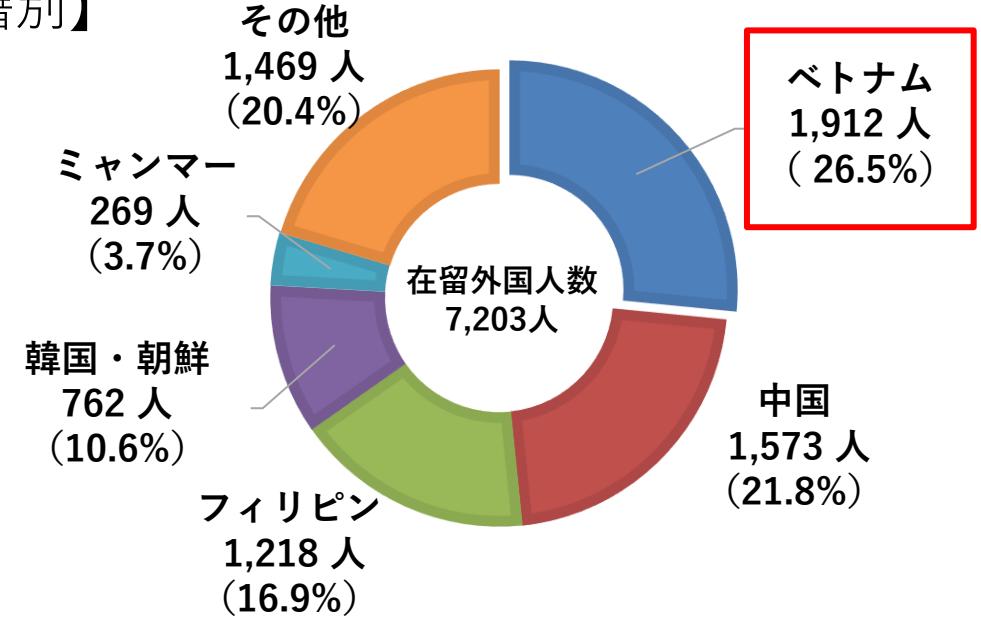
## 【在留外国人数の推移】



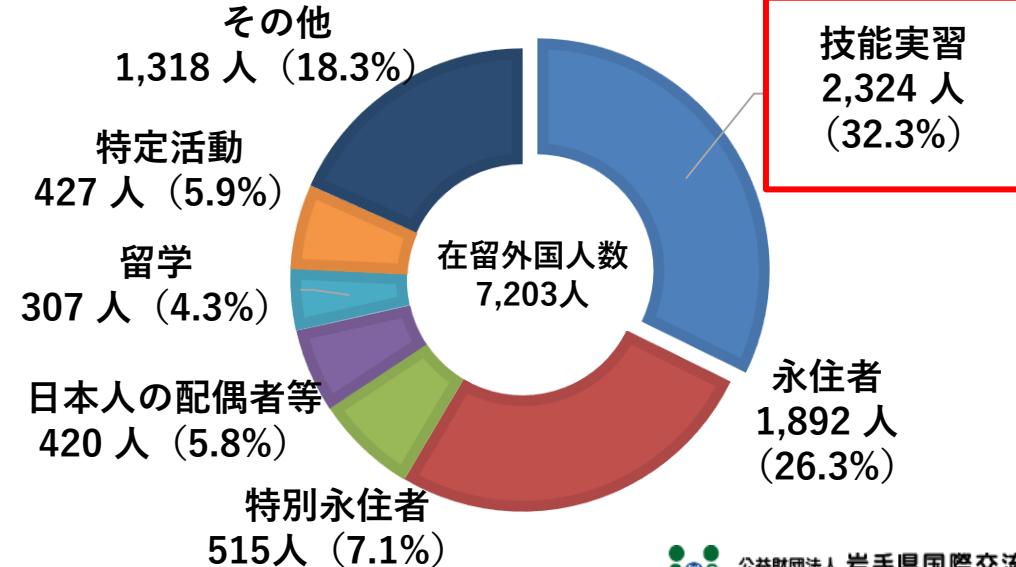
- ・ 令和元年まで在留外国人数は増加傾向 (直近2年はコロナウイルス感染拡大の影響で減少)
- ・ 国籍別ではベトナム、在留資格別では技能実習の在留外国人が多い

【出典】法務省「在留外国人統計」

## 【国籍別】



## 【在留資格別】



# 取組前の現状・課題

【現状】 (県の基本方針策定にあたり関係主体等へアンケート、ヒアリングを実施)

市町村 市町村国際交流協会	18市町村に日本語教室がない (33市町村すべてに外国人県民が暮らしている) 大半の市町村で日本語教育関連の予算なし
地域の日本語教室	教室の多くが無料で、ボランティアによる運営・指導 若い教育人材が少ない。家庭の事情で指導を中断する人もあり
外国人県民	学習ニーズは、会話の練習、日本語能力試験対策など様々 居住地域に教室がない、身近に教えてくれる人がいない等の声 交通事情や気象状況により学習を中断する人もあり
事業所	外国人労働者に対する日本語教育の実施状況は様々 日本語能力不足による業務への影響は様々 教材探しなど日本語学習への支援を求める声
有識者からの意見	本県は外国人が散在し、他県の集住地域とは異なる特徴に留意 日本語教育人材の役割分担の明確化が必要

## 【課題】

### (1) 日本語学習機会の提供・拡充に関する課題

- ・日本語学習環境がない外国人県民等に対して、**学習機会の提供**が必要
- ・交通事情、気象状況、生活や仕事の都合などにより**日本語教室へ通えない外国人県民等への対応**が必要
- ・学習希望者の**多様なニーズやレベルに対応した学習機会の提供**が必要

### (2) 日本語教育人材の確保・育成に関する課題

- ・**教育人材を確保し、適切な役割分担のもとで定着促進**が必要
- ・地域の日本語教室を担う**教育人材に対する相談・支援体制の確保**が必要
- ・学習者の**多様なニーズやレベルに対応するための資質向上**が必要

### (3) 県民の理解と増進に関する課題

- ・受け入れる側も、**多文化共生理念の普及**が必要
- ・外国人労働者への日本語教育の提供に当たり、**事業者の協力**が必要
- ・生活情報の周知、地域行事への参加に**事業者の理解や配慮**が必要

### (4) 日本語学習に関する情報発信に関する課題

- ・事業者や日本語教室、市町村、市町村国際交流協会等に、**日本語教室の情報や教材、活用可能な補助制度等に関する情報の提供**が必要

## 岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針（令和4年3月）

(<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kokusai/tabunka/1050766.html>)

### 施策の方向性

外国人県民等が仕事や生活で不便を感じることなく、地域で生き生きと暮らしていくためには日本語を習得できるようにすることが重要であり、併せて、地域においては多文化共生への理解を深めることが求められる。

県、市町村、国際交流協会、地域の日本語教室、事業者等の各主体が連携しながら、本県で暮らすすべての外国人県民等を対象とし、すべて人に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進する。

#### 【目指す姿】

希望する人、必要なすべての外国人県民等が日本語を学ぶことができ、  
地域で支え合い、共に発展する岩手

#### 【外国人県民向けキャッチフレーズ】

いっしょに<sup>まな</sup>学ぼう日本語、いっしょに<sup>く</sup>暮らそう<sup>いわてけん</sup>岩手県

# 事業の目的・目標

## 【基本方針における4つの取組の方向】

### (1) 日本語学習機会の提供・拡充

日本語学習を希望する外国人県民等が環境や能力に応じて学習できるよう、日本語学習機会の提供・拡充に取り組みます。

### (2) 教育人材の確保・育成

効果的かつ安定的な日本語教育を継続して提供できるよう、日本語教育を担う人材の確保・育成に取り組みます。

### (3) 県民の理解と関心の増進

外国人県民等が地域社会の一員として共生できるよう、日本語教育を含む多文化共生理念の普及啓発に取り組みます。

### (4) 日本語学習に関する情報発信

外国人県民等や日本語教育に携わる関係者が必要な情報にアクセスできるよう、情報の収集と発信に取り組みます。

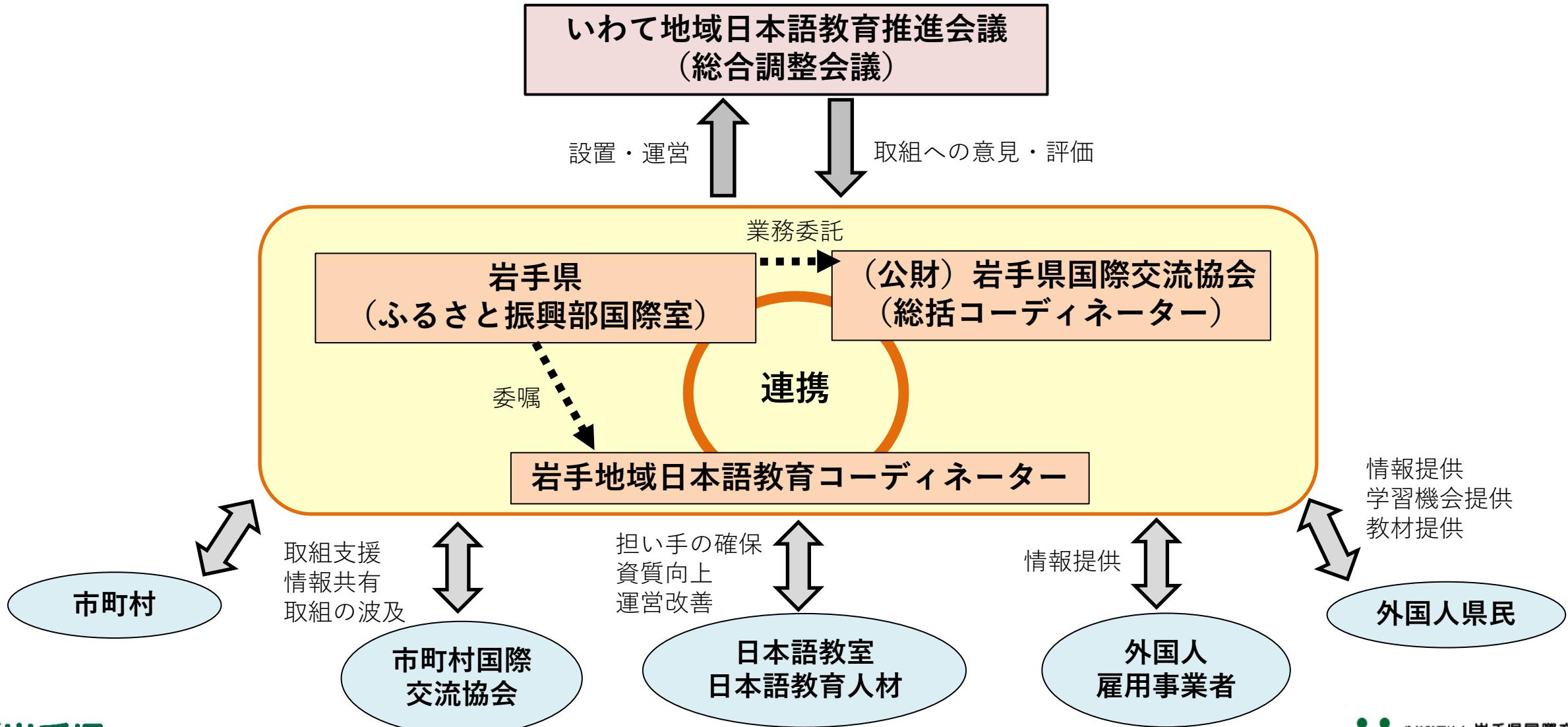
## 【令和4年度の目標】

本県の基本的な方針に基づいて**教育人材の確保・育成**に取り組みつつ、**事業者への啓発活動**にも力を入れ、**外国人労働者に対する日本語教育の取組の促進**に努める。

**オンラインでの日本語講座を開催し、学習機会を提供しつつ、学習ニーズの把握、オンラインでの学習におけるノウハウの蓄積**に努める。

# 実施体制

- ・ 県から県国際交流協会へ地域日本語教育推進業務を委託（総括コーディネーター配置を含む）
- ・ 県から日本語教育の有識者3名に「岩手地域日本語教育コーディネーター」を委嘱



# オンライン日本語教室の実施背景

## (2) 教育人材の確保・育成

効果的かつ安定的な日本語教育を継続して提供できるよう、日本語教育を担う人材の確保・育成に取り組めます。

### ア 教室の性格に応じた教育人材の役割の明確化

- ・ 専門的人材の日本語教室巡回訪問による助言や運営支援
- ・ 地域における日本語教育推進モデルの提案 等

『岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針』の概要について

「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」

## 地域日本語教室での“対話中心の活動”を推進するための取組み

- ・ 『“いわて”をはなそう』の作成 (R2)
- ・ 『“いわて”をはなそう』等を活用した教室活動のための研修会の実施



# 「いわて」をはなそう」のご紹介

## ● 作成の背景

文化庁が日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」を公開

- ちょっと都会目線だった… 例) 駅：チャージって？ / 無人駅はどうすれば？
- 地元事情も知りたい！ 例) 産直って安い！ / 雪の日は注意することがいっぱい…

▶ 「つなひろ」では扱われない“岩手の生活場面”に焦点を当て、「岩手」について学びながら日本語を習得できるよう支援する日本語学習コンテンツを作成

## ● 対象者

- ・ 岩手で生活する外国人（A1～B1レベル）
- ・ 岩手で生活する外国人をサポートする人（日本語学習支援者）

## ● 特徴

- ・ 独学ではなく、学習者とサポートする人が一緒に話しながら使う会話教材
- ・ 行動ベース（生活場面）でトピックを立てている



<https://www.iwate-resource-bank.jp/nihongo/>

# 「いわて”をはなそう」の内容

◎岩手の暮らしに関わる6つのテーマについて、学習者と支援者が話しながら日本語、地域事情を学んだり、学習者の出身地の事情を聞いたりします

★ポイント **CEFR A1～B1に対応**  
 同じテーマでもレベルごとの学習内容(活動例)を用意

## テーマ

**冬を知ろう**

寒さとは？  
 あなたは暖かく過ごしますか？  
 ① 気をつけよう ② 冬の道  
 ③ 気をつけよう ④ 乾燥・結露  
 ⑤ 気をつけよう ⑥ 水が出ない

移動

**冬の食べ物**

冬の食べ物

**冬の遊び**

ツカサギ釣り  
 氷のスポーツ  
 雪のスポーツ  
 雪を楽しむ  
 冬のイベント

地域情報・災害

## クイズ

**クイズ**

Q.1  
 いわて 一番寒い 所は どこですか。  
 盛岡市 宮古市 一宮市

Q.2  
 凍った 道は、どのように 歩きますか。  
 速く 歩きます。 ゆっくり 歩きます。 つま先で 歩きます。

Q.3  
 スタッドレスタイヤは、どうして すべりにくいですか。  
 ゴムが 柔らかくて、タイヤが 太いからです。 ゴムが 柔らかくて、タイヤの 溝が 深いからです。 ゴムが 硬くて、タイヤが 溝いからです。

## 単語

Từ vựng				
音声 (おんせい)	にほんご	ひらがな	Roma-ji (ローマ字)	Thính Việt (ベトナム語)
	凍る	こおる	kooru	đông
	凍結	とうけつ	tooketsu	đông cứng
	圧雪	あつせつ	assetsu	ép tuyết
	雪	ゆき	yuki	tuyết
	みぞれ	みぞれ	mizore	mưa tuyết
	氷	こおり	koori	đá
	路面	ろめん	romen	mặt đường

## 活動例

### A1 はな話しましょう

- あなたの国は、雪がふりますか。
- あなたの国に、冬がありますか。
- あなたの国の冬の温度は何度ですか。

A1

活動例を提示することで  
 行動ベースの活動につなげる工夫

#### 進め方のコツ

- メイン画像を見ながら、岩手の冬を感じ取ってもらいましょう。
- 冷蔵庫の中の温度を見て、寒さを感じ取ってもらいましょう。
- 温度の言い方、天気マークを覚えてもらうと便利です。
- 学習者のレベルによって話を広げてください。

# 岩手県における地域日本語教育の現状

- ☹️ 地域の日本語教室にA1レベルの在住外国人が参加した際に、日本語学習支援者が対応できない
  - “日本語を教える” 役割ではない日本語学習支援者が、日本語教育を行っている
  - 日本語学習支援者の負担や、支援者不足につながっている
- ☹️ 居住地域に日本語教室がない、交通事情や気象状況によって日本語教室に通えない在住外国人もいる

## 基礎日本語教育を行うオンライン日本語教室を実施

- 😊 基礎日本語教育を日本語教師が行うことによって、効果的・効率的に日本語を学ぶことができる
  - この講座で基礎的な日本語を習得した後は、地域の日本語教室での地域住民との交流活動にもつなげられる【基礎日本語教育：Can doベース、交流活動：活動ベース】
- 😊 オンライン環境の活用により、アクセスしやすい学習機会の提供ができる
  - 短期的に在住外国人のニーズに応えることができる  
(日本語教室空白地域における日本語教室開設サポートと並行した事業展開)

# オンライン日本語教室の目的

- ✓ 地域日本語教室に在住外国人が参加しやすい環境を作ること
  - ✓ 地域日本語教室の日本語学習支援者が活動しやすい環境を作ること
- 地域日本語教室の活性化につなげる



## 岩手地域日本語教育コーディネーターによる オンライン日本語教室カリキュラムの作成・実施

- ・ 「"いわて"をはなそう」の作成メンバー
  - ・ 地域日本語教室に合わせたカリキュラム作成・実施が必要
- R3～ 県内の日本語教室を訪問し、各教室の状況把握や相談対応を実施
- 地域日本語教室の実情や地域性を把握している

# オンライン日本語教室の概要

## ● 授業回数等

- ・ 2022年9月から2023年3月まで
- ・ 毎週水曜日、2クラス開講
- ①18:00～18:55
- ②19:00～19:55 (①と②の内容は同じ)
- ・ 全25コマ (授業24コマ + 日本語学習支援者との交流1コマ)
- ・ Zoomを使用

## ● 学習者の属性と人数

- ・ 対象は、県内在住外国人で、ひらがな (できればカタカナも) が読める人
- ・ 技能実習生、ALT、日本人の配偶者など
- ・ 常時参加しているのは、①が4名、②が8名ほど



**オンライン にほんご きょうしつ**

日本語の基礎的な文の作り方や、ことば・表現を学びます!

いつ	毎週水曜日 全25回 ※12月28日と1月4日は休み	【始まります】2022年 9月 7日 【終わります】2023年 3月 8日
なんじ	午後 7:00 ~ 8:00	
どこ	オンライン(Zoomミーティング)	
だれ	・岩手に住んでいる人 ・ひらがな、カタカナを読むことができる人 <small>※企業等からの団体での申し込みについては別途ご相談ください。</small>	
いくら	¥0 (お金はかかりません)	
申し込み	QRコードから 申し込んでください。 <a href="https://forms.gle/nsJRxG1ZDyf3fpoC6">https://forms.gle/nsJRxG1ZDyf3fpoC6</a>	
問い合わせ	岩手県国際交流協会 ☎ nihongo@iwate-ia.or.jp ☎ 019-654-8900	

文化庁 令和4年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」活用  
主催：岩手県(受託事業者：(公財)岩手県国際交流協会)

公益財団法人 岩手県国際交流協会 Iwate International Association  
〒020-0045 盛岡市盛岡駅前西通1-7-1 アイーナ5階国際交流センター  
TEL: 019-654-8900 URL: <https://iwate-ia.or.jp>

## ● 内容

- ・ 地域での生活で想定される日本語能力を身に付ける
- ・ 各地の日本語教室で、日本語学習支援者との教室活動に参加するために求められる日本語能力を身に付ける

## ● 特徴

- ・ 遠隔地に在住、公共交通機関がない地域でも学べるようオンラインで提供
- ・ 岩手での生活に必要な場面（ときには話題）を設定
- ・ 各課にCan doとモデル会話を設定  
（モデル会話は、岩手での生活日本語を意識して作成。登場人物は技能実習生のイメージ）
- ・ 各地の日本語教室でコミュニケーションをする、相手の言っていることを理解するために必要と思われる項目を扱う

# カリキュラム・教材開発の流れ（概要）

- ① ゴールの設定
- ② Can doの設定
- ③ 必要な学習項目の洗い出し
- ④ カリキュラムの完成
- ⑤ モデル会話の作成
- ⑥ 各課教案の作成
- ⑦ 復習用モデル会話のYouTube動画（音声のみ）の制作

## ① ゴールの設定

- 全体のゴール：A1レベルの学習者が、各地の日本語教室に参加した際に、日本語学習支援者と会話するための**基礎的な日本語能力**を身につける
- 各課のゴール：モデル会話を参考に、**Can doの達成を目指す**とともに**会話場面での運用**につなげる

## ② Can doの設定

- 『JF 生活日本語Can do』、『「いろどり」目標 Can do』等を参考に設定
- 当初は既存Can doを使用することも考えたが、**最終的に独自のCan do**を作成

## ③ 必要な学習項目の洗い出し

- 『いろどり 生活の日本語』、『わたしをつたえるにほんご（CINGA）』、『にほんごこれだけ！』、『みんなの日本語』等を参考に洗い出し

## ④ カリキュラムの完成

→ Can doと学習項目を全24コマで扱う

## ⑤ モデル会話の作成

→ できるだけ岩手での生活場面や地名、ことば等を取り入れた会話を作成

## ⑥ 各課教案の作成

## ⑦ YouTube動画（音声のみ）の制作

→ 宿題としてのシャドーイング練習用に制作

## 19. かきを たべる ことができます

### ● Can do

自分ができることとできないことについて、  
伝えることができる。

### ● 学習項目

- ・ 辞書形
- ・ 辞書形＋ことができます
- ・ 名詞＋ができます

### ● モデル会話

- B：Aさんはかきを たべる ことができますか。  
A：はい、たべる ことができますよ。  
B：りくぜんたかたで おいしい かきを たべる  
ことができますよ。  
こんど いっしょに いきませんか。  
A：いいですね。いきましよう。

19 かきを たべる ことができます。



○ かわ  
B：Aさんは かきを たべる ことができますか。  
A：はい、たべる ことができますよ。  
B：りくぜんたかたで おいしい かきを たべる ことができますよ。  
こんど いっしょに いきませんか。  
A：いいですね。いきましよう。

○ あたらしい ことば

・ 箱	・ 運	・ ダンス	・ ピアノ
・ ギター	・ かき	・ 陸前高田	

〈使用テキストの例〉

## ● 事業単位

- ・ 受講者が各地の日本語教室に参加し、日本語学習支援者との交流活動をとおして、**日本語や地域について学んだり、交流したり**することができるようになる
- ・ オンラインを活用したことにより、**遠隔地に在住、公共交通機関がない地域や日本語教室がない地域に在住している外国人も日本語学習の機会が得られる**  
(申込者のうち、約4割が日本語教室空白地域から申込み)

## ● 授業単位

- ・ モデル会話を参考に、**会話能力を育成する**
- ・ 各回のCan doを達成することで、日本語教室や生活の場で使うことができる  
**コミュニケーション能力を獲得する**

## ● 授業について

- ・ 実際の申込者はA2～B1レベルが多く、さらに上級レベルの学習者もいるため、受入れ等の対応が難しい
- ・ Can do達成を念頭に置いていることから、文字の扱い方に苦慮しており、学習者には受講しづらい → 今後、テキストや教材の改良が必要（「地域における日本語教育の在り方について」に文字の扱い方あり）
- ・ 課題をやってくる学習者が少ない

## ● オンライン活用について

- ・ 対面教室に比べ、学習者同士のコミュニケーションや交流が少ない
- ・ 学習者のインターネット環境あるいはデバイスの状態等によって、ブレイクアウトルーム（Zoom）に入れられない等の問題が生じる場合があり、活動に制限が出る
- ・ クラスの規模について、1画面の中で学習者全員の様子を確認するには、10名程度が限界



# 企業と連携した日本語教育の 体制整備の展開

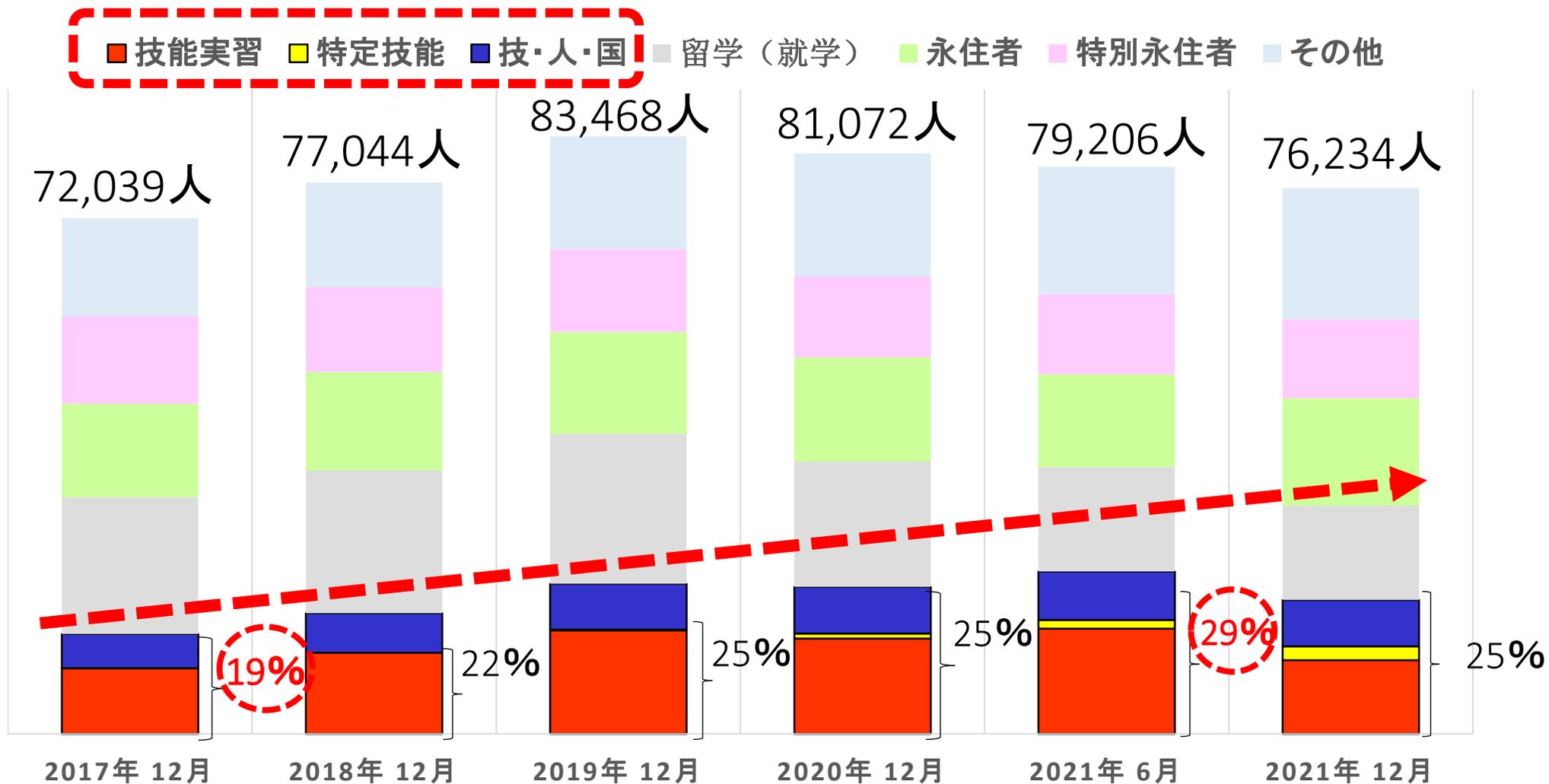
令和4年12月26日(月)

令和4年度「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」

福岡県企画・地域振興部  
国際政策課

# 外国人の状況

## 福岡県内の在住外国人人数 推移



※在留外国人統計(法務省)より作成

# 課題・取組前の現状

## 日本語教育に関する課題

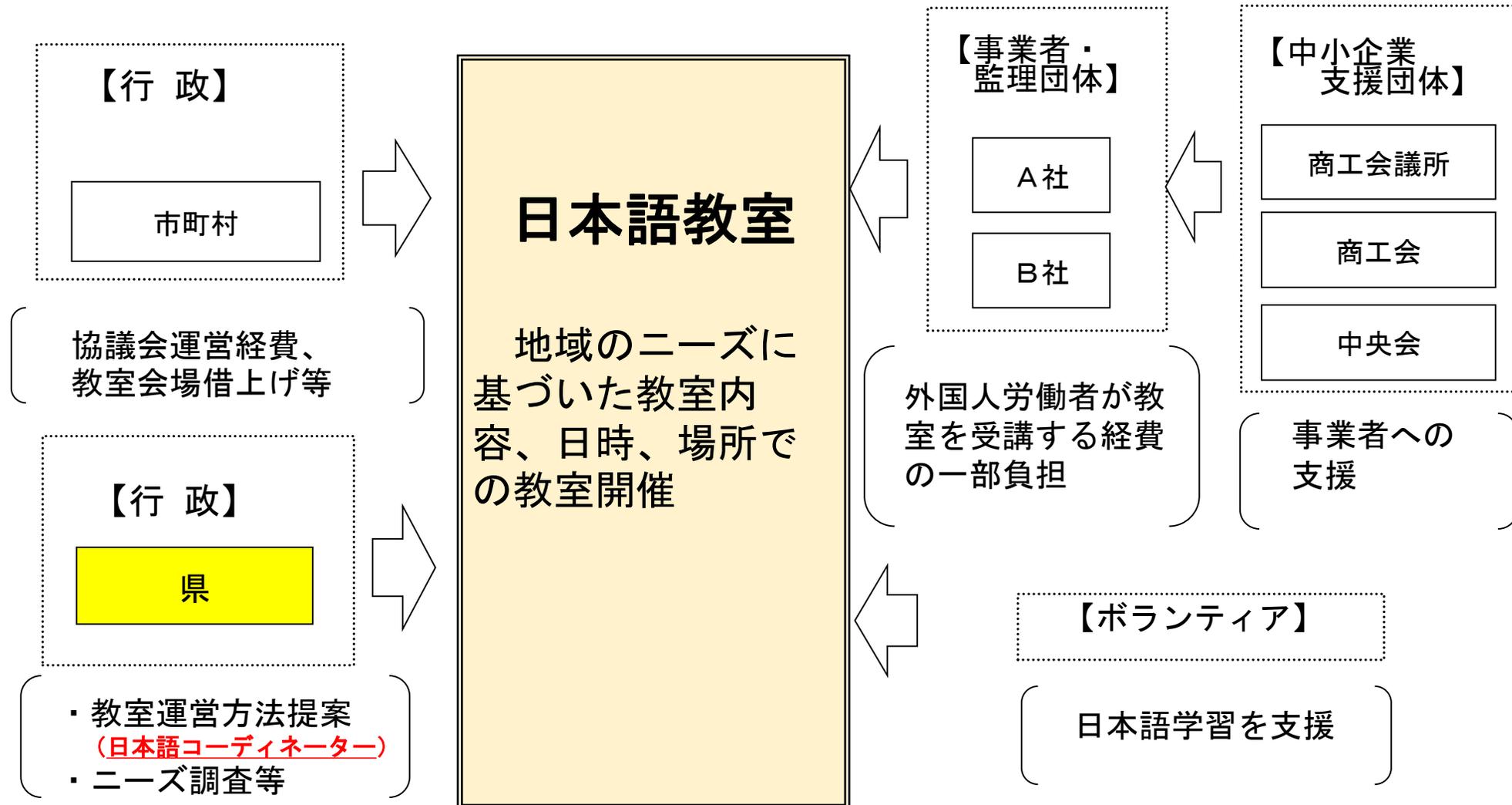
<p><b>外国人材</b> ※技能実習生や留学生を中心に、日本語学習への関心は高い</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な場所や通える時間帯で日本語が学べる環境が無い</li><li>・日本語教室の費用が払えない</li></ul>
<p><b>ボランティア</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本語教室の運営にかかる資金体制が脆弱</li><li>・生徒が集まらない(開催時間のミスマッチ)</li></ul>
<p><b>企業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用する外国人材の日本語能力の向上を図りたいが、日本語教育を企業単独で行うことは困難</li></ul>

## 事業の目的・目標

- ◆県内在住の外国人材が身近な場所で日本語教育を受けられる環境を整備するため、地域における日本語教室を安定的に運営するモデルを構築し、県内他地域への横展開を図る。
- ◆モデル市町村は公募で選定

# 実施体制

体制は、モデル市町村ごとに異なる



# モデル市町村(直方市)

## 後ほど直方市より説明



# モデル市町村(古賀市)

## ○応募の背景(課題認識)

- ・在住外国人の半数を占める技能実習生は、来日前に一定の日本語を学んできているものの、学習時間が十分でないことから日常生活において困ることがある、という企業や自治会からの意見があった。
- ・既存の日本語教室は、日本語講師の都合により日曜日の午前中に開催しており、働く技能実習生が参加しやすい日時になっていない。
- ・既存の日本語教室は文法を中心としたスクール形式の授業内容になっており、地域のルール等 日常生活において効率的に活用できる日本語の学びに繋がっていない。

## ○目指す目標

- ・外国人住民が今よりも円滑に日本語でコミュニケーションを取ることができ、労働者としてのみならず、地域の構成員(生活者)として自立し、安心して生活できるようなまちになること。



# モデル市町村(苅田町)

## ○応募の背景(課題認識)

- ・在住外国人が増えており、在住外国人比率(令和3年9月時点)は福岡県内市町村で2位の2.64%。うち、技能実習生が50%以上を占める。
- ・日本語が苦手な実習生は「どうせ日本語は分からない」と日本人社員とのコミュニケーションを取らないケースもあり、実習生が孤立しないよう特に配慮しているという企業の声もある。
- ・日本語教室の運営については、日本語講師やボランティアの高齢化が進んでおり、今後は、講師人材の確保及び教室の継続が困難となることも予測される。

## ○目指す目標

- ・外国人から見て、職場・学校、自宅、それ以外の「第3の居場所」となるような日本語教室を目指し、外国人住民の孤立化を防ぐ。
- ・外国人労働者への日本語教育支援を通じ、外国人の地域定着及び地域の主要産業である製造業における外国人材確保を支援する。



# 課題（事業を進める上での課題）

◆日本語教育に係るマンパワー及び財源が不足  
（市町村が直接申請可能な交付金、地方交付税措置）

◆日本語講師等の質を測る指標が不足

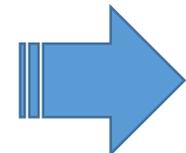
日本語講師及びボランティアの日本語を教える能力は個人差があり、「学習者との相性」や「コミュニケーションスキル」も学習者の日本語習熟度に影響を与えるが、それを測る物差しが不足。

◆「日本語教育の参照枠」は、定性的な習熟度を示しているが、企業等の第三者が日本語レベルを判断するには分かりにくく、事業への反映が困難。

## 課題（企業と連携した日本語教育）

- ◆ 外国人材に対する日本語教育の必要性については、企業ごとに考え方が異なる。

（日本語教育に係る合意形成ハードルの高さ）

 **企業等の責務のさらなる明確化が必要**

- ◆ 日本語の習得には、学習者の自学も必要。  
（働きながら学習するハードルの高さ）

---

# 地元企業と連携した 日本語教室の開講

---

令和4年度「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」

令和4年12月 福岡県直方市



# 直方市の紹介



あなたの「お!」、見つけに来ませんか?



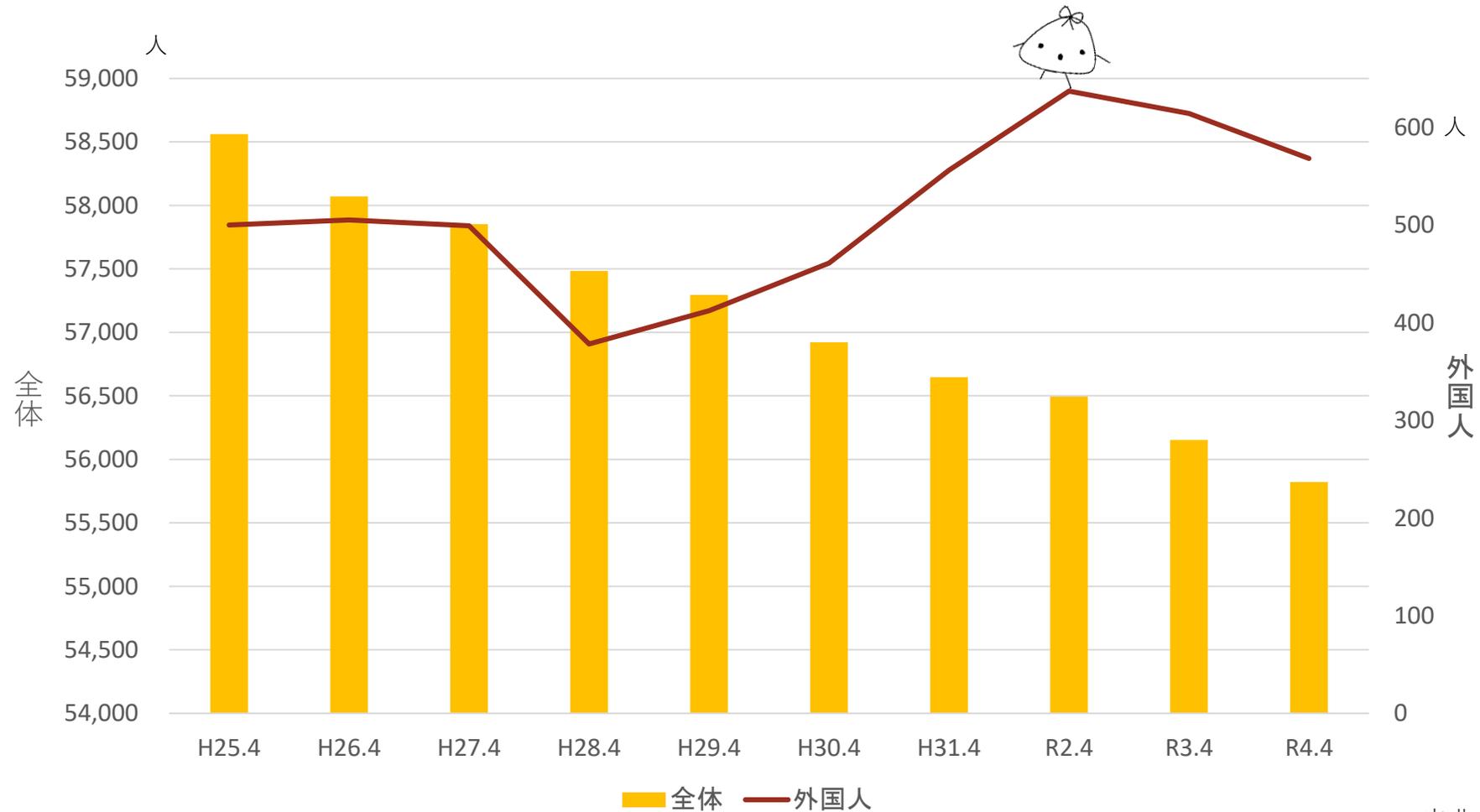
福岡県の北部に位置し自然豊かな地域

人口：55,857人（2022年3月末時点）

- ・交通：福岡市、北九州市から1時間圏内
- ・地理：市中心部に九州主要河川で2番目の長さの遠賀川が流れる  
市東部には平均600m級の山々が連なる（北九州国定公園）
- ・主な産業：製造業、医療・福祉、卸売・小売業
- ・特徴：旧長崎街道沿いに連なる歴史ある商店街 石炭全盛期に繁栄



# 外国人の状況（人口推移）

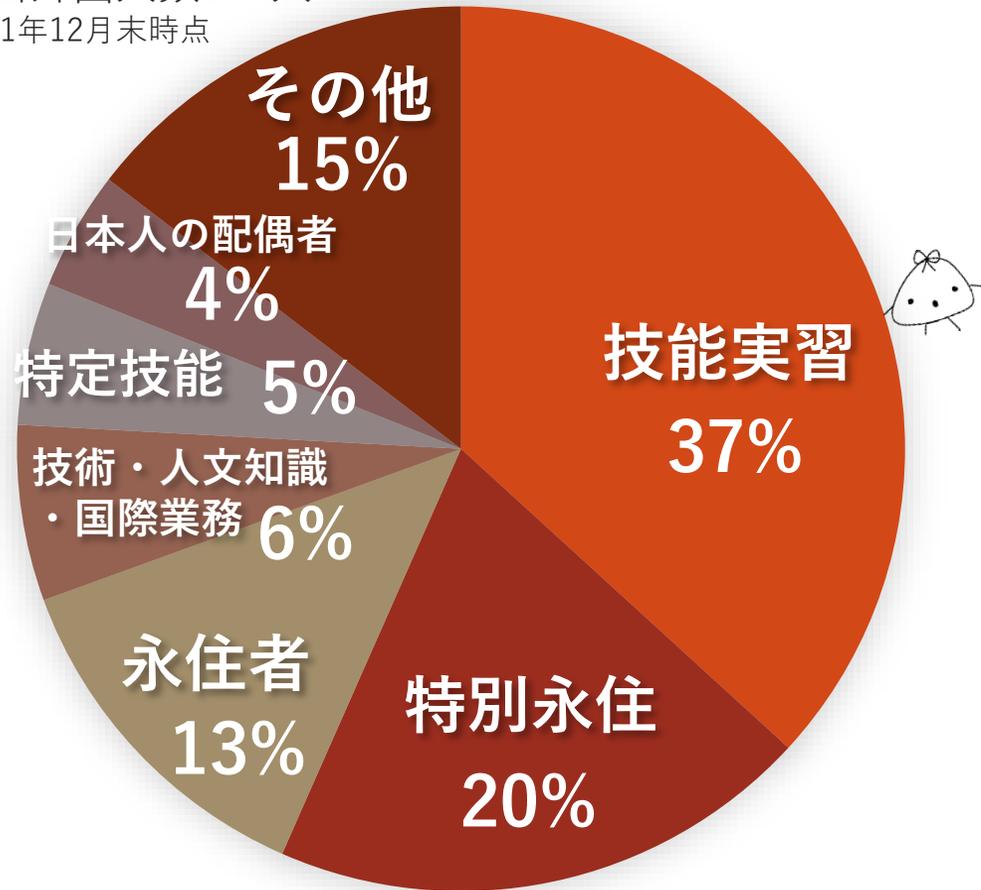


出典：直方市住民基本台帳

# 外国人の状況（在留資格別）

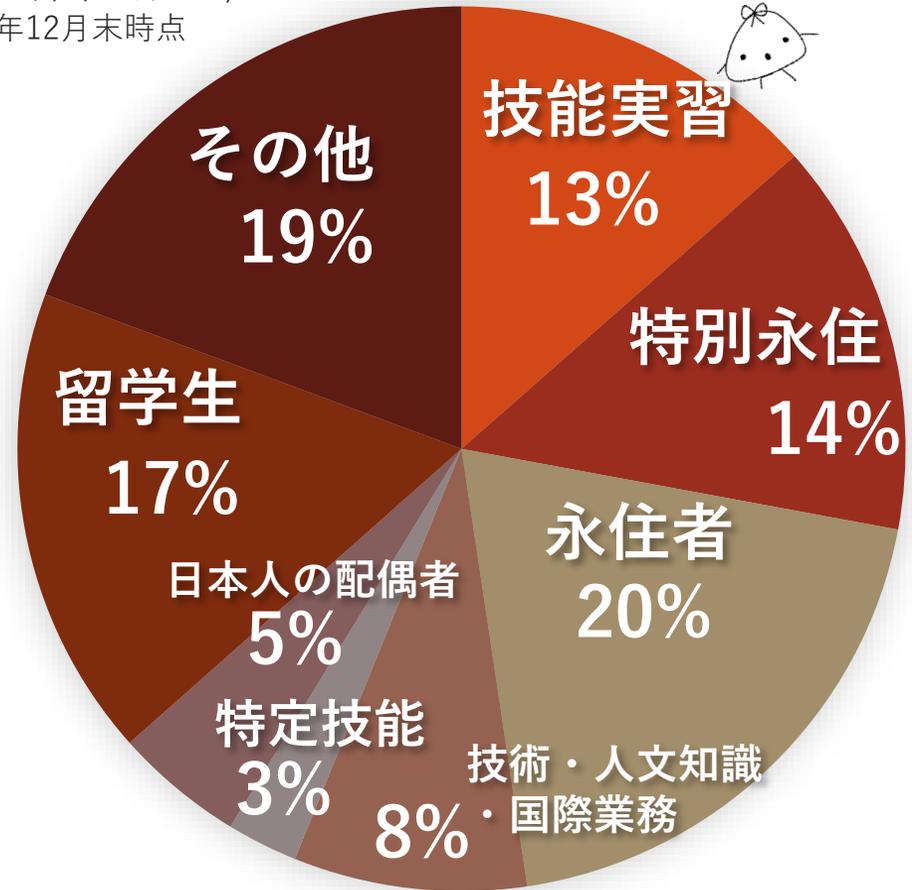
## 直方市

在留外国人人数576人  
2021年12月末時点



## 福岡県

在留外国人人数76,234人  
2021年12月末時点

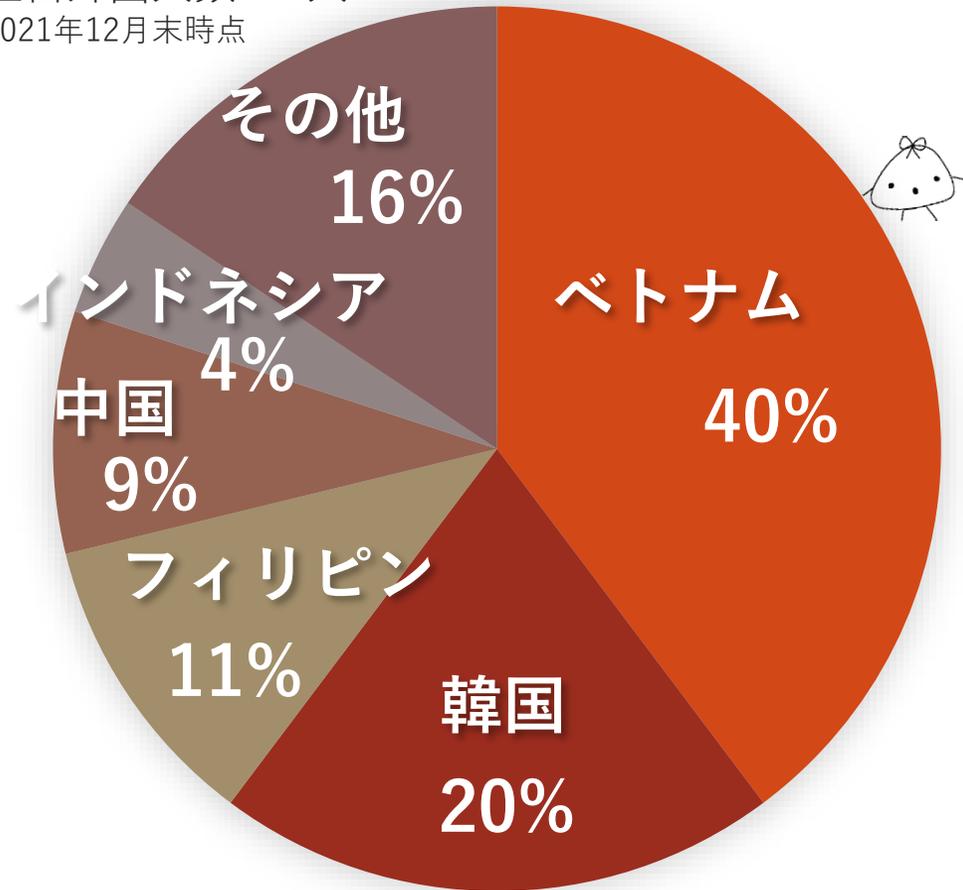


出典：出入国在留管理庁 在留外国人統計表

# 外国人の状況（国籍別）

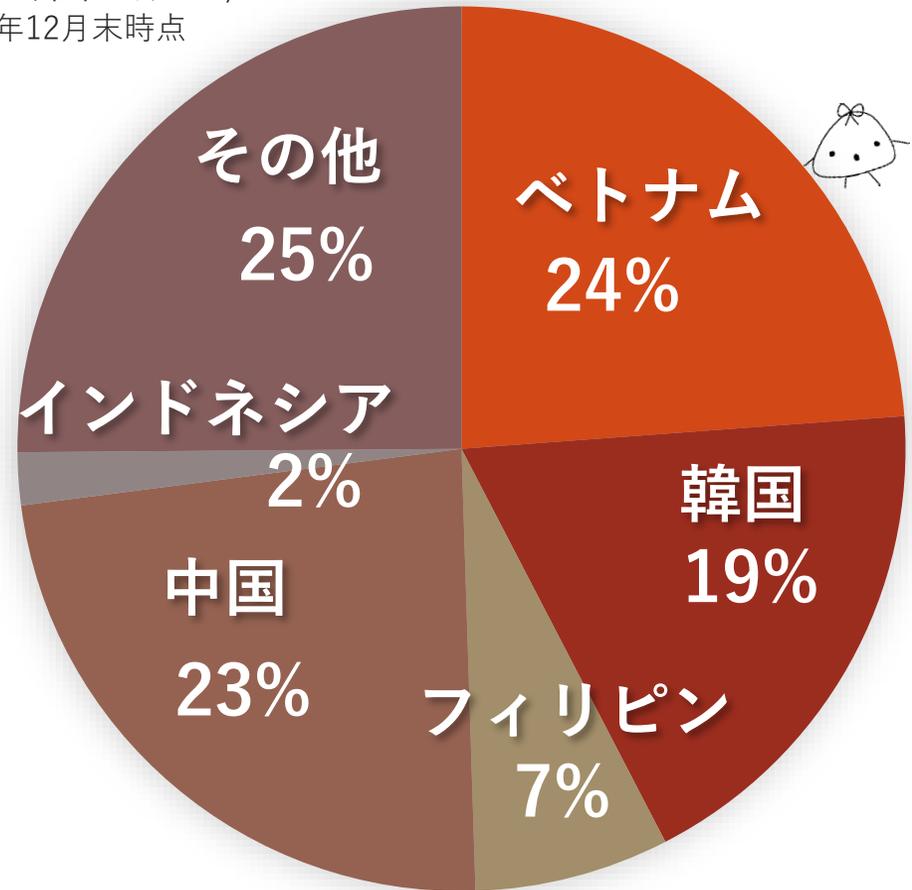
## 直方市

在留外国人人数576人  
2021年12月末時点



## 福岡県

在留外国人人数76,234人  
2021年12月末時点



出典：出入国在留管理庁 在留外国人統計表

# 現状・背景

---



## 外国人居住者は、増加傾向

- ✓ 東南アジアからの技能実習生（製造業・建設業）が大半



## 本市の労働力人口は、今後5～15年で大きく減少する見込み

- ✓ 団塊2世の退職、特に製造業では当該世代の労働力比率大
- ✓ 市内就業率を50%とすると、市内企業に勤務する労働者の今後5年間の退職年齢（60歳）到達者は、約266人/年（製造業約65人/年）



## 若年層（若者）の地元就職率が低い

- ✓ 外国人労働者による労働力確保は、事業継続上の喫緊の課題

# 目的・目標

## 外国人従業員を雇用する市内事業者の後方支援

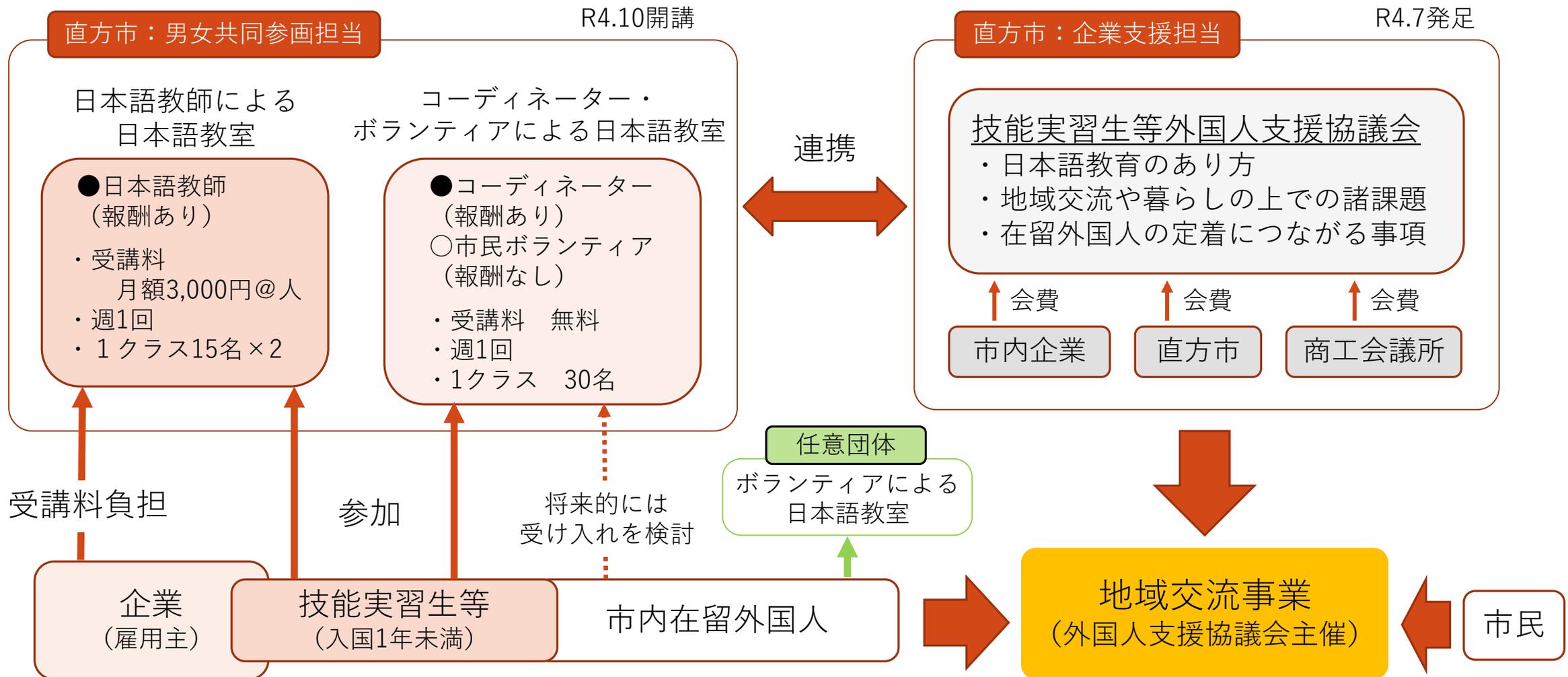
外国人労働者の定着支援を通して、市内事業者の事業継続支援を行う

※今回は市内事業者が雇用する技能実習生を対象とする

### 目標

- ① **語学スキル習得の支援** 日本語教師による日本語教室の開催  
効果 ⇒ コミュニケーション能力不足による離職予防
- ② **文化・生活様式理解につながる支援** 市民ボランティア主体の教室の開催  
効果 ⇒ 地域文化を理解することによるトラブル等予防
- ③ **地域交流事業の実施**  
効果 ⇒ 就労の場としての直方市の魅力向上

# 事業内容



# 日本語教師による日本語教室

教室数：2クラス（1クラス 定員15名）

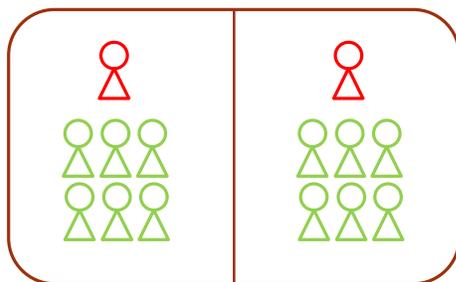
教師 ：2名（報酬あり）

学習者 ：22名（R4.12時点）

開催頻度：週1回90分（19:30～21:00）

受講料：3千円@人（雇用主負担）

教材費：3千円程度@人（雇用主負担）



- ✓ 金曜日に同じ施設内で実施  
（2クラス合同での実施も想定）
- ✓ 教材に沿った授業を実施
- ✓ 6か月を1ターム
- ✓ 3年でB1を目指すための動機付け



# コーディネーター・ボランティアによる日本語教室

教室数：1クラス（定員30名）

コーディネーター ：1名（報酬あり）

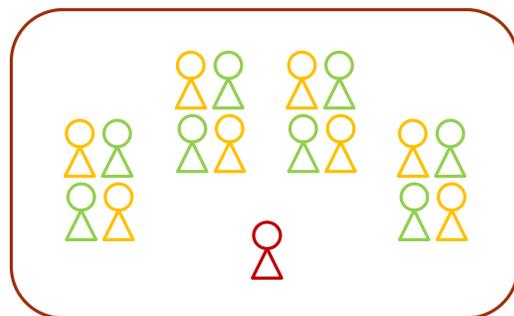
ボランティア ：12名（登録制、報酬なし）

※ボランティア養成講座受講後に登録

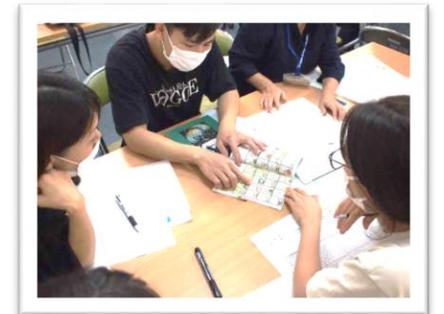
学習者 ：22名（日本語教室参加者のみ）

開催頻度：週1回 120分（19:00～21:00）

受講料：無料



- ✓ 火曜日に2クラス合同で実施
- ✓ 日本語教室の補講
- ✓ 日本の文化を楽しく学ぶ
  - 和服の試着体験
  - おむすび作り体験
  - 年賀状作り etc.



# 課題

---



## 日本語教師による日本語教室の受け入れ条件の拡大

- ✓ 現在入国1年未満の技能実習生のみを受け入れ
- ✓ 場所と日本語教師の確保、事務局事務の負担



## コーディネーター・ボランティアによる日本語教室への参加条件の拡大

- ✓ 市内在住の外国人が誰でも参加できる場へ



## 市民ボランティアの定着

- ✓ 定期的な募集と養成講座の開催
- ✓ 今後の教室拡大への対応

---

「お」のつく  
のおか汁  
直方  
NOGATA  
あなたの「お!」、見つけに来ませんか?

ご清聴ありがとうございました



## 都道府県と市町村の連携による日本語教育の展開

～愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な  
方針策定を踏まえて～

愛知県多文化共生推進室

(あいち地域日本語教育推進センター)

# 愛知県における外国人住民の現状

## ● 愛知県の外国人住民数・割合（図1）

- ・ 愛知県の外国人住民数は、**280,912人** (2022年6月末現在)
- ・ 県内総人口に占める外国人住民数の割合は **約3.7%** (県内総人口7,503,706人 (2022年7月1日現在))

## ● 在留資格別の状況（図2）

- ・ 在留資格別で多い順に、**永住者（33%）**、**定住者（14%）**、**技能実習等（14%）**、**特別永住者（8%）**。
- ・ **身分に基づく在留資格**で全体の**6割**を占める。

図1 愛知県における在留外国人数の推移

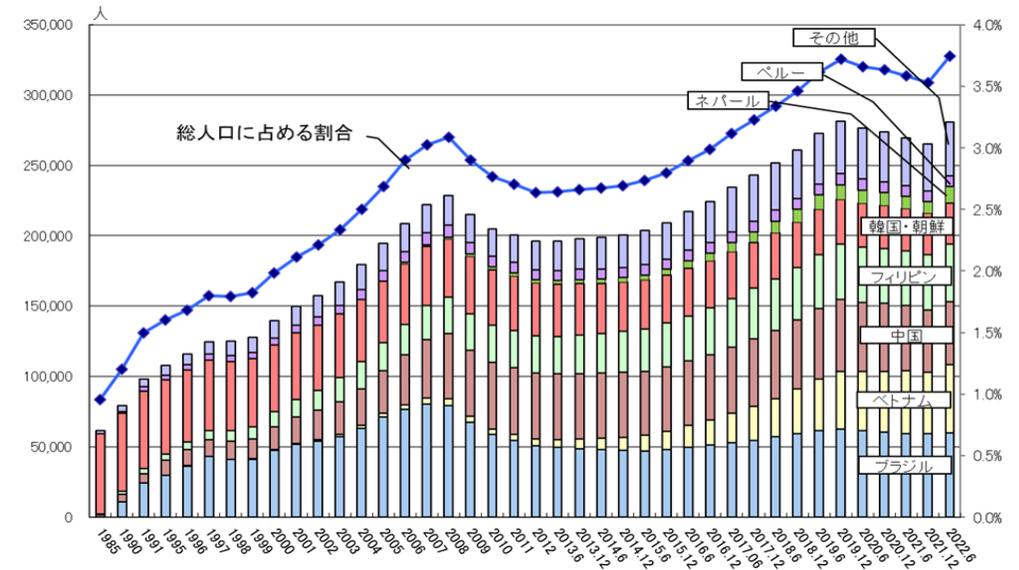
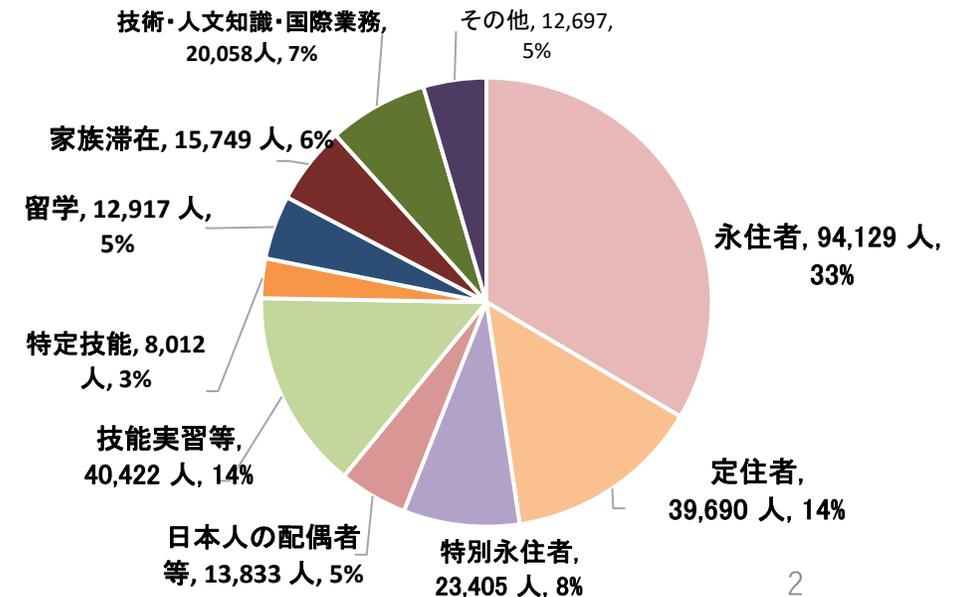
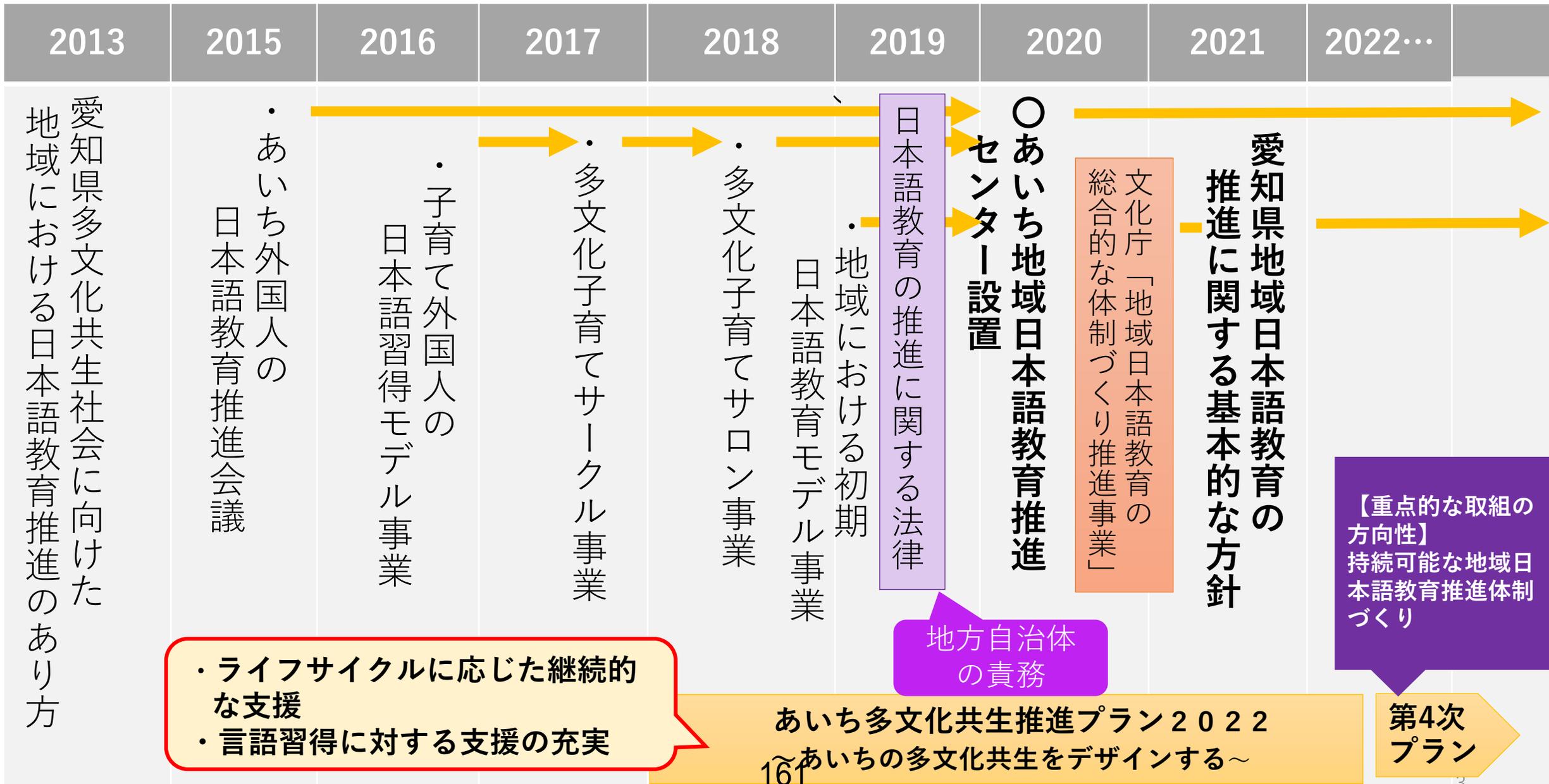


図2 在留資格別外国人数とその割合（2022年6月末現在）



(図1、図2ともに法務省「在留外国人統計」より作成)

# これまでの愛知県の地域日本語教育の取組



# あいち多文化共生推進プラン 2022 体系図

基本目標	施策目標	推進施策	重点施策・数値目標
多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり	<b>I ライフサイクルに応じた継続的な支援</b> 定住化・永住化に伴い、乳幼児期から老年期まで日本に住む外国人県民が増えてきている中、ライフサイクル全般を見渡した継続的な支援の観点から、福祉、医療、教育、防災などと連携して施策を行っていく。	① 乳幼児期 <概ね5歳まで> 出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携/多文化子育てサロンの設置促進/母子保健対策事業の適切な実施/円滑な小学校入学のための支援/乳幼児期からの言語習得のための支援	多文化子育てサロンの設置を促進します 未設置(現状)⇒15か所設置(目標)
		② 子ども期 <概ね6~14歳> 公立学校における学習機会の保障/要特別支援児童に対する対応の検討/外国人学校に対する支援/外国人学校への健康診断実施の働きかけ/健やかな成長と自己実現のための支援/少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組/子どもの日本語習得のための支援	不就学と推計される外国人児童生徒数を減らします 2,664人(現状)⇒1,800人(目標)
		③ 青年期 <概ね15~20代前半> 高等学校等における学習機会の促進/社会的自立につなげるための支援/二世世代のネットワークづくり/有害環境などへの対応/青年期における日本語学習の充実	高等学校に通う外国人生徒の数を増やします 1,295人(現状)⇒1,500人(目標)
		④ 成人期 <概ね20代後半~64歳> 外国人労働者のための恵章の充実/国への働きかけや職業訓練の実施/就業のための環境整備/起業のための情報提供/結婚・家族形成への支援/生活設計への支援/外国人の入居円滑化支援/メンタルヘルスで問題を抱える人や障害のある人への対応/関係機関と連携した日本語教育の充実	地域における初期日本語教育を実施します 未実施(現状)⇒3か所実施(目標)
		⑤ 老年期 <概ね65歳以上> 高齢化に関する取組の検討/介護通訳の検討・準備及び介護制度周知/外国人高齢者に配慮した環境整備/終活への対応支援/年金加入の促進	介護保険や年金制度への加入促進のための情報提供を行います 未実施(現状)⇒年2回実施(目標)
		⑥ 各年代共通 (医療) あいち医療通訳システムの普及/医療通訳者のスキル向上/外国語対応可能医療機関などの情報提供(防災) 愛知県災害多言語支援センターの機能強化/「やさしい日本語」などの普及/「多文化防災」の普及(体制) 多文化ソーシャルワーカーなど相談体制の充実/在名古屋ブラジル総領事館との連携/職員の見識の向上/有識者などとのつながりの継続/様々な立場にある団体や個人との連携	医療通訳システムの通訳派遣件数を増やします 1,279件(現状)⇒1,500件(目標) タウンミーティングを開催します(プラン策定のために開催)(現状)⇒年3回開催(目標)
		⑦ 外国人県民同士の関わり 外国人県民同士で教え合える場づくり/アイデンティティ確立の場づくり/世代間での交流や助け合いの場づくり	外国人コミュニティに向向いて意見交換を行います 未実施(現状)⇒年2回実施(目標)
		⑧ 外国人県民と日本人県民の関わり 日本人の高齢者やホームレスなどに対する支援の推進/災害時における支援の推進/日本人県民のボランティア活動の推進	外国人県民が自らの住む地域の魅力を発信する機会を設けます 未実施(現状)⇒3地域実施(目標)
		⑨ 外国人県民と地域社会の関わり 外国人県民の力を生かすための地域や企業への働きかけ/多言語化などによる情報提供/外国人県民の施策・事業の企画・運営などへの参加	自治会などに多文化共生の地域づくりの情報提供などを行います 未実施(現状)⇒年3回実施(目標)
		⑩ 地域などへの支援 市町村に対する支援/地域に対する支援/事業所に対する支援/宗教・文化などの理解に対する支援	子ども向けに多文化共生理解出前講座を行います 未実施(現状)⇒年3回実施(目標)
		⑪ 県全体の意識づくり 多文化共生に対する理解の促進/子どもへの多文化共生教育の実施/人権尊重の社会づくり	
	<b>II 互いに支え合う共生関係づくり</b> 定住している外国人が、日本での生活経験を生かして新たに来日してきた外国人を支えたり、支援される側だった外国人が、高齢化の進む地域では担い手にもなることから、外国人県民同士、外国人県民と日本人県民が、互いに支え合う共生関係づくりを行っていく。		
	<b>III 外国人県民とともに暮らす地域への支援</b> 外国人に不慣れな地域社会に向けて、ともに暮らしていくためのアドバイスや情報提供などの支援を自治会などへ行くとともに、わかりやすく多文化共生の意義などを伝えることにより、県全体の意識づくりを行っていく。		
	<b>【プランの推進に向けて】</b> 多文化共生推進主体の役割の明確化(国・愛知県・市町村・県国際交流協会・市町国際交流協会・NPOなどの団体・企業・県民・大学・学校の役割を明記)/多文化共生推進主体の連携・協働の強化(外国人が多数居住している7県1市から成る「多文化共生推進協議会」での活動など)/プランの進行管理と適切な見直し(第三者によるプラン実施状況の評価など)/実施状況の公表(「あいち多文化共生年次レポート」の作成)		

## 【参考】 あいち地域日本語教育推進センターについて

○設置年月 2020年4月

○場 所 愛知県多文化共生推進室内（愛知県庁西庁舎7階）

○人員体制 ・センター長：多文化共生推進室長、担当職員4名  
・総括コーディネーター1名

・あいち地域日本語教育コーディネーター 10名  
（NPO代表者等に委嘱）

総括コーディネーターと共に、地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを構想し、地域日本語教育関係者と意見交換をしながら、情報提供や助言を行う。



【開設式】 2020年4月3日

写真 左：愛知県大村知事  
右：総括コーディネーター

# 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定について

## 1 検討会議の開催

◆策定時期：2022年3月

2021年7月から2022年1月まで5回開催

<検討会議委員>

座長 尾崎明人 名古屋外国語大学名誉教授

日本語教育専門家、NPO、市町村、国際交流協会、経済団体など13名で構成。

## 2 日本語教育実態調査

○調査実施期間

2021年10月4日から2021年11月7日まで

○調査方法

①日本語教育実施機関実態調査

メール及び郵送によるアンケート調査

②外国人県民ニーズ調査

調査用紙及びWEB回答フォームによるアンケート調査

○調査対象及び回答数（調査対象は全て県内の団体等）

対象者	調査数	回答数	回収率
市町村	54	54	100.0%
国際交流協会	34	34	100.0%
日本語教室（成人向け）	119	81	68.1%
日本語教育機関	25	22	88.0%
日本語教師養成機関	11	8	72.7%
企業	100	31	31.0%
日本語教育実施機関 実態調査合計	343	230	67.1%
県内在住外国人ニーズ調査	—	408	—

<目次>

第1章 総論

- 1 趣旨
- 2 愛知県の現状と課題
- 3 **愛知県における地域日本語教育の  
意義・目指す姿**
- 4 **基本方針**
- 5 対象
- 6 **目指すレベル**

第2章 各主体の役割

- 1 行政  
国・**愛知県**・市町村
- 2 国際交流協会  
愛知県国際交流協会・市町村国際交流協会
- 3 企業
- 4 日本語教育機関（日本語学校・専門学校）
- 5 日本語教師養成機関（大学・専門学校等）
- 6 地域の日本語教室を運営する団体
- 7 県民（日本人県民・外国人県民）

第3章 県の施策の方向性

第4章 推進体制

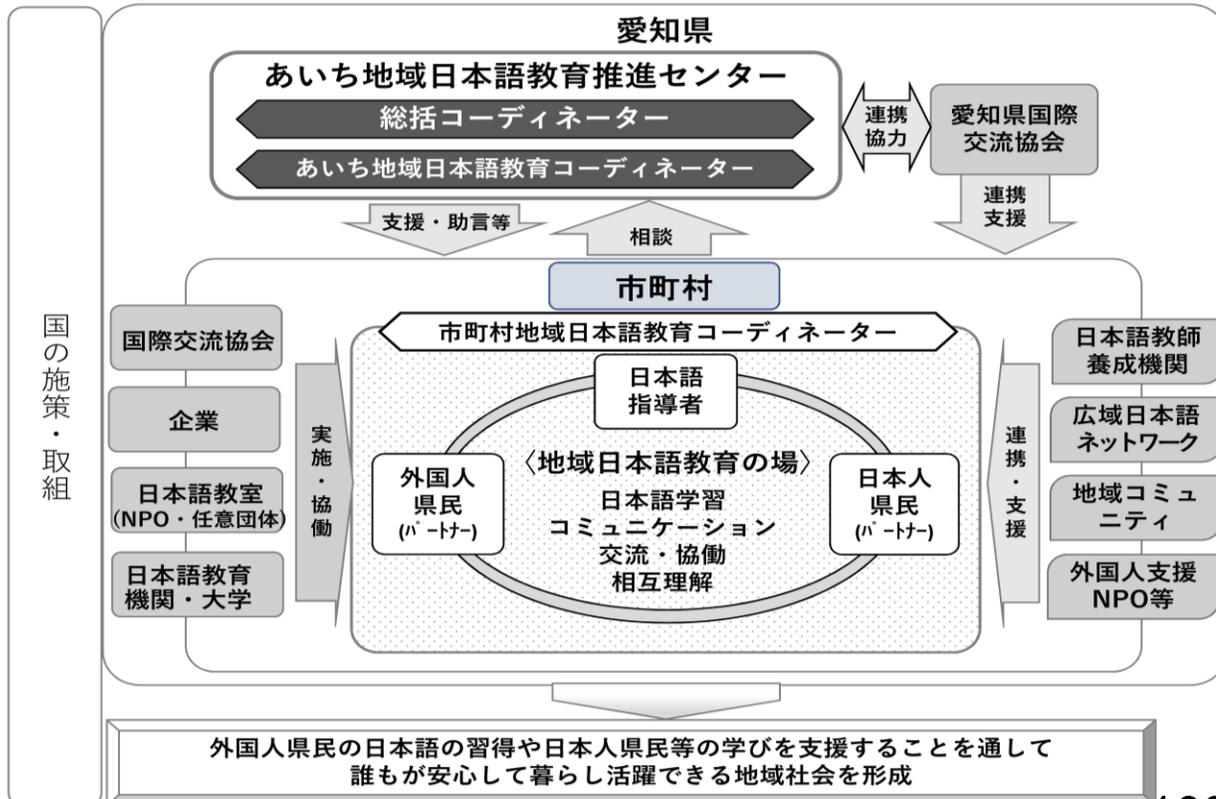
【別冊参考資料】

愛知県日本語教育実態調査報告書  
(日本語教育実施機関実態調査/外国人県民ニーズ調査) 7

## 愛知県における地域日本語教育の意義・目指す姿

日本語での交流機会に、すべての県民が積極的に参画し、外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等の学びを支援することを通して、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らし活躍できる持続可能な地域社会をつくる

<愛知県における地域日本語教育推進のイメージ図>



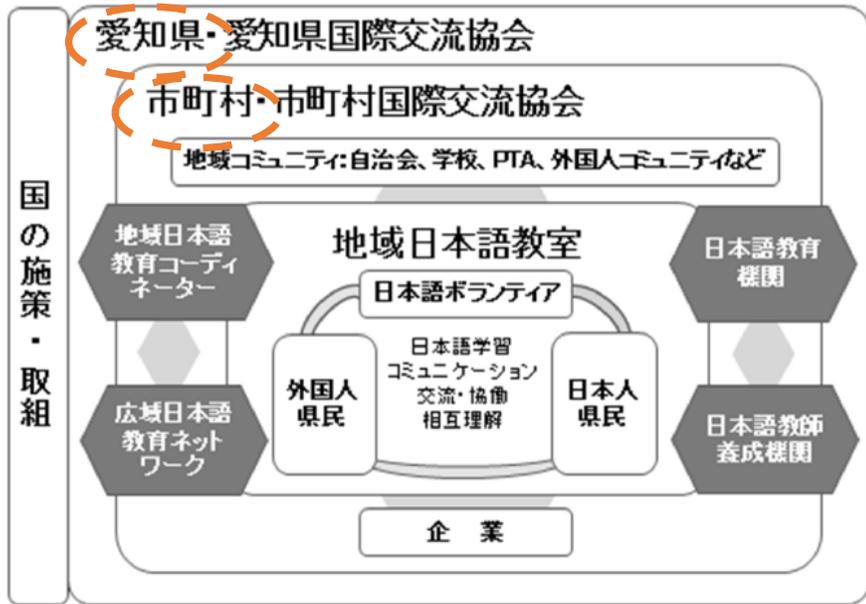
○日本語教育に関わる多様な関係団体・関係者と連携しながら「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進する。

○市町村が主体となり、地域の状況に応じて地域日本語教育の推進に取り組む。

○すべての県民が、対等な立場で相互理解を深め、日本語でのコミュニケーション能力を伸ばす。

# <イメージ図の変更>

愛知県多文化共生社会に向けた  
地域における日本語教育推進のあり方(2014年2月)



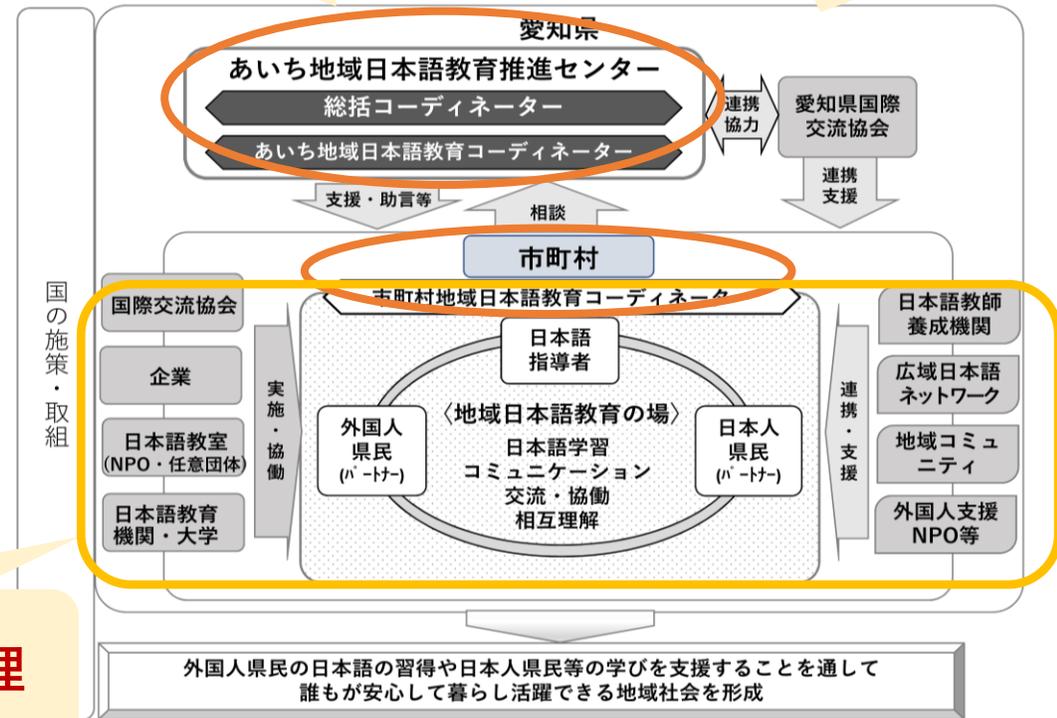
## 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針 (2022年3月)

Point

県の推進体制整備

Point

市町村が実施主体



Point

実施・協働体制の整理

【基本方針】

○生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する。

○ 全ての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う。

○ 「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPO等が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する。

【目指すレベル】

・一人でも多くの外国人県民が**A2レベル**の日本語運用能力を身につけられるような日本語学習支援の体制構築を目指す。

※全て「基本方針」より抜粋

## 各主体の役割

### 【愛知県】

- 「**あいち地域日本語教育推進センター**」を中心に県内の地域日本語教育の推進体制を整え、**全県をあげた取組を総合的・体系的に推進**
- 地域日本語教育のあり方や今後推進すべき施策などを検討・調整
- 県内全市町村における地域日本語教育の取組促進
- 日本語学習の初期段階にある学習者を対象とする**初期日本語教育について、市町村の取組促進**
- 市町村域で地域日本語教育をコーディネートできる人材の養成
- 県内の日本語教育に関する実態把握、関係機関との情報共有
- 企業が実施する日本語学習支援の取組促進
- 県民の多文化共生や地域日本語教育に関する理解促進など

### 【市町村】

- 地域日本語教育の担当部署を明確にし、地域の実情に応じた地域日本語教育の推進**
- 地域の日本語教室の活動の促進
- 地域の日本語教室の設置・運営**
- 外国人住民等の日本語教育・日本語学習ニーズの把握
- 日本語パートナー(学習支援者)の研修実施や日本語指導者の養成
- 住民に対する地域の日本語教室の周知
- 外国人を直接・間接に雇用する企業に対する働きかけ
- 住民の多文化共生や地域日本語教育に関する理解促進など

## 県の施策の方向性

### I リソース開発・モデル事業

- ・初期日本語教育の人材養成カリキュラムや学習教材等の開発
- ・先進的な内容をモデル実施

### II 取組の普及

- ・初期日本語教育・多文化子育てサロンの実施促進

### III 市町村等への財政支援

- ・市町村等の取組に補助金を交付

### IV 課題解決・人材育成支援

- ・市町村等への課題解決支援及び人材育成の実施

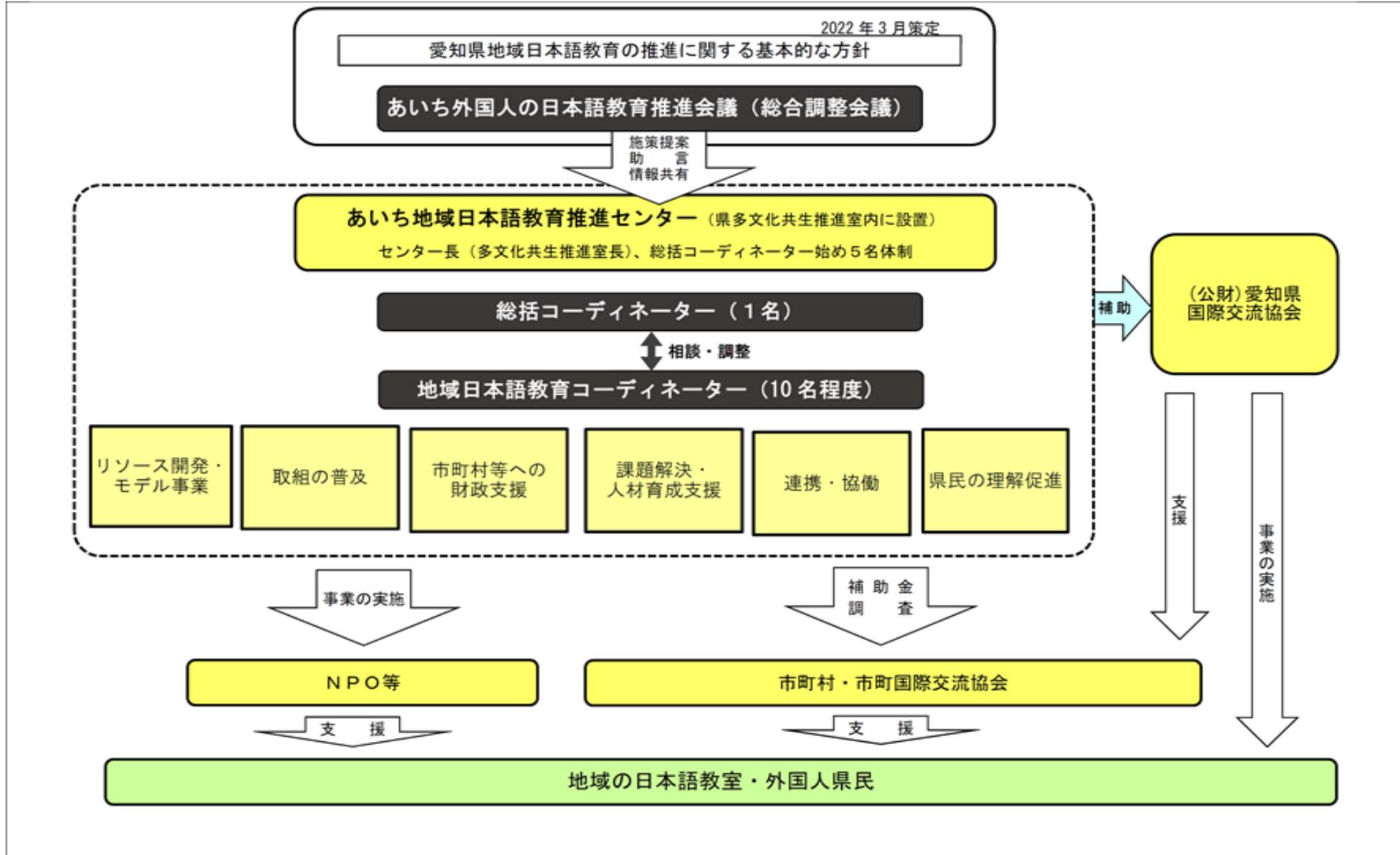
### V 連携・協働

- ・関係主体が意見交換・情報共有を行うための機会の実施

### VI 地域日本語教育に関する県民の理解促進

- ・やさしい日本語の普及促進・地域日本語教育に関する情報提供

あいち地域日本語教育推進センターを中心とした地域日本語教育の推進に係る実施体制図



県内全域において、社会インフラとしての地域日本語教育の場を実現する

市町村

主体的

継続的

安定的

どこでも

初期レベルの  
学習機会保障

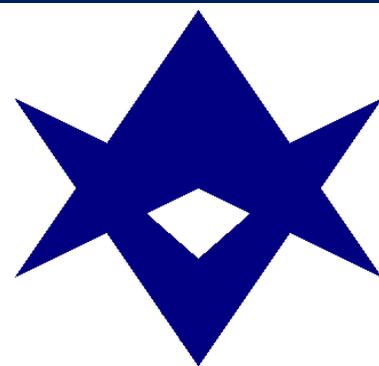
専門性の担保

基礎的自治体である市町村が主体となって、

日本語教室の設置・運営を行う

都道府県と市町村の連携による日本語教育の展開  
—基本方針策定を踏まえて—

# 豊田市における基本方針の策定



豊田市 国際まちづくり推進課  
丸山 宗祐

# 豊田市の紹介

愛知県の  
17.8%  
が豊田市



## 基礎情報

人口：417,875人 (R4.11.1現在)

面積：918.32km<sup>2</sup>

特徴：

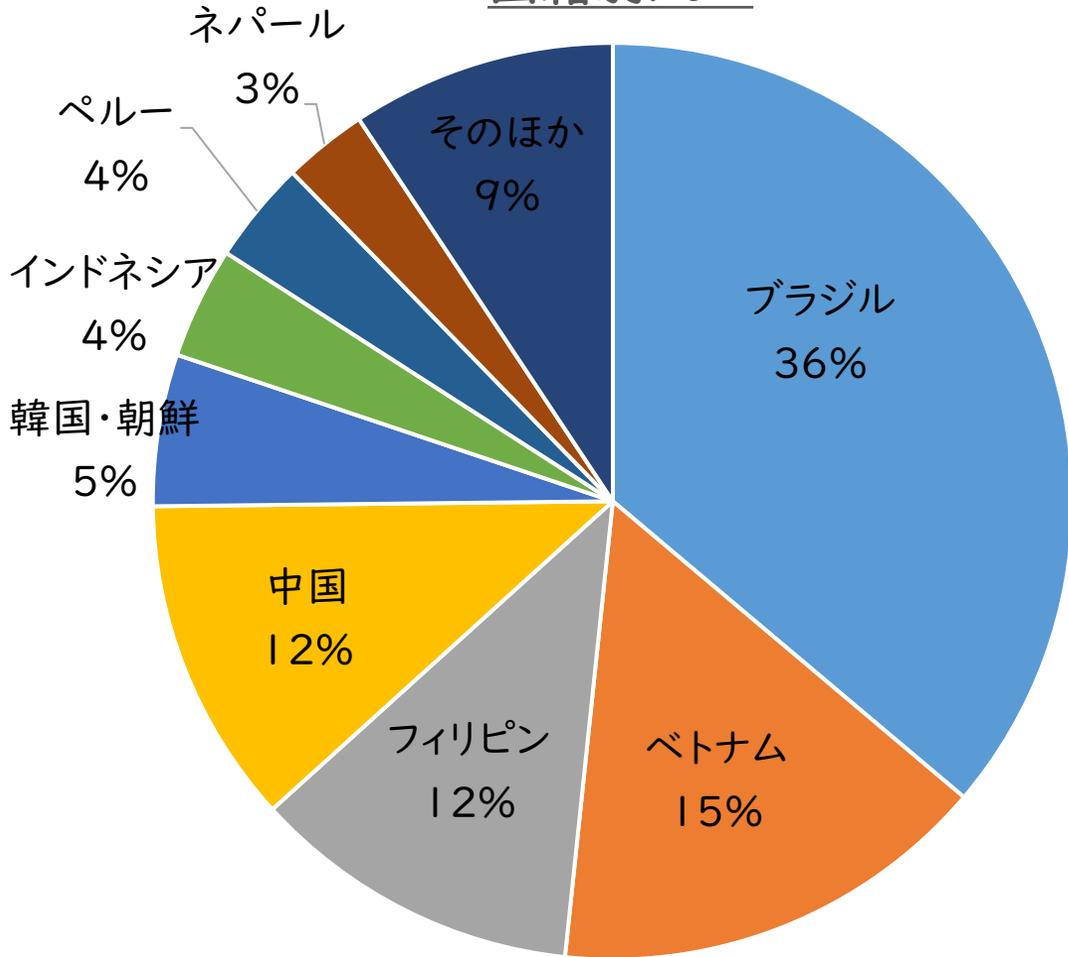
- ☑ クルマのまち/世界をリードするものづくりの中核
- ☑ 市域の7割を占める豊かな森林
- ☑ 都市部と山間部の共存



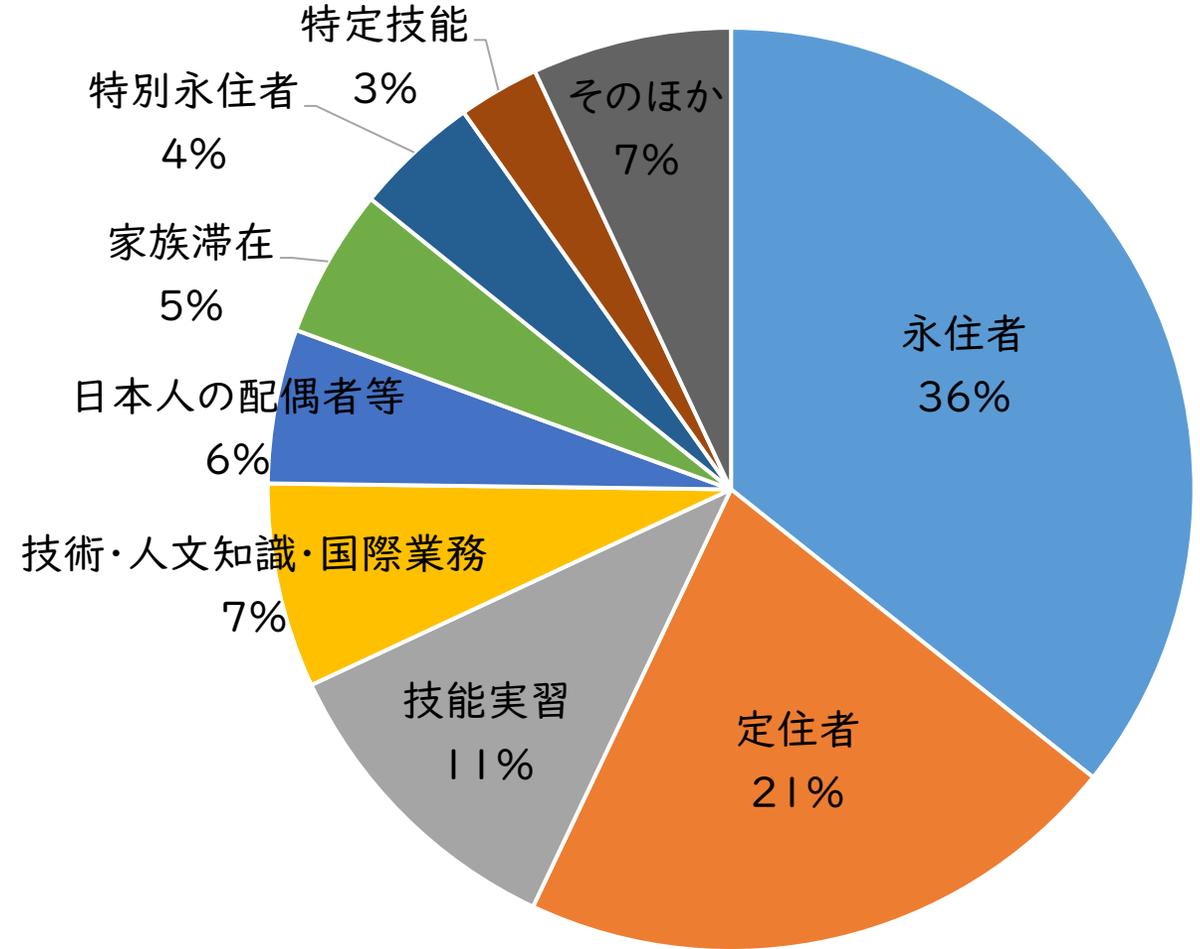
# 外国人の状況 <R4.11.1現在>

18,480人(74か国)・全人口の4.4%

### 国籍別人口

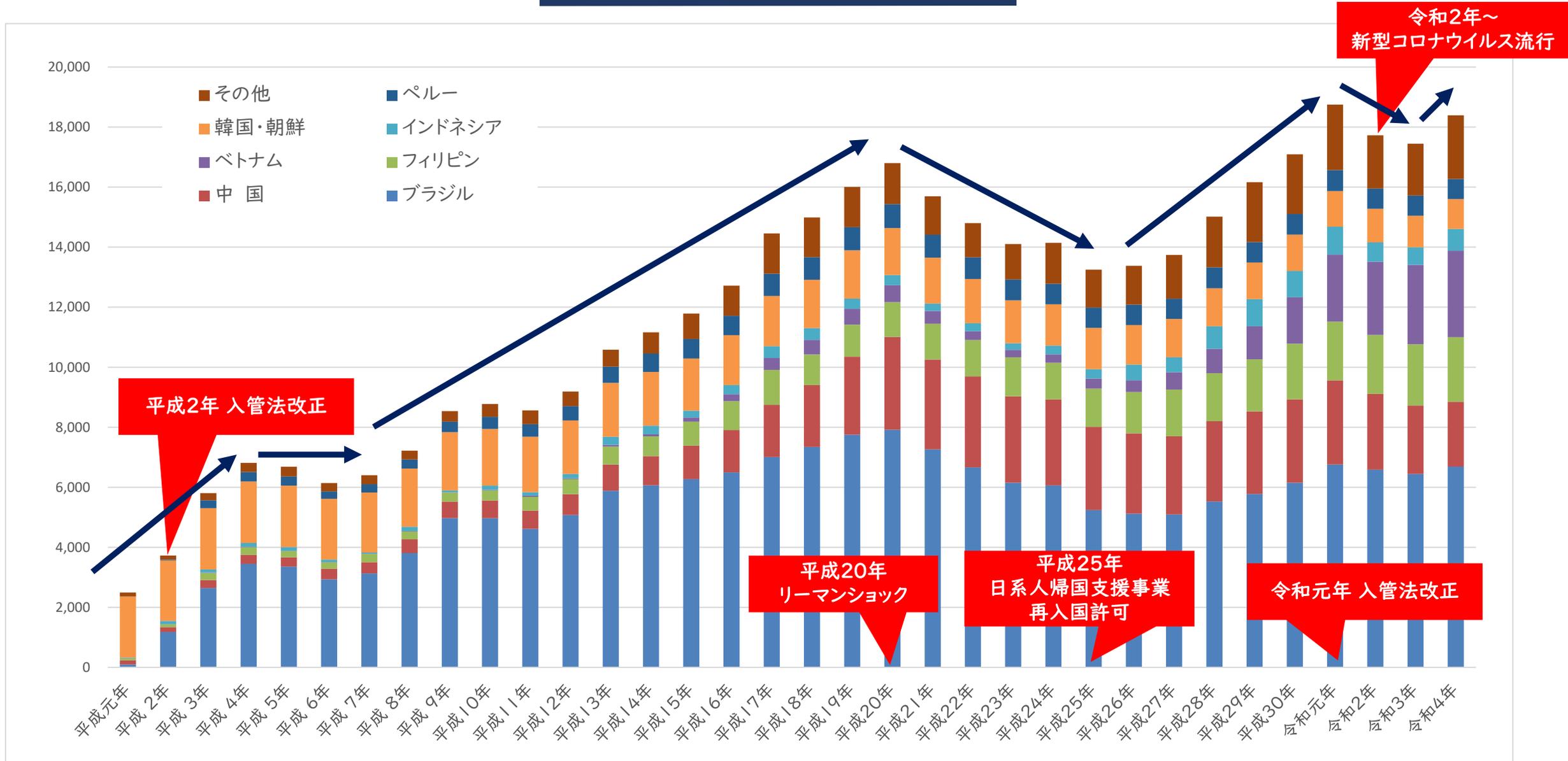


### 在留資格別人口



# 外国人人口の推移

<各年10.1現在>



# 地域日本語教育の基本方針の背景・コンセプト

## 策定の背景

- ★ 第3次豊田市国際化推進計画と合わせて策定
- ★ 現状の見直し、課題の再認識の機会

## 方針のコンセプト

- ☑ ライフステージに合わせた目標設定と支援
- ☑ 公的支援と自立学習のメリハリ
- ☑ 母語・継承語も大切に

# 地域日本語教育の基本方針の策定体制

## 豊田市多文化共生推進協議会

豊田市長  
(公財)豊田市国際交流協会 理事長  
豊田商工会議所 副会頭  
豊田市区長会 理事  
学識者  
外国人コミュニティ代表(外国人当事者)  
外国人支援者

## 第3次豊田市国際化推進計画策定委員会

(公財)豊田市国際交流協会 理事長  
公立高等学校 校長  
豊田市教育委員会 教育長職務代理者  
民間事業者  
豊田市 経営戦略部長

連動

そのほかの意見聴取

外国人の意見を聴く会

関係団体へのヒアリング

## ワーキンググループ

次世代育成課(青少年関係)、保育課(幼児関係)、産業労働課(就労関係)、介護保険課(介護人材関係)、学校教育課(学校関係)、国際まちづくり推進課(公財)豊田市国際交流協会(地域日本語教育コーディネーター)

愛知淑徳大学  
鈴木 崇夫助教からのアドバイス

# 地域日本語教育の基本方針の内容

方針

## 日本語教育推進施策(大人)

方針：地域生活に必要な日本語学習機会の保障・時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供

### 地域生活に必要な日本語学習機会の保障

### 時代とニーズに応じた日本語学習機会の提供

ライフステージ

目指す姿  
・施策の効果・役割

目指す姿  
市の施策  
想定する効果  
期待する役割  
(支援団体等)  
期待する役割  
(外国人)

入国直後期 (入国～1年程度)	生活期 (入国後1～3年程度)
生活でよく使われる単語や表現を理解し、簡単なコミュニケーションができる	自立して身の回りのことが日本語で可能となり、地域での生活に適應できる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・0,1レベル日本語指導</li> <li>・プレ0レベルクラスの開催</li> <li>・導入教育の実施</li> <li>・日本語学習への誘導、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室等の情報提供、マッチング</li> <li>・日本語学習への誘導、啓発</li> </ul>
<p>&lt;社会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションギャップによる摩擦の解消</li> </ul> <p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接触頻度の高い単語や表現を学び、自分の身の回りの簡単なことは日本語でできる</li> </ul>	<p>&lt;社会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加による地域の共生と活性化</li> </ul> <p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活が日本語でできる</li> <li>・地域社会に参加する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語を学習する機会の提供や紹介</li> <li>・監理団体等による日本語指導</li> <li>・地域と関わるきっかけづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における日本語教室の開催や紹介</li> <li>・監理団体等による日本語指導</li> <li>・自治区や近隣住民間のつながりづくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語学習に意欲を持ち、日常生活において必要度の高い日本語の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活や地域社会で役に立つ日本語の習得</li> <li>・日本語学習への意欲の持続</li> </ul>

就労期	キャリアアップ期
日本語による就労が可能となり、自立した生活を営むことができる	希望する職種・職業に就き、職業能力を高めながら、キャリアを重ねて活躍できる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労のための初級・中級日本語教室の開催</li> <li>・社会ニーズに応じた日本語学習支援</li> <li>・日本語教室等の情報提供、マッチング</li> <li>・企業等への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人介護福祉候補者日本語学習支援事業</li> <li>・企業内の日本語の研修支援</li> <li>・社会ニーズに応じた日本語学習支援</li> </ul>
<p>&lt;社会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働人材としての活躍</li> </ul> <p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事に必要な日本語を習得し、それを生かして働くことができる</li> </ul>	<p>&lt;社会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度人材としての活躍</li> </ul> <p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識や専門用語を含む上級日本語の習得、キャリアアップ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に向けた日本語教室の開催(例：しごとのための日本語)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内での日本語の研修実施、知識習得補助、資格取得支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の向上をめざした自立的な日本語学習</li> <li>・外国人ネットワークにおいて支援が必要な人への生活サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの生活を豊かにするとともに社会貢献ができる</li> <li>・外国人ネットワークにおいて支援が必要な人への生活サポート</li> </ul>

日本語の習得イメージ



# 基本方針に基づく取組例（大人）

- ・ とよた日本語学習支援システムを生かした日本語学習支援 ・

## システムの3つの特徴

- 地域に密着した日本語教室
- 交流の要素を持った日本語教室
- 外国人・日本人の双方に学びを

← 相互理解のための日本語学習

## システムの教室

- 対象者判定テスト

- 会話クラス
- 読み書きクラス

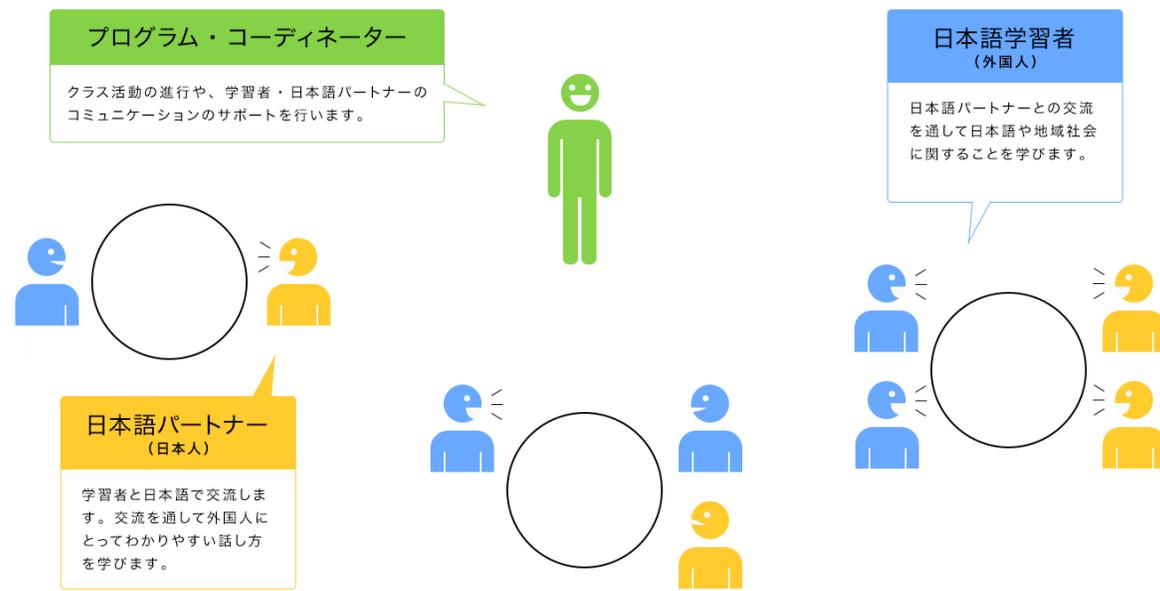
=レベルに合わせた学習



(A1～A2程度)

地域生活に必要な日本語の習得

<システムを生かした教室のイメージ>



ご清聴ありがとうございました。

